

こども家庭庁 令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業

ひとり親家庭等のこどもへの学習支援の
効果的な実施について
報告書

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

令和7年3月

ひとり親家庭等のこどもへの学習支援の効果的な実施について 事業要旨

本調査研究は、アンケート調査・ヒアリング調査を通じて、同事業の実施状況に関して実態を把握すること、及び、収集した取組事例について、他自治体が参照可能な形式でとりまとめることを目的に実施した。

アンケート調査

「こどもの生活・学習支援事業」を実施している自治体から、同事業の実施状況に関する情報を収集することを目的に、全国の自治体（都道府県及び市区町村）、及び、ひとり親の生活・学習支援事業を実施している学習教室を対象として、アンケート調査を実施した。

【調査対象・回収率等】

調査対象	発送数	回収数	回収率
自治体	1,788	823	46.0%
学習教室	-	236	-

ヒアリング調査

アンケート調査にて明らかになった「こどもの生活・学習支援事業」の実施状況や実施内容についてより詳細な状況や課題を把握することを目的として、自治体を対象としたヒアリング調査を実施した。

【調査対象】

調査対象	ヒアリング日程
大阪府茨木市	令和7年2月4日
広島県廿日市市	令和7年2月5日
石川県金沢市	令和7年2月7日
愛知県名古屋市	令和7年2月13日
東京都調布市	令和7年2月13日
新潟県南魚沼市	令和7年2月19日
滋賀県米原市	令和7年2月20日

成果等の公表計画

本事業の成果は、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社のホームページにおいて公開する。

目次

第1章 本調査研究の概要	1
1. 背景・目的	1
2. 実施内容	2
3. 成果の公表方法	2
第2章 アンケート調査	3
1. 調査概要	3
2. 調査結果（自治体票）	6
3. 調査結果（学習教室票）	39
4. 調査結果のまとめ	69
第3章 ヒアリング調査	71
1. 調査概要	71
2. 調査結果	73
第4章 考察	75
1. ニーズがあるこどもを事業の利用につなげるための考察	75
2. 事業内容を拡充するための考察	75
3. 事業の実施体制を強化するための考察	76

第1章 本調査研究の概要

1. 背景・目的

(1) 背景

こども家庭庁「こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援の現状について」（令和5年7月28日開催、こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援部会）によると、日本のひとり親世帯の相対的貧困率は2012年の54.6%から2021年の44.5%と10ポイント以上減少している。しかし、未だに44.5%と半数近くが経済的困難を抱えている状況である。

実際に、ひとり親家庭のこどもの高校卒業後の進学率が65.3%（令和3年度全国ひとり親世帯等調査）であるのに対し、全世帯のこどもの進学率は83.8%（令和4年度学校基本調査）と10ポイント以上乖離している。この要因は様々に考えられるが、その一つとして、ひとり親家庭はふたり親家庭と比べて収入が低く、こどもを学習塾に通わせることができない家庭が多いことや学習環境が整っていないこと等が考えられる。

ひとり親家庭の学習支援に係る事業として、「こどもの生活・学習支援事業」が平成28年度より実施されており、令和5年度補正予算を通じて同事業の拡充が行われている。特に、令和5年度補正予算では、自治体を実施する「こどもの生活・学習支援事業」に登録しているこども等を対象として、大学等受験料・模擬試験受験料の補助が行われることとなった。今後、本事業の実施自治体を増やすことは、ひとり親家庭等への学習支援策を拡充する上で重要だと言える。

さらに、ひとり親家庭や低所得子育て世帯のこどもに対し、基本的な生活習慣の取得支援・学習支援、軽食の提供等を行うことにより、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもの生活の向上を図ることは、「貧困の連鎖」を防止する観点から非常に重要である。

一方で、同事業の実施状況の詳細に関して、過去に本格的な調査が行われた実績がなく、当該事業の運用実態に関するデータが蓄積されていない。

(2) 目的

上記を踏まえ、本調査研究は、アンケート調査・ヒアリング調査を通じて、同事業の実施状況に関して実態を把握すること、及び、収集した取組事例について、他自治体が参照可能な形式でとりまとめることを目的に実施した。

2. 実施内容

本事業では、以下の調査等を実施した。

(1) アンケート調査

「こどもの生活・学習支援事業」を実施している自治体から、同事業の実施状況に関する情報を収集することを目的に、全国の自治体（都道府県及び市区町村）、及び、ひとり親の生活・学習支援事業を実施している学習教室を対象として、アンケート調査を実施した。

調査方法、回収状況、調査結果は、第2章を参照されたい。

(2) ヒアリング調査

アンケート調査にて明らかになった「こどもの生活・学習支援事業」の実施状況や実施内容についてより詳細な状況や課題を把握することを目的として、自治体を対象としたヒアリング調査（以降、「ヒアリング調査」と表記）を実施した。

調査方法、調査結果は、第3章を参照されたい。

3. 成果の公表方法

本調査研究の成果は、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社のホームページにおいて公開する。

<https://www.mizuho-rt.co.jp/index.html>

第2章 アンケート調査

1. 調査概要

(1) 目的

「こどもの生活・学習支援事業」を実施している自治体から、同事業の実施状況に関する情報を収集することを目的に、全国の自治体（都道府県及び市区町村）、及び、ひとり親の生活・学習支援事業を実施している学習教室を対象として、アンケート調査を実施した。

(2) 対象・方法

全国の自治体、及び、ひとり親の生活・学習支援事業を実施している学習教室を対象として、それぞれ「自治体票」と「学習教室票」の2種類の調査票を準備した。

ア 調査設計の方法

こども家庭庁との協議の上、調査票を設計した。また、調査設計の精緻化にあたって、下記2件の学習教室に訪問を行った。訪問先での聴取内容は、別添資料2を参照されたい。

図表 1 訪問先

調査対象の所在自治体	ヒアリング日程
埼玉県入間市	令和6年9月11日
千葉県松戸市	令和6年10月1日

イ 調査方法

エクセル電子調査票を作成し、こども家庭庁経由で全国の都道府県及び市区町村に調査票をメール配布した。こどもの生活・学習支援事業を実施している自治体に対しては、管内で当該事業を実施している学習教室に、学習教室票を配布するよう、依頼した。

調査期間中は問合せ対応専用の電話・メール窓口を設置した。回答完了後は専用のWEBサイトにアップロードを依頼した。

ウ 調査期間

令和6年10月17日（木）～令和6年11月25日（月）

(3) 回収状況

図表 2 アンケート調査の回収状況

調査対象	発送数	回収数	回収率
自治体	1,788	823	46.0%
学習教室	-	236	-

図表 3 アンケート調査の回収状況とこどもの生活・生活事業の実施状況

	都道府県	市区町村	自治体 (都道府県+市区町村)
調査対象数	47	1741	1788
回収数	25	798	823
うち、事業実施有	7	182	189
うち、事業実施無	18	616	634
事業実施率	28.0%	22.8%	23.0%

(4) 調査項目

調査項目は下記のとおり。(各調査項目に含まれる設問内容は自治体票及び学習教室票で異なる)

図表 4 アンケート調査の調査項目

調査の種類	調査項目
自治体票	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本情報 【共通設問】 ・ こどもの生活・学習支援事業の実施有無 【こどもの生活・学習支援事業を実施している自治体への設問】 ・ 実施状況 ・ 利用対象者 ・ 委託状況及び委託先 ・ 実施内容 ・ 関係機関との連携状況 ・ 実施における効果と課題 ・ 意見・要望 【こどもの生活・学習支援事業を実施していない自治体への設問】 ・ こどもの生活・学習支援事業を実施していない自治体の状況 ・ 意見・要望
学習教室票	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本情報 ・ 実施状況 ・ 長期休暇中の学習支援の追加開催

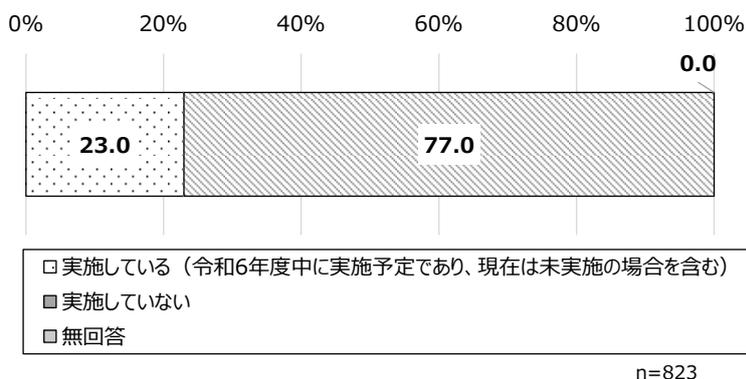
- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ICT の活用状況・他機関との連携内容・コーディネーター・管理者・支援員・広報発信・実施におけるその他の工夫・実施における効果と課題・意見や要望 |
|--|---|

2. 調査結果（自治体票）

（1）こどもの生活・学習支援事業の実施有無

こどもの生活・学習支援事業を「実施している」と選択した割合は、23.0%であった¹。自治体規模別では、3万人未満で「実施している」と選択した割合は5.5%であるのに対し、10万人以上～50万人未満では48.2%、50万人以上では65.5%であり、市区町村においては人口規模が大きいほど、「実施している」と選択した割合は高い傾向にある。

図表 5 「こどもの生活・学習支援事業」の実施有無



図表 6 「こどもの生活・学習支援事業」の実施有無（自治体規模別²）

	合計	都道府県	市区町村			
			3万人未満	3万人以上～10万人未満	10万人以上～50万人未満	50万人以上
n	823	25	380	223	166	29
実施している（令和6年度中に実施予定であり、現在は未実施の場合を含む）	23.0%	28.0%	5.5%	27.8%	48.2%	65.5%
実施していない	77.0%	72.0%	94.5%	72.2%	51.8%	34.5%
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

（2）実施状況

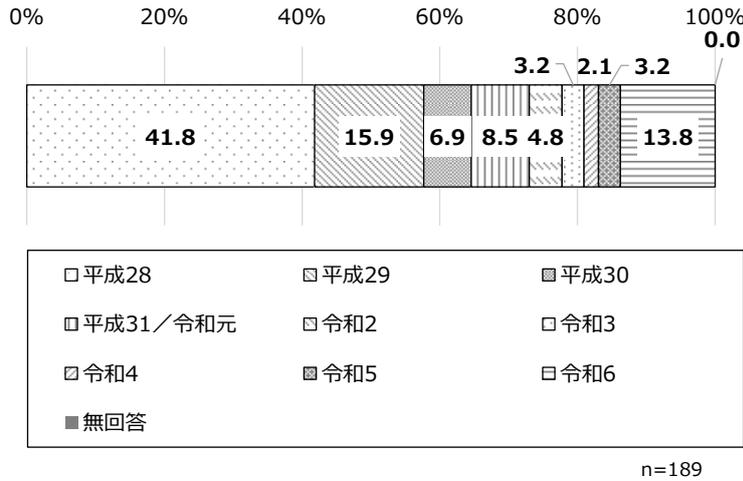
ア 事業開始年度

「平成 28 年度」を選択した割合は、41.8%であった。

¹（2）～（8）はこどもの生活・学習支援事業を実施している自治体、（9）～（10）は事業を実施していない自治体を回答対象としている。

²自治体規模別の図表において、各行の数値のうち平均値より1標準偏差以上大きいものについては数値を太字にしている。（図表 60 と図表 62 を除く）

図表 7 「こどもの生活・学習支援事業」の開始年度



図表 8 「こどもの生活・学習支援事業」の開始年度(自治体規模別)

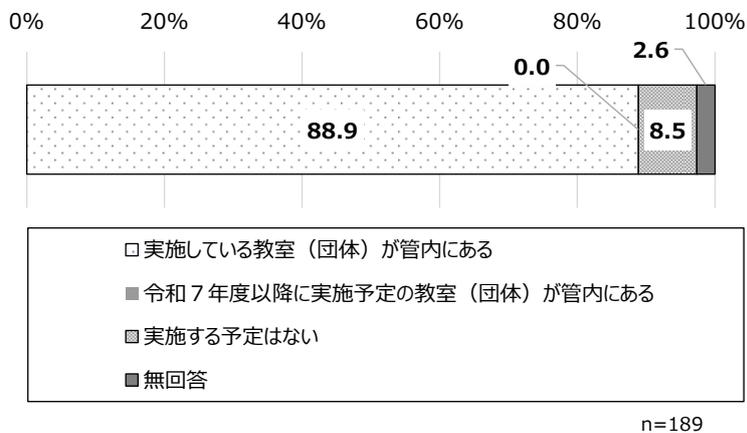
	合計	都道府県	市区町村			
			3万人未満	3万人以上~10万人未満	10万人以上~50万人未満	50万人以上
n	189	7	21	62	80	19
平成28	41.8%	57.1%	47.6%	29.0%	50.0%	36.8%
平成29	15.9%	0.0%	19.0%	22.6%	11.3%	15.8%
平成30	6.9%	14.3%	0.0%	6.5%	7.5%	10.5%
平成31/令和元	8.5%	0.0%	9.5%	9.7%	10.0%	0.0%
令和2	4.8%	0.0%	9.5%	6.5%	1.3%	10.5%
令和3	3.2%	0.0%	0.0%	4.8%	3.8%	0.0%
令和4	2.1%	0.0%	0.0%	1.6%	2.5%	5.3%
令和5	3.2%	0.0%	0.0%	6.5%	2.5%	0.0%
令和6	13.8%	28.6%	14.3%	12.9%	11.3%	21.1%
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

イ 実施事項

① 生活指導・学習支援

「実施している教室（団体）が管内にある」を選択した割合は、88.9%であった。

図表 9 生活指導・学習支援³



³ 選択肢「令和7年度以降に実施予定の教室（団体）が管内にある」は、現在、管内に実施している教室（団体）がない場合にのみ選択するよう依頼している。以下、図表 11～図表 18 についても同様。

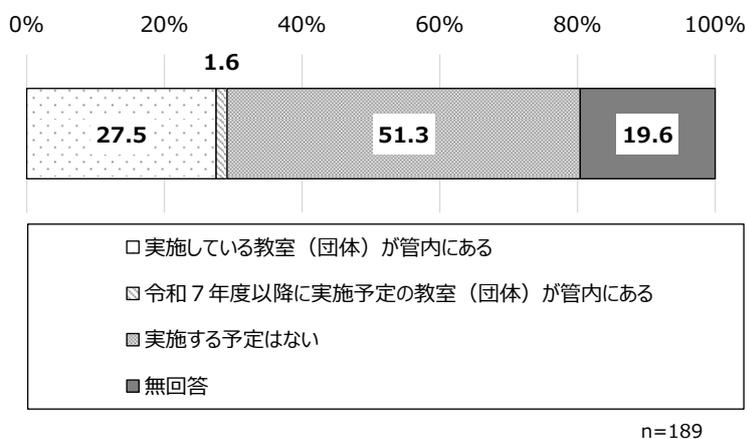
図表 10 生活指導・学習支援(自治体規模別)

	合計	都道府県	市区町村			
			3万人未満	3万人以上～10万人未満	10万人以上～50万人未満	50万人以上
n	189	7	21	62	80	19
実施している教室（団体）が管内にある	88.9%	71.4%	90.5%	88.7%	90.0%	89.5%
令和7年度以降に実施予定の教室（団体）が管内にある	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
実施する予定はない	8.5%	14.3%	4.8%	8.1%	8.8%	10.5%
無回答	2.6%	14.3%	4.8%	3.2%	1.3%	0.0%

② 軽食の提供

「実施している教室（団体）が管内にある」を選択した割合は、27.5%であった。

図表 11 軽食の提供



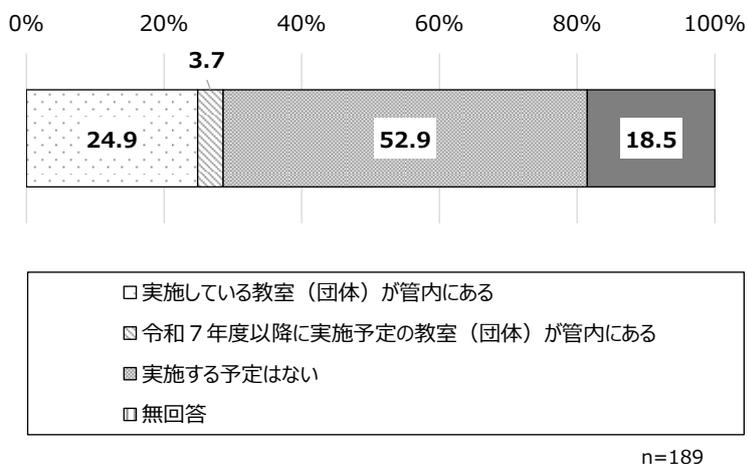
図表 12 軽食の提供(自治体規模別)

	合計	都道府県	市区町村			
			3万人未満	3万人以上～10万人未満	10万人以上～50万人未満	50万人以上
n	189	7	21	62	80	19
実施している教室（団体）が管内にある	27.5%	42.9%	19.0%	27.4%	27.5%	31.6%
令和7年度以降に実施予定の教室（団体）が管内にある	1.6%	0.0%	0.0%	3.2%	1.3%	0.0%
実施する予定はない	51.3%	42.9%	57.1%	46.8%	53.8%	52.6%
無回答	19.6%	14.3%	23.8%	22.6%	17.5%	15.8%

③ 長期休暇中の学習支援の追加開催

「実施している教室（団体）が管内にある」を選択した割合は、24.9%であった。

図表 13 長期休暇中の学習支援の追加開催



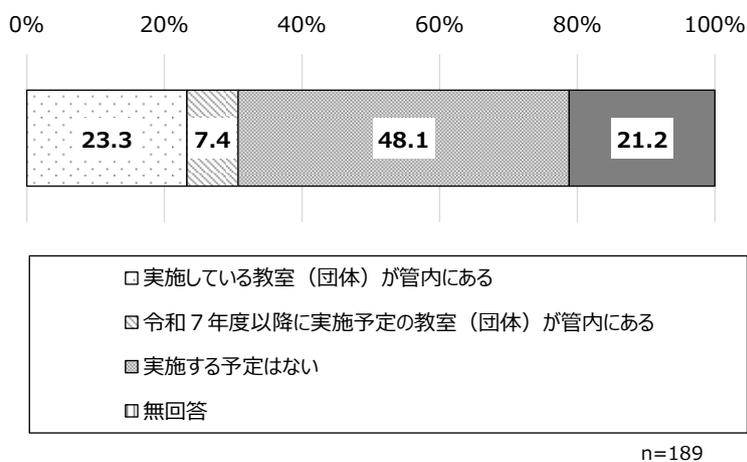
図表 14 長期休暇中の学習支援の追加開催（自治体規模別）

	合計	都道府県	市区町村			
			3万人未満	3万人以上～10万人未満	10万人以上～50万人未満	50万人以上
n	189	7	21	62	80	19
実施している教室（団体）が管内にある	24.9%	14.3%	23.8%	19.4%	30.0%	26.3%
令和7年度以降に実施予定の教室（団体）が管内にある	3.7%	0.0%	4.8%	4.8%	2.5%	5.3%
実施する予定はない	52.9%	71.4%	47.6%	56.5%	52.5%	42.1%
無回答	18.5%	14.3%	23.8%	19.4%	15.0%	26.3%

④ 大学等受験料支援

「実施している教室（団体）が管内にある」を選択した割合は、23.3%であった。

図表 15 大学等受験料支援



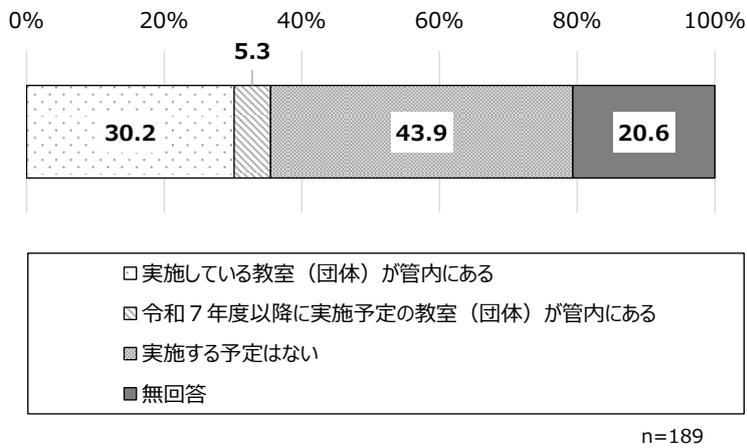
図表 16 大学等受験料支援(自治体規模別)

	合計	都道府県	市区町村			
			3万人未満	3万人以上～10万人未満	10万人以上～50万人未満	50万人以上
n	189	7	21	62	80	19
実施している教室（団体）が管内にある	23.3%	28.6%	9.5%	17.7%	23.8%	52.6%
令和7年度以降に実施予定の教室（団体）が管内にある	7.4%	0.0%	4.8%	6.5%	8.8%	10.5%
実施する予定はない	48.1%	57.1%	61.9%	51.6%	48.8%	15.8%
無回答	21.2%	14.3%	23.8%	24.2%	18.8%	21.1%

⑤ 模擬試験受験料支援

「実施している教室（団体）が管内にある」を選択した割合は、30.2%であった。

図表 17 模擬試験受験料支援



図表 18 模擬試験受験料支援(自治体規模別)

	合計	都道府県	市区町村			
			3万人未満	3万人以上～10万人未満	10万人以上～50万人未満	50万人以上
n	189	7	21	62	80	19
実施している教室（団体）が管内にある	30.2%	28.6%	19.0%	29.0%	28.8%	52.6%
令和7年度以降に実施予定の教室（団体）が管内にある	5.3%	0.0%	4.8%	3.2%	5.0%	15.8%
実施する予定はない	43.9%	57.1%	47.6%	46.8%	47.5%	10.5%
無回答	20.6%	14.3%	28.6%	21.0%	18.8%	21.1%

ウ 大学等受験料・模擬試験受験料の支給状況

大学等受験料の支給を実施している自治体では、支給者数の平均が 3.5 人、支給総額の平均が約 14.1 万円であった。また、模擬試験受験料の支給を実施している自治体では、支給者数の平均が 4.6 人、支給総額の平均が約 2.2 万円を支給していた。(いずれも令和 5 年度支給実績)

図表 19 大学等受験料支援_支給者数

	(n=44)	支給者数
合計		141.0
平均		3.5
分散(n-1)		441.3
標準偏差		20.7
最大値		133.0
最小値		0.0
無回答		4.0
非該当		779.0

図表 20 大学等受験料支援_支給総額

	(n=44)	支給総額
合計		5643479.0
平均		141087.0
分散(n-1)		707260313878.9
標準偏差		830408.8
最大値		5323356.0
最小値		0.0
無回答		4.0
非該当		779.0

図表 21 模擬試験受験料支援_支給者数

	(n=57)	支給者数
合計		242.0
平均		4.6
分散(n-1)		242.3
標準偏差		15.4
最大値		94.0
最小値		0.0
無回答		4.0
非該当		766.0

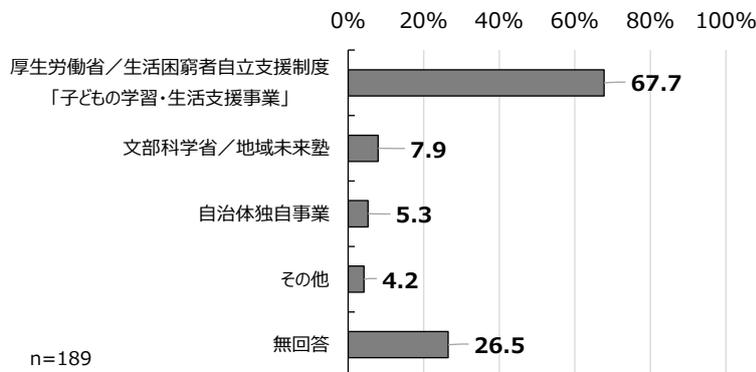
図表 22 模擬試験受験料支援_支給総額

(n=57)	支給総額
合計	1135600.0
平均	22266.7
分散(n-1)	7359268674.7
標準偏差	84941.0
最大値	576700.0
最小値	0.0
無回答	6.0
非該当	766.0

エ 「こどもの生活・学習支援事業」以外に実施している、こどもの学習支援に関する事業

「厚生労働省／生活困窮者自立支援制度『子どもの学習・生活支援事業』」を選択した割合は、67.7%であった。自治体規模別では、3万人未満で「厚生労働省／生活困窮者自立支援制度『子どもの学習・生活支援事業』」と選択した割合は23.8%であるのに対し、10万人以上～50万人未満では78.8%、50万人以上では94.7%、都道府県では85.7%であり、人口規模が大きいほど、生活困窮者自立支援制度「子どもの学習・生活支援事業」と併用して、本事業を実施している傾向がみられた。

図表 23 「こどもの生活・学習支援事業」以外に実施している、こどもの学習支援に関する事業(複数回答)



図表 24 「こどもの生活・学習支援事業」以外に実施している、こどもの学習支援に関する事業(複数回答)
(自治体規模別)

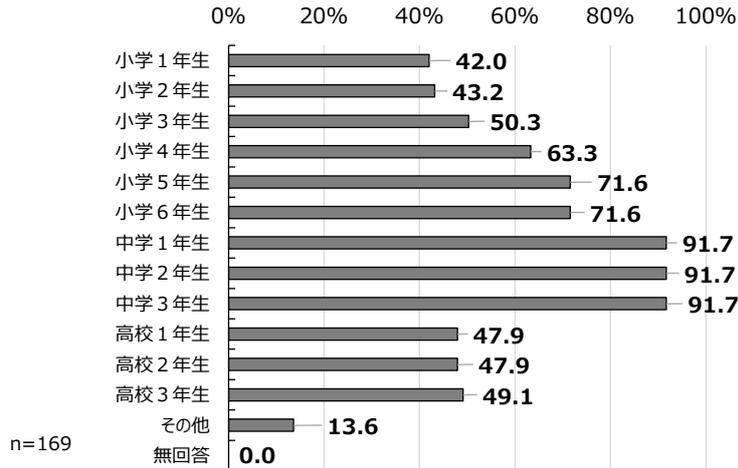
	合計	都道府県	市区町村			
			3万人未満	3万人以上～10万人未満	10万人以上～50万人未満	50万人以上
n	189	7	21	62	80	19
厚生労働省／生活困窮者自立支援制度「子どもの学習・生活支援事業」	67.7%	85.7%	23.8%	58.1%	78.8%	94.7%
文部科学省／地域未来塾	7.9%	28.6%	4.8%	4.8%	6.3%	21.1%
自治体独自事業	5.3%	0.0%	4.8%	4.8%	5.0%	10.5%
その他	4.2%	14.3%	4.8%	1.6%	5.0%	5.3%
無回答	26.5%	0.0%	61.9%	35.5%	17.5%	5.3%

(3) 利用対象者⁴

ア 事業利用対象となるこどもの学年

「こどもの生活・学習支援事業」実施要綱等の利用要件で設定されている事業利用対象となるこどもの学年として、「中学1年生、中学2年生、中学3年生」を選択した割合は、同率で91.7%であった。自治体規模別では、どの規模においても「中学1年生、中学2年生、中学3年生」を選択した割合が高い傾向にある。

図表 25 事業利用対象となるこどもの学年(複数回答)



図表 26 事業利用対象となるこどもの学年(複数回答)(自治体規模別)

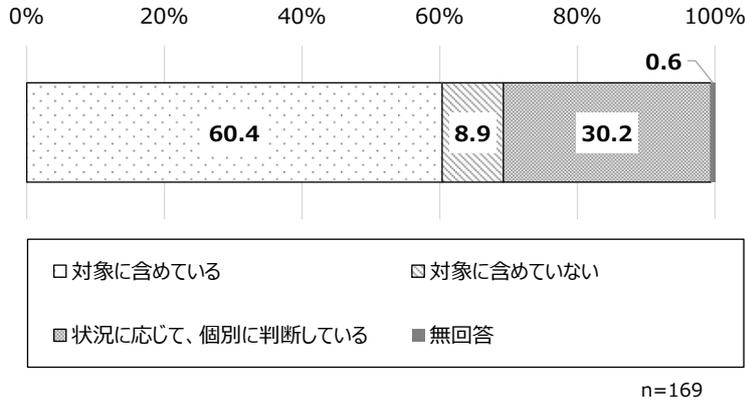
	合計	都道府県	市区町村			
			3万人未満	3万人以上～10万人未満	10万人以上～50万人未満	50万人以上
n	169	5	20	55	72	17
小学1年生	42.0%	100.0%	65.0%	47.3%	30.6%	29.4%
小学2年生	43.2%	100.0%	65.0%	49.1%	31.9%	29.4%
小学3年生	50.3%	100.0%	75.0%	56.4%	36.1%	47.1%
小学4年生	63.3%	100.0%	80.0%	67.3%	54.2%	58.8%
小学5年生	71.6%	100.0%	85.0%	76.4%	62.5%	70.6%
小学6年生	71.6%	100.0%	95.0%	72.7%	63.9%	76.5%
中学1年生	91.7%	100.0%	95.0%	89.1%	94.4%	82.4%
中学2年生	91.7%	100.0%	95.0%	89.1%	95.8%	76.5%
中学3年生	91.7%	100.0%	100.0%	90.9%	94.4%	70.6%
高校1年生	47.9%	100.0%	45.0%	43.6%	45.8%	58.8%
高校2年生	47.9%	100.0%	45.0%	43.6%	45.8%	58.8%
高校3年生	49.1%	100.0%	45.0%	45.5%	45.8%	64.7%
その他	13.6%	0.0%	0.0%	10.9%	13.9%	41.2%
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⁴ (2) イ「実施事項」で、「生活指導・学習支援」「軽食の提供」「長期休暇中の学習支援の追加開催」のいずれも現在実施していないと回答した自治体20件については、(3)～(5)の設問の集計対象外としている。

イ 学校に通っていないこどもの受け入れ

学校に通っていないこどもを「こどもの生活・学習支援事業」の対象に含めていると選択した割合は、60.4%であった。自治体規模別では、いずれの人口規模においても、5割以上の自治体が学校に通っていないこどもを事業の対象にしていることが分かった。

図表 27 学校に通っていないこどもを、「こどもの生活・学習支援事業」の対象に含めているか



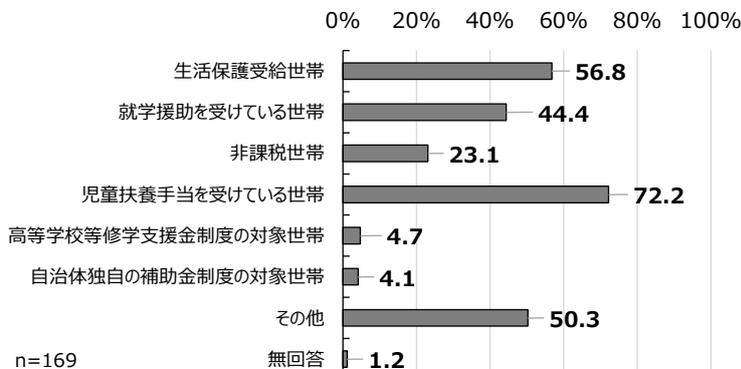
図表 28 学校に通っていないこどもを、「こどもの生活・学習支援事業」の対象に含めているか
(自治体規模別)

	合計	都道府県	市区町村			
			3万人未満	3万人以上～10万人未満	10万人以上～50万人未満	50万人以上
n	169	5	20	55	72	17
対象に含めている	60.4%	60.0%	50.0%	56.4%	62.5%	76.5%
対象に含めていない	8.9%	0.0%	25.0%	7.3%	6.9%	5.9%
状況に応じて、個別に判断している	30.2%	40.0%	25.0%	36.4%	29.2%	17.6%
無回答	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%	0.0%

ウ 事業対象となる家庭の具体的な要件

「こどもの生活・学習支援事業」の対象となる家庭の具体的な要件として「児童扶養手当を受けている世帯」を選択した割合は、72.2%であった。

図表 29 事業対象となる家庭の具体的な要件(複数回答)



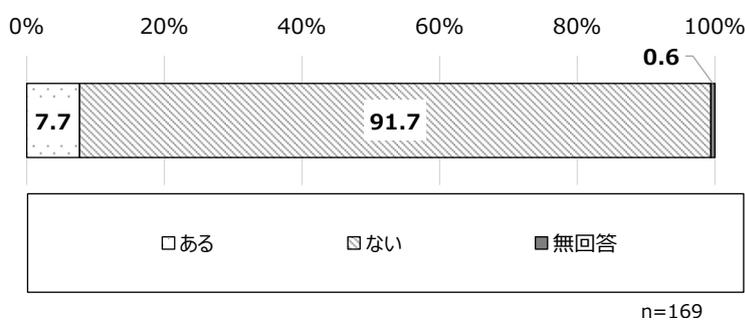
図表 30 事業対象となる家庭の具体的な要件(主な自由回答)

回答内容 ※ (件) : 同種意見の件数
ひとり親家庭・ひとり親世帯 (45 件)
生活困窮世帯・低所得世帯・被保護世帯 (23 件)
児童扶養手当を受けている世帯、または、同様の所得水準にある世帯 (10 件)
市長・区長・福祉事務所等の行政判断により支援対象となった世帯 (9 件)
要保護児童対策地域協議会 (要対協) を通じて支援が認められた世帯 (8 件)

エ 管轄地域外に住んでいる家庭の子どもからの利用の受け入れ

管轄地域外に住んでいる家庭の子どもからの利用の受け入れがないと選択した割合は、91.7%であった。

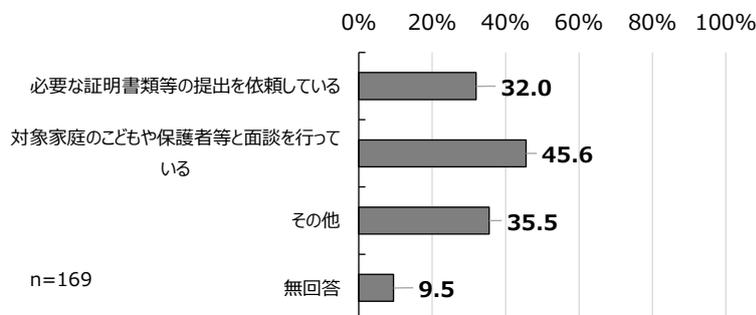
図表 31 管轄地域外に住んでいる家庭の子どもからの利用の受け入れ



オ 利用可否の判断にあたって実施している事項

「対象家庭の子どもや保護者等と面談を行っている」を選択した割合は、45.6%であった。自治体規模別では、3 万人未満で「対象家庭の子どもや保護者等と面談を行っている」と選択した割合は 15.0%であるのに対し、10 万人以上～50 万人未満では 51.4%、50 万人以上では 52.9%、都道府県では 60.0%であり、人口規模が大きいほど、利用可否の判断にあたっては面談を実施している割合が高い傾向がみられた。

図表 32 利用可否の判断にあたって実施している事項(複数回答)



図表 33 利用可否の判断にあたって実施している事項(主な自由回答)

回答内容 ※ (件) : 同種意見の件数
関係部署との連携や審査基準、資格確認など、要件を満たすかどうかを判断 (15 件)
生活保護・児童扶養手当・その他受給確認 (8 件)
利用申請書の提出を依頼・審査 (6 件)

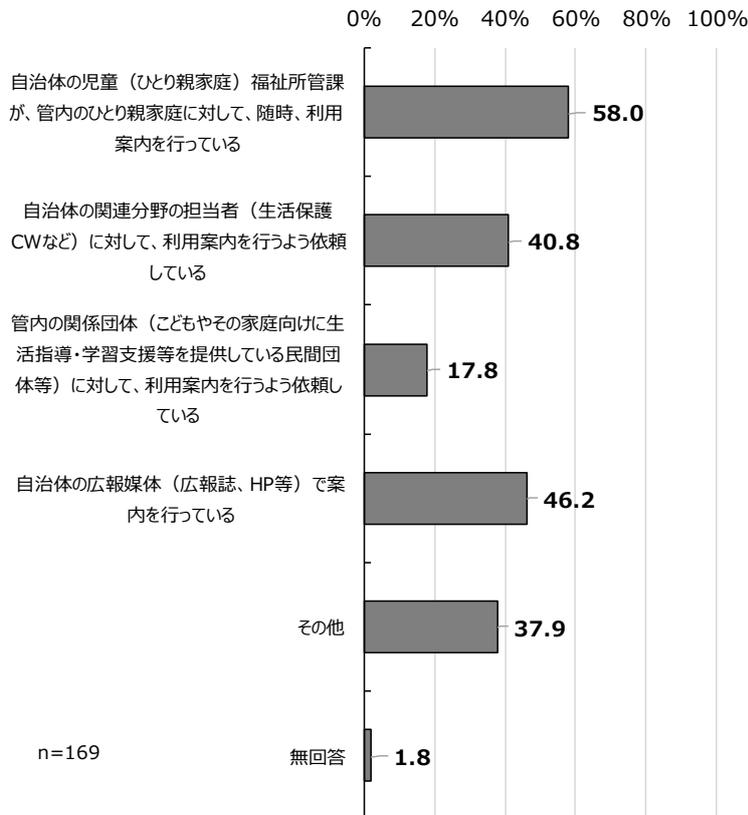
図表 34 利用可否の判断にあたって実施している事項(複数回答)(自治体規模別)

	合計	都道府県	市区町村			
			3万人未満	3万人以上～10万人未満	10万人以上～50万人未満	50万人以上
n	169	5	20	55	72	17
必要な証明書類等の提出を依頼している	32.0%	60.0%	15.0%	36.4%	25.0%	58.8%
対象家庭のこどもや保護者等と面談を行っている	45.6%	60.0%	15.0%	45.5%	51.4%	52.9%
その他	35.5%	20.0%	55.0%	27.3%	38.9%	29.4%
無回答	9.5%	20.0%	20.0%	10.9%	6.9%	0.0%

カ 事業対象となる家庭への制度周知・案内の方法

「自治体の児童（ひとり親家庭）福祉所管課が、管内のひとり親家庭に対して、随時、利用案内を行っている」を選択した割合は、58.0%であった。

図表 35 「こどもの生活・学習支援事業」の対象となる家庭への制度周知・案内の方法(複数回答)



図表 36 事業対象となる家庭への制度周知・案内の方法(主な自由回答)

回答内容 ※ (件) : 同種意見の件数
小中学校を中心とした周知・配布 (12 件)
対象世帯へ個別で案内を発送または訪問して周知 (17 件)
就学援助や行政通知への同封 (7 件)

図表 37 「こどもの生活・学習支援事業」の対象となる家庭への制度周知・案内の方法(複数回答)
(自治体規模別)

	合計	都道府県	市区町村			
			3万人未満	3万人以上~10万人未満	10万人以上~50万人未満	50万人以上
n	169	5	20	55	72	17
自治体の児童(ひとり親家庭)福祉所管課が、管内のひとり親家庭に対して、随時、利用案内を行っている	58.0%	40.0%	55.0%	60.0%	56.9%	64.7%
自治体の関連分野の担当者(生活保護CWなど)に対して、利用案内を行うよう依頼している	40.8%	20.0%	15.0%	27.3%	54.2%	64.7%
管内の関係団体(こどもやその家庭向けに生活指導・学習支援等を提供している民間団体等)に対して、利用案内を行うよう依頼している	17.8%	20.0%	0.0%	18.2%	20.8%	23.5%
自治体の広報媒体(広報誌、HP等)で案内を行っている	46.2%	80.0%	25.0%	41.8%	48.6%	64.7%
その他	37.9%	40.0%	40.0%	30.9%	41.7%	41.2%
無回答	1.8%	0.0%	0.0%	5.5%	0.0%	0.0%

キ 事業対象となる家庭への周知・案内の際に工夫していること

下表のとおり、事業対象となる子どもや家庭に個別周知を行っている事例、学校と協力してひろく事業を案内している事例が見受けられた。

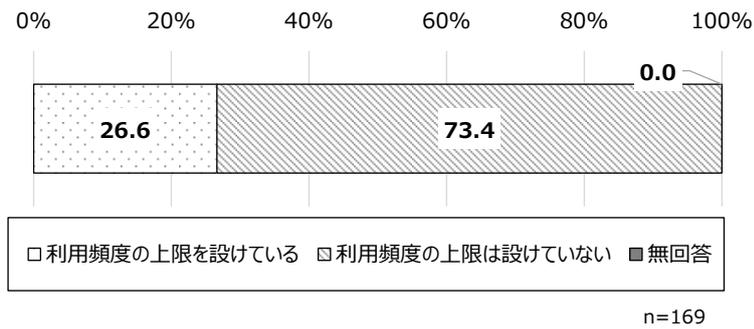
図表 38 事業対象となる家庭への周知・案内の際に工夫していること(主な自由回答)

回答内容 ※ (件) : 同種意見の件数
児童扶養手当や就学援助等の通知・文書への同封 (33 件)
ダイレクトメール/個別郵送/戸別配布 (27 件)
全児童・生徒・学年への案内(全配布) (10 件)
対象学年や特定生徒/校長会等を通じた周知 (10 件)

ク 利用頻度の上限

「利用頻度の上限は設けていない」を選択した割合は、73.4%であった。利用頻度の上限を設けている場合、平均で月5回程度を上限としていた。

図表 39 「こどもの生活・学習支援事業」の利用者に対して利用頻度に上限を設けているか



図表 40 具体的な利用頻度上限(月あたり)

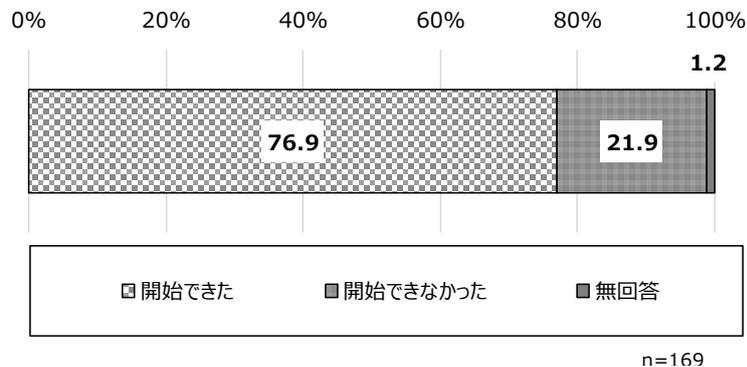
(n=45)	利用頻度上限
合計	205.0
平均	5.0
分散(n-1)	5.7
標準偏差	2.4
最大値	12.0
最小値	2.0
無回答	4.0
非該当	124.0

ケ すぐに事業の利用を開始できないケース

① すぐに事業の利用を開始できないケースの有無

令和5年度において、「こどもの生活・学習支援事業」の利用を希望しているこどもが利用要件に該当していた場合、「全員がすぐに事業の利用を開始できた」と選択した割合は、76.9%であった。自治体規模別では、3万人未満で「全員がすぐに事業の利用を開始できた」と選択した割合は100.0%であるのに対し、10万人以上～50万人未満では75.0%、50万人以上では52.9%であり、市区町村においては、人口規模が少ないほど、全員がすぐに事業の利用を開始できた割合が高い傾向がみられた。

図表 41 「こどもの生活・学習支援事業」の利用を希望しているこどもが利用要件に該当していた場合、全員がすぐに事業の利用を開始できたか



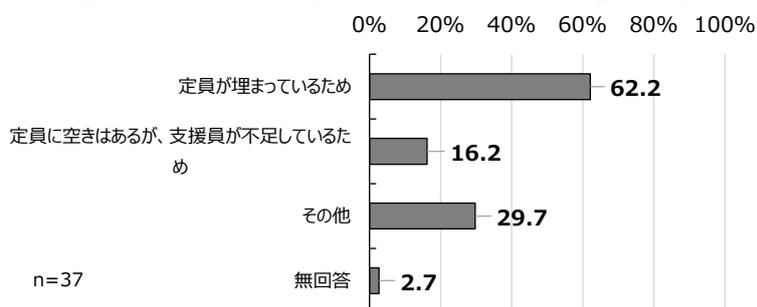
図表 42 「こどもの生活・学習支援事業」の利用を希望しているこどもが利用要件に該当していた場合、
全員がすぐに事業の利用を開始できたか(自治体規模別)

	合計	都道府県	市区町村			
			3万人未満	3万人以上~10万人未満	10万人以上~50万人未満	50万人以上
n	169	5	20	55	72	17
開始できた	76.9%	80.0%	100.0%	78.2%	75.0%	52.9%
開始できなかった	21.9%	20.0%	0.0%	20.0%	25.0%	41.2%
無回答	1.2%	0.0%	0.0%	1.8%	0.0%	5.9%

② すぐに事業の利用を開始できなかったケースがあった場合の理由

すぐに事業の利用を開始できなかったこどもが令和5年度にいた自治体において、すぐに利用を開始できなかった理由は、「定員が埋まっているため」(62.2%)が最も多かった。

図表 43 すぐに利用を開始できなかった理由(複数回答)



図表 44 すぐに利用を開始できなかった理由(複数回答)(自治体規模別)

	合計	都道府県	市区町村			
			3万人未満	3万人以上~10万人未満	10万人以上~50万人未満	50万人以上
n	37	1	0	11	18	7
定員が埋まっているため	62.2%	0.0%	0.0%	63.6%	66.7%	57.1%
定員に空きはあるが、支援員が不足しているため	16.2%	100.0%	0.0%	18.2%	11.1%	14.3%
その他	24.3%	100.0%	0.0%	18.2%	22.2%	28.6%
無回答	2.7%	0.0%	0.0%	0.0%	5.6%	0.0%

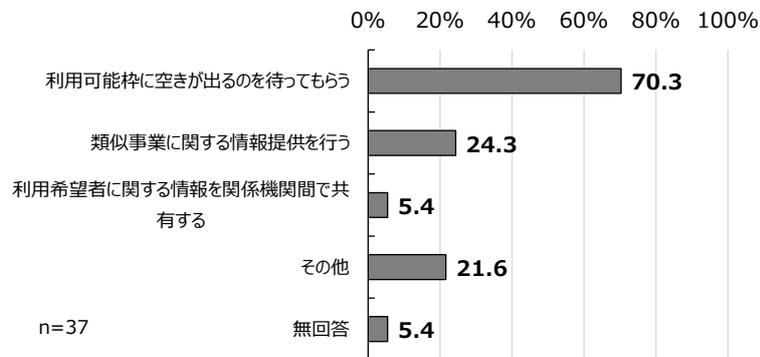
図表 45 すぐに利用を開始できなかった理由(その他自由回答)

回答内容 ※ (件) : 同種意見の件数
事業開始前または未実施であったため (6件)
教室の収容人数に限りがあるため。送迎対応を行える体制を確保しようとする、利用要件に該当している全てのこどもの受け入れはできないため
利用を希望しているこどもが通える場所に教室がないケースがあったため

③ すぐに利用が開始できない場合の対応

すぐに事業の利用を開始できなかったことも令和5年度にいた自治体において、すぐに利用が開始できない場合の対応は、「利用可能枠に空きが出るのを待ってもらう」(70.3%)が最も多かった。

図表 46 すぐに利用が開始できない場合の対応(複数回答)



図表 47 すぐに利用が開始できない場合の対応(複数回答)(自治体規模別)

	合計	都道府県	市区町村			
			3万人未満	3万人以上~10万人未満	10万人以上~50万人未満	50万人以上
n	37	1	0	11	18	7
利用可能枠に空きが出るのを待ってもらう	70.3%	100.0%	0.0%	81.8%	66.7%	57.1%
類似事業に関する情報提供を行う	24.3%	0.0%	0.0%	18.2%	22.2%	42.9%
利用希望者に関する情報を関係機関間で共有する	5.4%	0.0%	0.0%	9.1%	5.6%	0.0%
その他	21.6%	0.0%	0.0%	0.0%	27.8%	42.9%
無回答	5.4%	0.0%	0.0%	9.1%	5.6%	0.0%

図表 48 すぐに利用が開始できない場合の対応(その他自由回答)

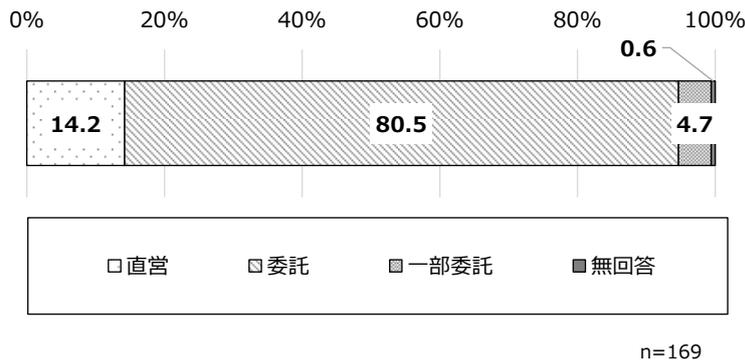
回答内容 ※ (件) : 同種意見の件数
近隣の別会場を案内する (2件)
希望以外の会場を提案する (2件)
無料で利用できる映像コンテンツの提供

(4) 委託状況及び委託先

ア 運営方法

「委託」を選択した割合は、80.5%であった。自治体規模別では、3万人未満で「委託」と選択した割合は50.0%であるのに対し、10万人以上～50万人未満では84.7%、50万人以上では100.0%、都道府県では100.0%であり、人口規模が大きいほど、委託にて事業を実施している割合が高い傾向がみられた。

図表 49 「こどもの生活・学習支援事業」の運営方法



図表 50 「こどもの生活・学習支援事業」の運営方法(自治体規模別)

	合計	都道府県	市区町村			
			3万人未満	3万人以上～10万人未満	10万人以上～50万人未満	50万人以上
n	169	5	20	55	72	17
直営	14.2%	0.0%	40.0%	18.2%	8.3%	0.0%
委託	80.5%	100.0%	50.0%	78.2%	84.7%	100.0%
一部委託	4.7%	0.0%	5.0%	3.6%	6.9%	0.0%
無回答	0.6%	0.0%	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%

イ 委託先の組織種別

委託先の組織種別をみると、株式会社に事業を委託している自治体の割合は32.6%、NPO法人に事業を委託している自治体の割合は27.1%と、他の組織種別より高かった。

図表 51 委託先の組織種別の数

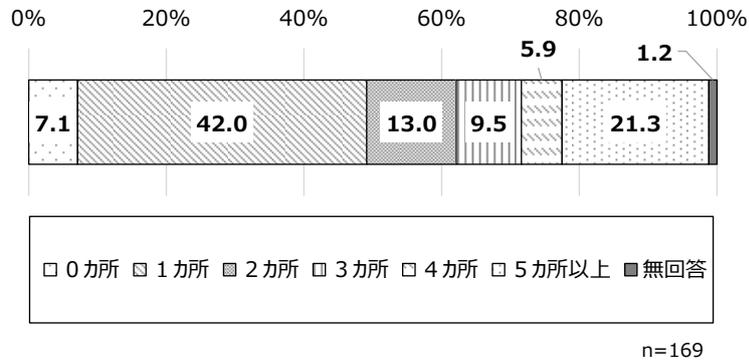
	社会福祉法人	社会福祉協議会	医療法人	社団法人/財団法人	株式会社	NPO法人	生協等協同組合	その他
該当委託先0件の自治体数	130	127	144	113	97	105	136	123
該当委託先1件の自治体数	11	15	0	29	41	28	6	19
該当委託先2件以上の自治体数	3	2	0	2	6	11	2	2
該当委託先1件以上の自治体の割合	9.7%	11.8%	0.0%	21.5%	32.6%	27.1%	5.6%	14.6%
n数	144	144	144	144	144	144	144	144
委託先事業者の数(合計)	18.0	25.0	0.0	34.0	86.0	71.0	10.0	38.0
委託先事業者の数(平均)	0.1	0.2	0.0	0.2	0.6	0.5	0.1	0.3

(5) 実施内容

ア 学習支援を行っている教室の数⁵

「1カ所」を選択した割合は、42.0%であった。

図表 52 「こどもの生活・学習支援事業」において、学習支援を行っている教室の数



図表 53 「こどもの生活・学習支援事業」において、学習支援を行っている教室の数(自治体規模別)

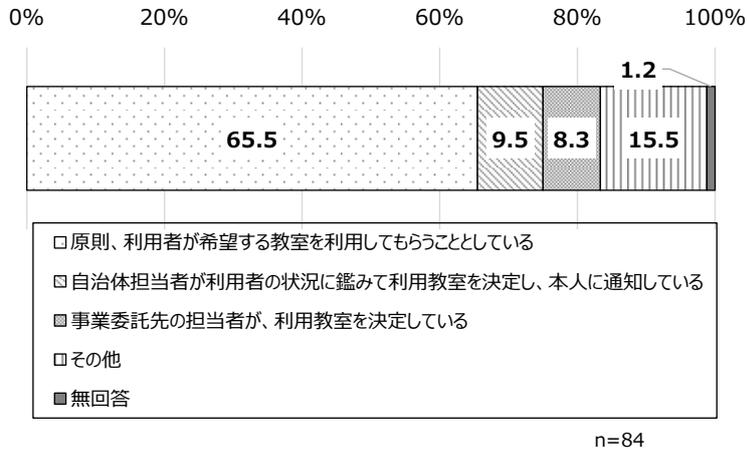
	合計	都道府県	市区町村			
			3万人未満	3万人以上～10万人未満	10万人以上～50万人未満	50万人以上
n	169	5	20	55	72	17
0カ所	7.1%	20.0%	10.0%	5.5%	4.2%	17.6%
1カ所	42.0%	0.0%	75.0%	58.2%	30.6%	11.8%
2カ所	13.0%	0.0%	10.0%	10.9%	18.1%	5.9%
3カ所	9.5%	0.0%	5.0%	12.7%	9.7%	5.9%
4カ所	5.9%	0.0%	0.0%	7.3%	6.9%	5.9%
5カ所以上	21.3%	80.0%	0.0%	5.5%	29.2%	47.1%
無回答	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%	5.9%

⁵ 複数の委託先がある場合は、すべての委託先における教室数を合計して記入（派遣型の学習支援の実施場所は含まない）するよう依頼した。

イ 各利用者における利用教室の決定方法

学習教室を行っている教室の数が2カ所以上であると回答した自治体のうち、「原則、利用者が希望する教室を利用してもらうこととしている」を選択した割合は、65.5%であった。

図表 54 各利用者における利用教室の決定方法



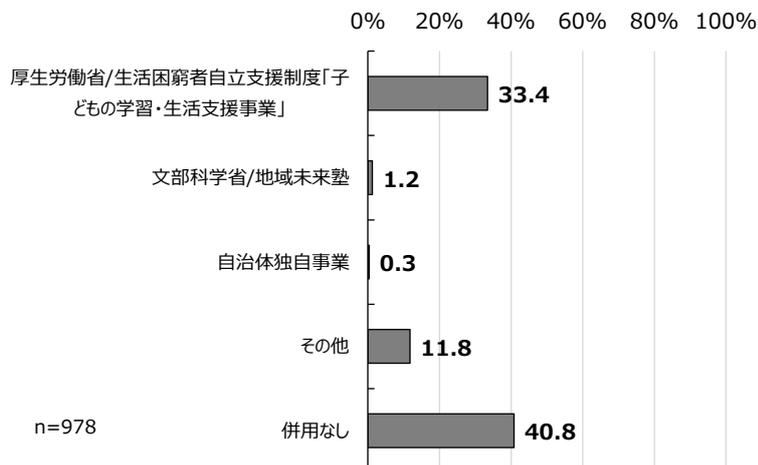
図表 55 各利用者における利用教室の決定方法(自治体規模別)

	合計	都道府県	市区町村			
			3万人未満	3万人以上~10万人未満	10万人以上~50万人未満	50万人以上
n	84	4	3	20	46	11
原則、利用者が希望する教室を利用してもらうこととしている	65.5%	50.0%	66.7%	45.0%	71.7%	81.8%
自治体担当者が利用者の状況に鑑みて利用教室を決定し(本人の住所に一番近い教室等)、本人に通知している	9.5%	0.0%	0.0%	20.0%	8.7%	0.0%
事業委託先の担当者が、利用教室を決定している	8.3%	25.0%	0.0%	20.0%	4.3%	0.0%
その他	15.5%	0.0%	33.3%	15.0%	15.2%	18.2%
無回答	1.2%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

ウ 各事業との併用状況

学習支援を行っている教室のうち、こどもの学習支援に関する他事業と併用せず実施している教室の割合は、40.8%であった。

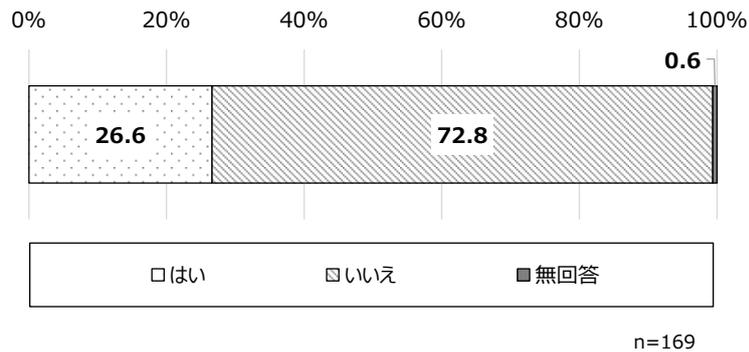
図表 56 各事業との併用状況



工 派遣型の学習支援の実施有無

派遣型の学習支援を実施している自治体の割合は、26.6%であった。派遣型の学習支援を実施している自治体において、派遣型の学習支援を行っている世帯数は、平均 42.3 世帯であった。自治体規模別では、3 万人未満で派遣型の学習支援を実施している割合は 10.0%であるのに対し、10 万人以上～50 万人未満では 29.2%、50 万人以上では 41.2%、都道府県では 60.0%であり、人口規模が大きいほど、派遣型の学習支援を実施している傾向がみられた。

図表 57 派遣型の学習支援を行っているか



図表 58 派遣型の学習支援を行っているか(自治体規模別)

	合計	都道府県	市区町村			
			3万人未満	3万人以上～10万人未満	10万人以上～50万人未満	50万人以上
n	169	5	20	55	72	17
はい	26.6%	60.0%	10.0%	21.8%	29.2%	41.2%
いいえ	72.8%	40.0%	90.0%	76.4%	70.8%	58.8%
無回答	0.6%	0.0%	0.0%	1.8%	0.0%	0.0%

図表 59 「こどもの生活・学習支援事業」において、派遣型の学習支援を行っている世帯数

	(n=45)	世帯数
合計		1905.0
平均		42.3
分散(n-1)		7927.6
標準偏差		88.0
最大値		515.0
最小値		0.0
無回答		0.0
非該当		778.0

図表 60 「こどもの生活・学習支援事業」において、
派遣型の学習支援を行っている世帯数(自治体規模別)

(n=45)	合計	都道府県	市区町村			
			3万人未満	3万人以上～10万人未満	10万人以上～50万人未満	50万人以上
合計	1905.0	131	26.0	338.0	513.0	897.0
平均	42.3	43.7	13.0	28.2	24.4	128.1
分散(n-1)	7927.6	2902.3	0.0	4463.6	2076.6	31661.8
標準偏差	88.0	44.0	0.0	64.0	44.5	164.7
最大値	515.0	105.0	13.0	237.0	197.0	515.0
最小値	0.0	4.0	13.0	0.0	0.0	7.0
無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
非該当	778.0	22.0	378.0	211.0	145.0	22.0

才 事業全体のこどもの定員数⁶

事業全体のこどもの定員数は平均 110.6 人であった。

図表 61 事業全体のこどもの定員数(合計)

(n=169)	定員数
合計	18582.0
平均	110.6
分散(n-1)	47931.7
標準偏差	218.3
最大値	1800.0
最小値	2.0
無回答	1.0
非該当	654.0

図表 62 事業全体のこどもの定員数(合計)(自治体規模別)

(n=169)	合計	都道府県	市区町村			
			3万人未満	3万人以上～10万人未満	10万人以上～50万人未満	50万人以上
合計	18582.0	2449.0	340.0	3389.0	6970.0	5434.0
平均	110.6	489.8	17.9	61.6	96.8	319.6
分散(n-1)	47931.7	313452.2	403.9	22195.5	11691.8	184001.1
標準偏差	218.3	500.8	19.6	147.6	107.4	416.1
最大値	1800.0	1438.0	90.0	1056.0	489.0	1800.0
最小値	2.0	2.0	3.0	3.0	3.0	30.0
無回答	1.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0
非該当	654.0	20.0	360.0	168.0	94.0	12.0

⁶ 定員を設定していない場合は、こどもの利用者数(合計)の回答を依頼した。

(6) 関係機関との連携状況

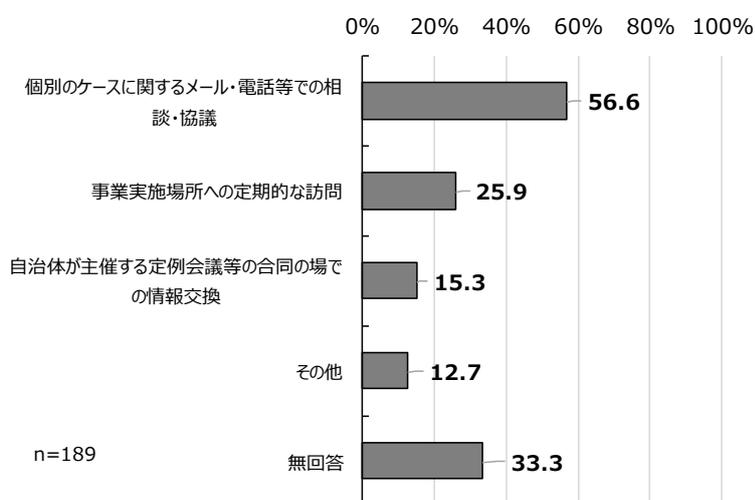
ア 委託先との連携状況

令和6年度上半期に、委託先と行った連携内容は、「個別のケースに関するメール・電話等での相談・協議」(56.6%)が最多であった。

事業実施場所への定期的な訪問を実施している場合、平均 3.3 回(1カ所あたりの平均値、令和6年度上半期実績)訪問を行っていた。

「自治体が主催する定例会議等の合同の場での情報交換」を実施している場合、該当会議への出席回数は平均 4.5 回(合計回数、令和6年度上半期実績)であった。また、該当会議への参加者は、「市区町村の福祉部門(福祉事務所等)」(75.9%)が最多であった。

図表 63 令和6年度上半期に、「こどもの生活・学習支援事業」の委託先と行った連携の内容(複数回答)



図表 64 令和6年度上半期に、「こどもの生活・学習支援事業」の委託先と行った連携の内容(複数回答)
(自治体規模別)

	合計	都道府県	市区町村			
			3万人未満	3万人以上～10万人未満	10万人以上～50万人未満	50万人以上
n	189	7	21	62	80	19
個別のケースに関するメール・電話等での相談・協議	56.6%	28.6%	28.6%	51.6%	66.3%	73.7%
事業実施場所への定期的な訪問	25.9%	14.3%	9.5%	21.0%	36.3%	21.1%
貴自治体が主催する定例会議等の合同の場での情報交換	15.3%	0.0%	0.0%	16.1%	17.5%	26.3%
その他	12.7%	0.0%	14.3%	8.1%	17.5%	10.5%
無回答	33.3%	71.4%	61.9%	37.1%	22.5%	21.1%

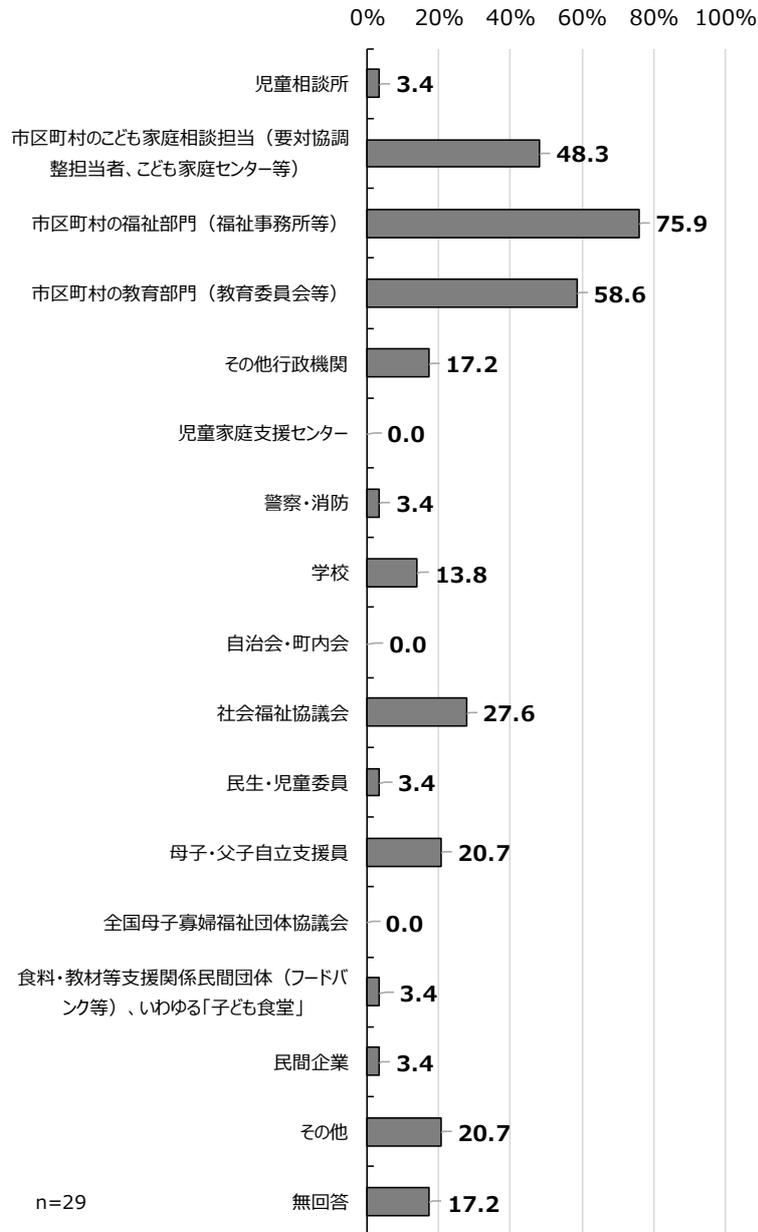
図表 65 「事業実施場所への定期的な訪問」を実施している場合、
1カ所あたりの平均的な訪問回数(令和6年度上半期)

(n=49)	訪問回数
合計	155.0
平均	3.3
分散(n-1)	23.4
標準偏差	4.8
最大値	30.0
最小値	1.0
無回答	1.0
非該当	774.0

図表 66 「自治体が主催する定例会議等の合同の場での情報交換」を実施している場合、
該当会議への出席回数(令和6年度上半期の合計値)

(n=29)	訪問回数
合計	112.0
平均	4.5
分散(n-1)	19.4
標準偏差	4.3
最大値	21.0
最小値	0.0
無回答	4.0
非該当	794.0

図表 67 「自治体が主催する定例会議等の合同の場合での情報交換」を実施している場合、
該当会議の参加者(複数回答)



図表 68 「自治体が主催する定例会議等の合同の場での情報交換」を実施している場合、
該当会議の参加者(複数回答)(自治体規模別)

	合計	都道府県	市区町村			
			3万人未満	3万人以上～10万人未満	10万人以上～50万人未満	50万人以上
n	29	0	0	10	14	5
児童相談所	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	7.1%	0.0%
市区町村のこども家庭相談担当(要対協調整担当者、こども家庭センター等)	48.3%	0.0%	0.0%	60.0%	50.0%	20.0%
市区町村の福祉部門(福祉事務所等)	75.9%	0.0%	0.0%	90.0%	64.3%	80.0%
市区町村の教育部門(教育委員会等)	58.6%	0.0%	0.0%	80.0%	35.7%	60.0%
上記1～4以外の行政機関(他部局・他部署・他機関)	17.2%	0.0%	0.0%	20.0%	14.3%	20.0%
児童家庭支援センター	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
警察・消防	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	7.1%	0.0%
学校	13.8%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	40.0%
自治会・町内会	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
社会福祉協議会	27.6%	0.0%	0.0%	50.0%	14.3%	0.0%
民生・児童委員	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	7.1%	0.0%
母子・父子自立支援員	20.7%	0.0%	0.0%	10.0%	35.7%	0.0%
全国母子寡婦福祉団体協議会	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
食料・教材等支援関係民間団体(フードバンク等)、いわゆる「子ども食堂」	3.4%	0.0%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%
民間企業	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	7.1%	0.0%
その他	20.7%	0.0%	0.0%	20.0%	21.4%	20.0%
無回答	17.2%	0.0%	0.0%	10.0%	28.6%	0.0%

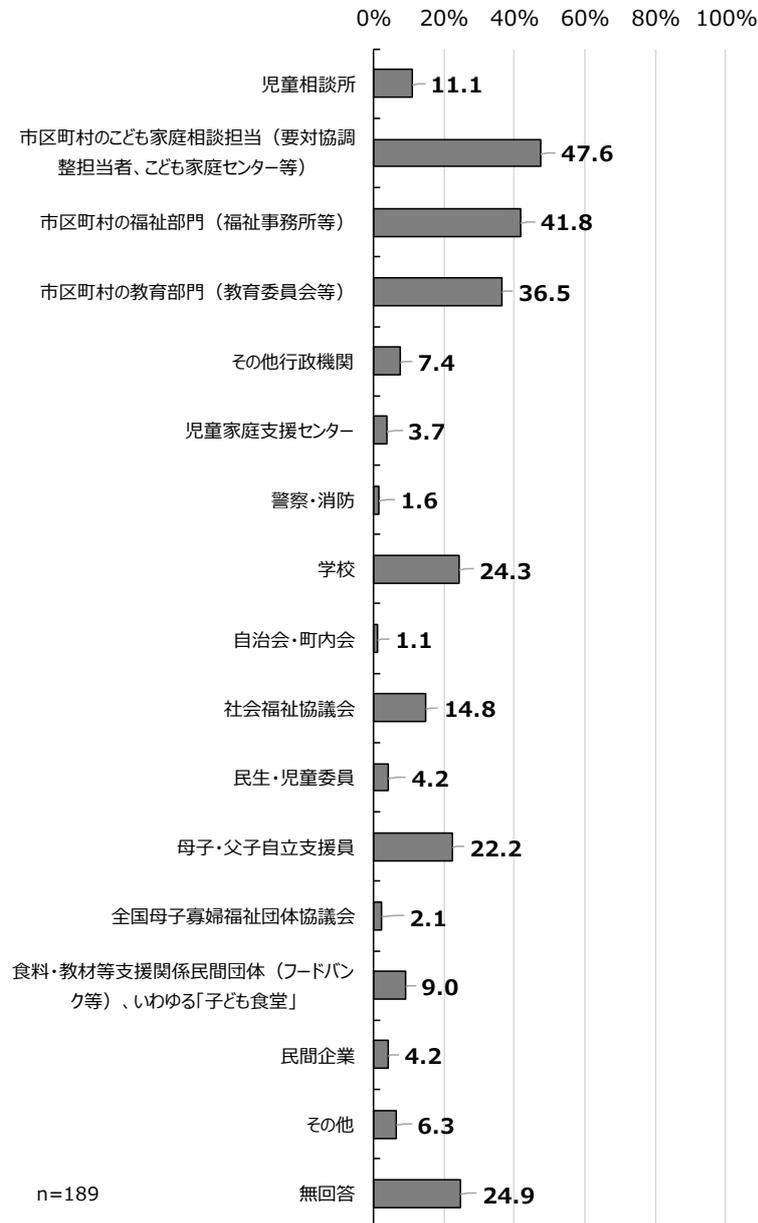
図表 69 「自治体が主催する定例会議等の合同の場での情報交換」を実施している場合、
該当会議の参加者(その他自由回答)

回答内容 ※ (件) : 同種意見の件数
指定管理事業者
学習支援協力員
委託先 NPO 法人、市内で活動する NPO 法人
弁護士
ハローワーク
医療機関、保健所
若者サポートステーション

イ 事業運営にあたって、令和6年度上半期に連携を行った機関

「市区町村のこども家庭相談担当（要対協調整担当者、こども家庭センター等）」を選択した割合は、47.6%であった。

図表 70 「こどもの生活・学習支援事業」運営にあたって、令和6年度上半期に連携（個別ケースに関する情報提供など）を行った機関（複数回答）



図表 71 「こどもの生活・学習支援事業」運営にあたって、令和6年度上半期に連携(個別ケースに関する情報提供など)を行った機関(複数回答)(自治体規模別)

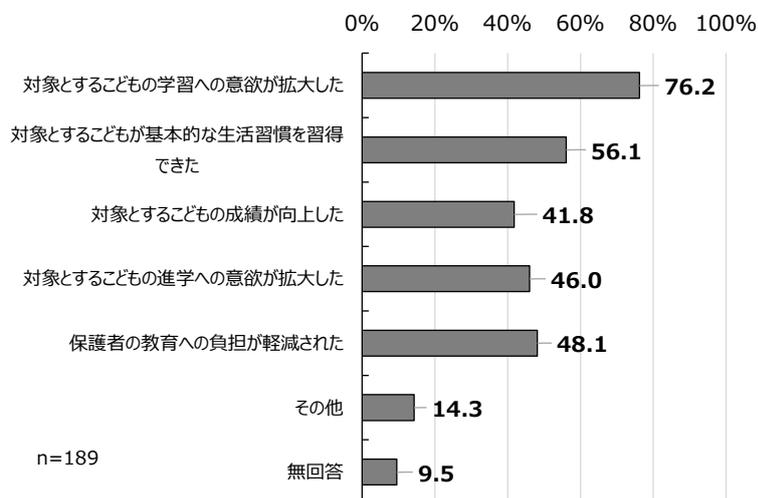
	合計	都道府県	市区町村			
			3万人未満	3万人以上~10万人未満	10万人以上~50万人未満	50万人以上
n	189	7	21	62	80	19
児童相談所	11.1%	28.6%	4.8%	9.7%	8.8%	26.3%
市区町村のこども家庭相談担当(要対協調整担当者、こども家庭センター等)	47.6%	28.6%	28.6%	46.8%	55.0%	47.4%
市区町村の福祉部門(福祉事務所等)	41.8%	28.6%	19.0%	48.4%	45.0%	36.8%
市区町村の教育部門(教育委員会等)	36.5%	28.6%	42.9%	41.9%	31.3%	36.8%
その他行政機関	7.4%	42.9%	4.8%	4.8%	7.5%	5.3%
児童家庭支援センター	3.7%	28.6%	0.0%	4.8%	1.3%	5.3%
警察・消防	1.6%	14.3%	0.0%	1.6%	0.0%	5.3%
学校	24.3%	28.6%	23.8%	24.2%	22.5%	31.6%
自治会・町内会	1.1%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	5.3%
社会福祉協議会	14.8%	28.6%	14.3%	19.4%	12.5%	5.3%
民生・児童委員	4.2%	28.6%	0.0%	6.5%	2.5%	0.0%
母子・父子自立支援員	22.2%	14.3%	4.8%	21.0%	30.0%	15.8%
全国母子寡婦福祉団体協議会	2.1%	14.3%	0.0%	0.0%	3.8%	0.0%
食料・教材等支援関係民間団体(フードバンク等)、いわゆる「子ども食堂」	9.0%	28.6%	4.8%	11.3%	7.5%	5.3%
民間企業	4.2%	28.6%	0.0%	0.0%	7.5%	0.0%
その他	6.3%	14.3%	0.0%	1.6%	10.0%	10.5%
無回答	24.9%	57.1%	42.9%	25.8%	16.3%	26.3%

(7) 実施における効果と課題

ア 事業実施を通じた効果

「対象とするこどもの学習への意欲が拡大した」を選択した割合は、76.2%であった。

図表 72 「こどもの生活・学習支援事業」実施を通じた効果(複数回答)



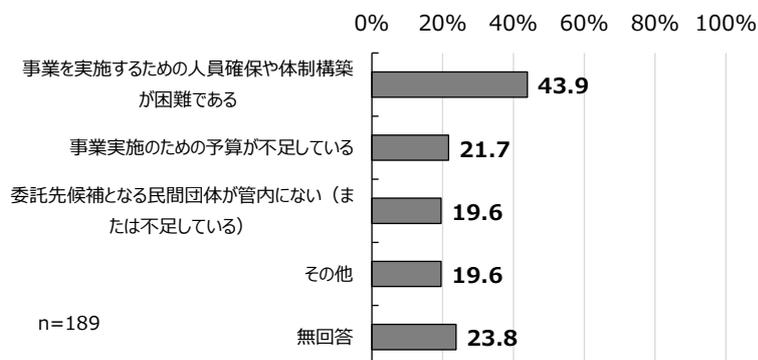
図表 73 「こどもの生活・学習支援事業」実施を通じた効果(複数回答)(自治体規模別)

	合計	都道府県	市区町村			
			3万人未満	3万人以上～10万人未満	10万人以上～50万人未満	50万人以上
n	189	7	21	62	80	19
対象とするこどもの学習への意欲が拡大した	76.2%	57.1%	71.4%	67.7%	83.8%	84.2%
対象とするこどもが基本的な生活習慣を習得できた	56.1%	28.6%	38.1%	50.0%	65.0%	68.4%
対象とするこどもの成績が向上した	41.8%	14.3%	23.8%	29.0%	55.0%	57.9%
対象とするこどもの進学への意欲が拡大した	46.0%	14.3%	23.8%	35.5%	57.5%	68.4%
保護者の教育への負担が軽減された	48.1%	71.4%	47.6%	32.3%	55.0%	63.2%
その他	14.3%	14.3%	9.5%	14.5%	11.3%	31.6%
無回答	9.5%	14.3%	9.5%	11.3%	7.5%	10.5%

イ 事業実施における課題

「事業を実施するための人員確保や体制構築が困難である」を選択した割合は、43.9%であった。

図表 74 「こどもの生活・学習支援事業」実施における課題(複数回答)



図表 75 「こどもの生活・学習支援事業」実施における課題(複数回答)(自治体規模別)

	合計	都道府県	市区町村			
			3万人未満	3万人以上～10万人未満	10万人以上～50万人未満	50万人以上
n	189	7	21	62	80	19
事業を実施するための人員確保や体制構築が困難である	43.9%	71.4%	57.1%	51.6%	33.8%	36.8%
事業実施のための予算が不足している	21.7%	42.9%	9.5%	14.5%	30.0%	15.8%
委託先候補となる民間団体が管内にない(または不足している)	19.6%	0.0%	19.0%	21.0%	17.5%	31.6%
その他	19.6%	28.6%	9.5%	8.1%	28.8%	26.3%
無回答	23.8%	28.6%	28.6%	25.8%	18.8%	31.6%

(8) 意見・要望（「こどもの生活・学習支援事業」を実施している場合）

下表のとおり、補助金の制度枠組みや人材確保に関する意見が聞かれた。

図表 76 「こどもの生活・学習支援事業」に関する意見・要望(自由回答)

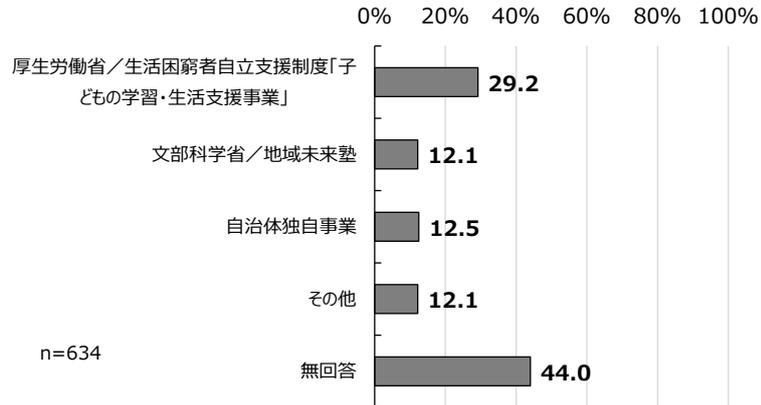
回答内容 ※（件）：同種意見の件数
国庫補助率を 3/4 に引き上げてほしい。営利企業への委託に対応できるよう補助金の拡充を希望。(4 件)
市単独の予算で委託料を支払うのは財政的に負担であるため、今後も国からの継続した補助金交付を要望する。(3 件)
若年層の支援員が不足している。高校進学相談などに対応できる人材が見つからない。(3 件)
正規職員の人件費も補助対象にする等、安定した事業者・従事者確保には人件費や物価上昇を踏まえた十分な予算が必要。(2 件)

(9) 「こどもの生活・学習支援事業」を実施していない自治体の状況

ア 実施している類似事業

「こどもの生活・学習支援事業」を実施していない自治体のうち、厚生労働省／生活困窮者自立支援事業「こどもの学習・生活支援事業」を実施している割合は 29.2%であった。一方、自治体で実施している類似事業について回答がなかった割合は、44.0%であった。

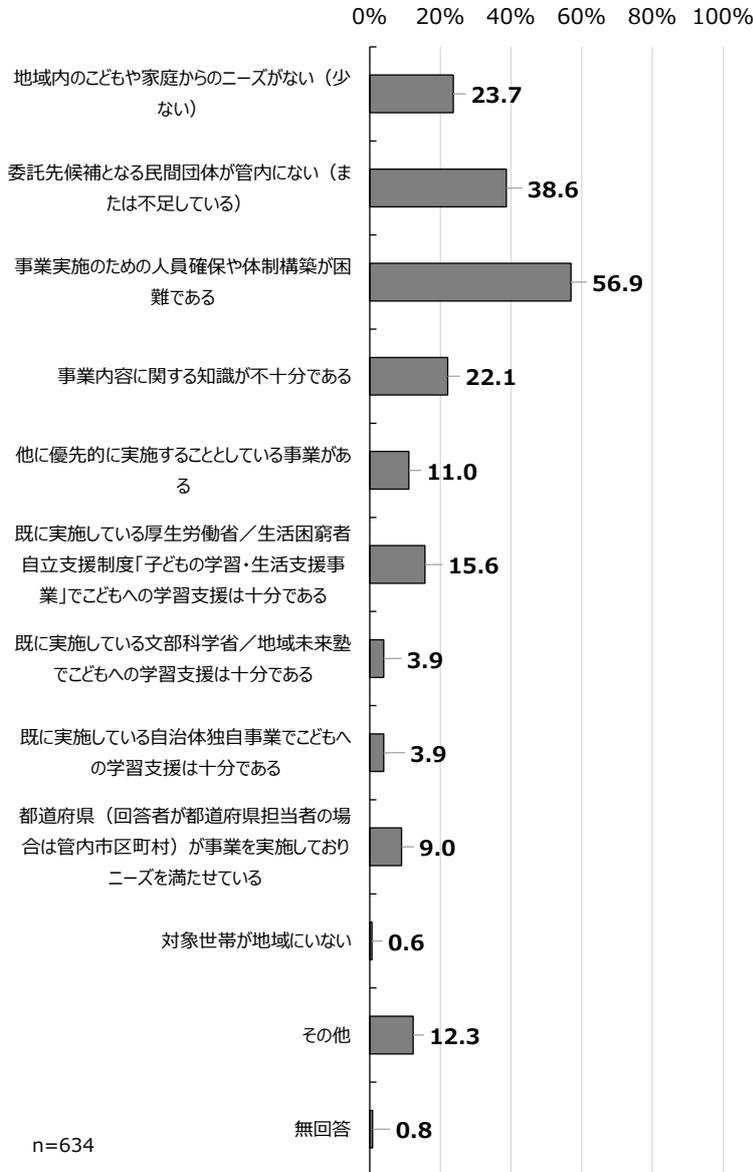
図表 77 実施している類似事業(複数回答)



イ 「こどもの生活・学習支援事業」を実施していない理由

「事業実施のための人員確保や体制構築が困難である」を選択した割合は、56.9%であった。

図表 78 「こどもの生活・学習支援事業」を実施していない理由(複数回答)



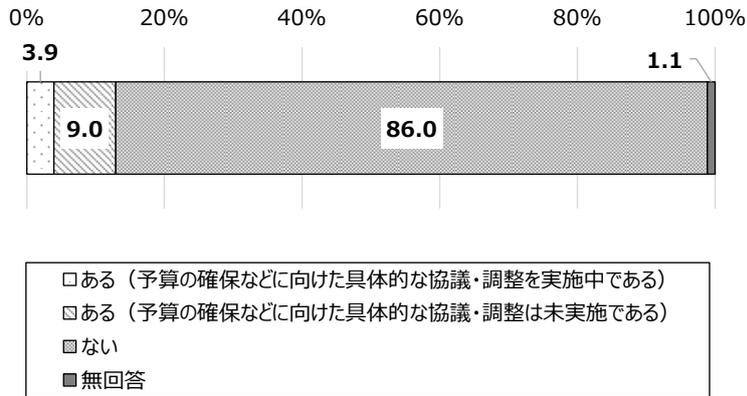
図表 79 「こどもの生活・学習支援事業」を実施していない理由(複数回答)(自治体規模別)

	合計	都道府県	市区町村			
			3万人未満	3万人以上～10万人未満	10万人以上～50万人未満	50万人以上
n	634	18	359	161	86	10
地域内のこどもや家庭からのニーズがない(少ない)	23.7%	0.0%	34.0%	13.7%	7.0%	0.0%
委託先候補となる民間団体が管内にない(または不足している)	38.6%	0.0%	49.0%	34.2%	16.3%	0.0%
事業実施のための人員確保や体制構築が困難である	56.9%	5.6%	62.1%	59.0%	46.5%	20.0%
事業内容に関する知識が不十分である	22.1%	0.0%	26.7%	21.1%	10.5%	10.0%
他に優先的に実施することとしている事業がある	11.0%	0.0%	9.5%	11.2%	19.8%	10.0%
既に実施している厚生労働省/生活困窮者自立支援制度「子どもの学習・生活支援事業」でこどもへの学習支援は十分である	15.6%	27.8%	6.4%	21.7%	37.2%	40.0%
既に実施している文部科学省/地域未来塾でこどもへの学習支援は十分である	3.9%	11.1%	3.3%	3.1%	4.7%	20.0%
既に実施している自治体独自事業でこどもへの学習支援は十分である	3.9%	0.0%	5.0%	3.1%	1.2%	10.0%
都道府県(回答者が都道府県担当者の場合は管内市区町村)が事業を実施しておりニーズを満たしている	9.0%	50.0%	10.3%	5.6%	1.2%	10.0%
対象世帯が地域にいない	0.6%	0.0%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	12.3%	50.0%	6.1%	13.7%	24.4%	40.0%
無回答	0.8%	0.0%	1.1%	0.6%	0.0%	0.0%

ウ 今後の事業実施予定

今後「こどもの生活・学習支援事業」を実施する予定がないと選択した割合は、86.0%であった。

図表 80 今後「こどもの生活・学習支援事業」を実施する予定



n=634

図表 81 今後「こどもの生活・学習支援事業」を実施する予定(自治体規模別)

	合計	都道府県	市区町村			
			3万人未満	3万人以上～10万人未満	10万人以上～50万人未満	50万人以上
n	634	18	359	161	86	10
ある(予算の確保などに向けた具体的な協議・調整を実施中である)	3.9%	5.6%	1.4%	3.7%	11.6%	30.0%
ある(予算の確保などに向けた具体的な協議・調整は未実施である)	9.0%	0.0%	6.1%	13.7%	15.1%	0.0%
ない	86.0%	88.9%	91.6%	80.7%	73.3%	70.0%
無回答	1.1%	5.6%	0.8%	1.9%	0.0%	0.0%

(10) 意見・要望（「こどもの生活・学習支援事業」を実施していない場合）

下表のとおり、リソース不足や類似事業との棲み分け等に関する意見が聞かれた。

図表 82 「こどもの生活・学習支援事業」に関する意見・要望(自由回答)

回答内容 ※ (件) : 同種意見の件数
事業実施事例等の情報提供を希望。(6件)
小規模町で人員・ノウハウ・資源不足。(4件)
『子どもの学習・生活支援事業』など類似事業があり、要件が複雑で事務負担が大きい。(3件)
ひとり親の学習支援に関係する部署が複数あるため、支援全体に関する判断が難しい。(3件)

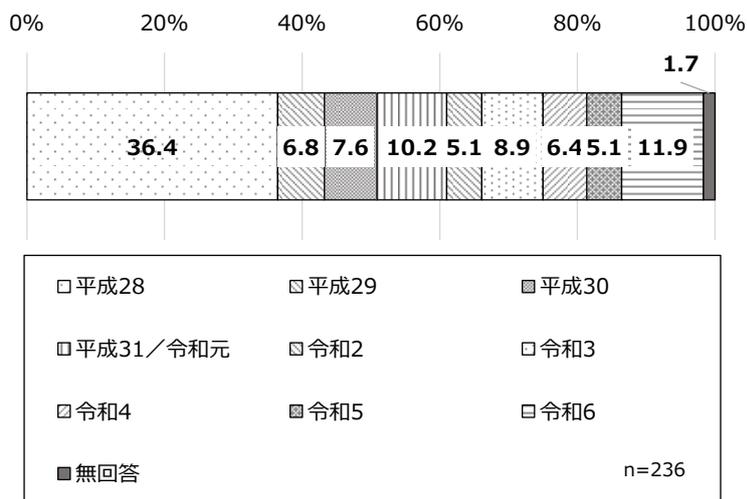
3. 調査結果（学習教室票）

(1) 基本情報

ア 事業開始年度

「平成 28 年度」を選択した割合は、36.4%であった。

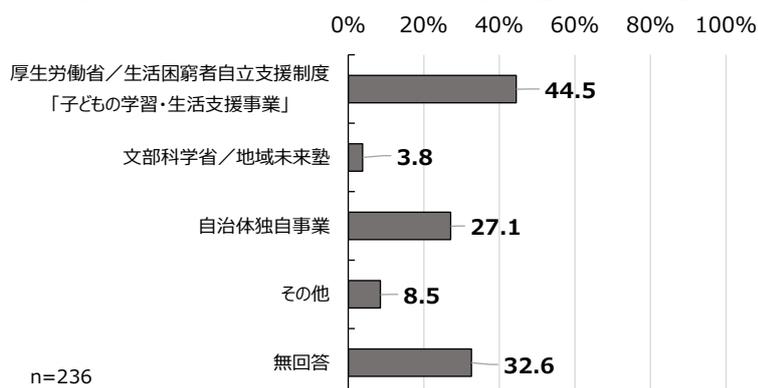
図表 83 事業開始年度



イ 「こどもの生活・学習支援事業」以外に自治体から委託を受けて実施している事業

「厚生労働省／生活困窮者自立支援制度『子どもの学習・生活支援事業』」を選択した割合は、44.5%であった。

図表 84 「こどもの生活・学習支援事業」以外に自治体から委託を受けて実施している事業（複数回答）



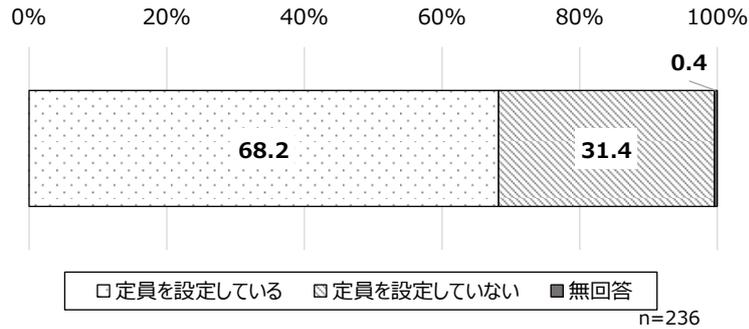
(2) 実施状況

ア 事業全体の実施状況

① 定員の設定有無

「定員を設定している」を選択した割合は、68.2%であった。定員を設定している場合、定員は平均 38.8 人であった。

図表 85 定員の設定有無



図表 86 定員人数(設定している場合)

	(n=161)	定員数
合計		5504.0
平均		38.8
分散(n-1)		1516.1
標準偏差		38.8
最大値		210.0
最小値		5.0
無回答		19.0
非該当		75.0

② 登録人数（学年別）

学年別の登録人数は下表のとおり。中学3年生の登録人数が最多で、平均6.8人であった。

図表 87 登録人数(小学生)

	(n=236)	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生
合計		94.0	135.0	199.0	331.0	525.0	575.0
平均		0.4	0.6	0.9	1.5	2.3	2.6
分散(n-1)		2.1	2.7	6.8	13.7	29.6	40.4
標準偏差		1.4	1.6	2.6	3.7	5.4	6.3
最大値		11.0	12.0	22.0	31.0	36.0	40.0
最小値		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
無回答		11.0					

図表 88 登録人数(中学生)

	(n=236)	中学1年生	中学2年生	中学3年生
合計		972.0	1265.0	1523.0
平均		4.3	5.6	6.8
分散(n-1)		47.3	64.8	80.6
標準偏差		6.9	8.0	9.0
最大値		40.0	47.0	55.0
最小値		0.0	0.0	0.0
無回答				

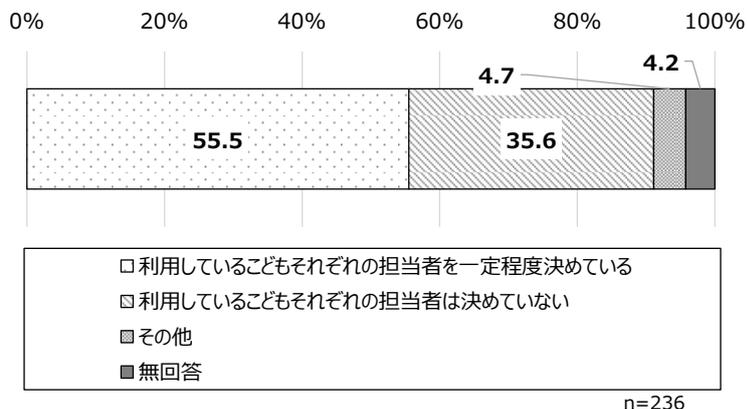
図表 89 登録人数(高校生)

	(n=236)	高校1年生	高校2年生	高校3年生	その他
合計		391.0	268.0	268.0	56.0
平均		1.7	1.2	1.2	0.2
分散(n-1)		13.6	8.6	8.4	1.9
標準偏差		3.7	2.9	2.9	1.4
最大値		23.0	21.0	17.0	11.0
最小値		0.0	0.0	0.0	0.0
無回答					

③ こどもの担当者の決定方針

「利用しているこどもそれぞれの担当者を一定程度決めている」を選択した割合は、55.5%であった。

図表 90 こどもの担当者の決定方針

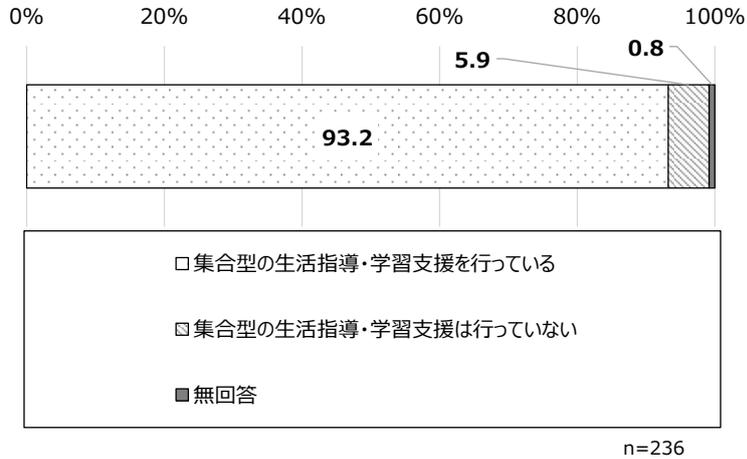


イ 集合型の生活指導・学習支援の実施状況

① 集合型の生活指導・学習支援の実施有無

集合型の生活指導・学習支援を行っている割合は、93.2%であった。

図表 91 「こどもの生活・学習支援事業」として集合型の生活指導・学習支援を行っているか



② 開講日数

開講日数は平均月 8.6 回であった。

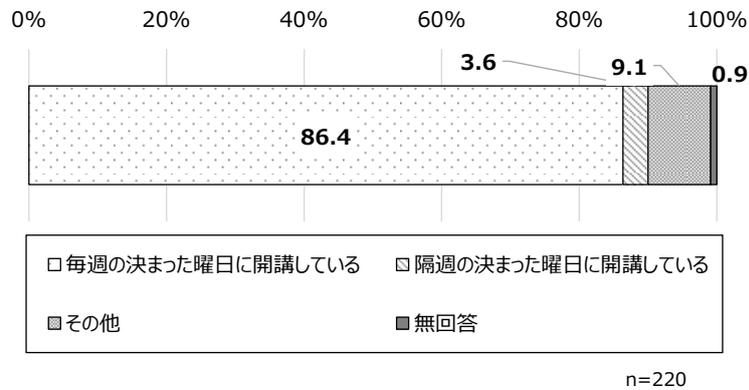
図表 92 開講日数(1ヵ月あたり・令和5年度平均)

	(n=220)	開講日数
合計		1872.9
平均		8.6
分散(n-1)		44.5
標準偏差		6.7
最大値		26.0
最小値		1.0
無回答		3.0
非該当		16.0

③ 開講日のきまり

「毎週の決まった曜日に開講している」を選択した割合は、86.4%であった。

図表 93 開講日のきまり



④ 開講曜日

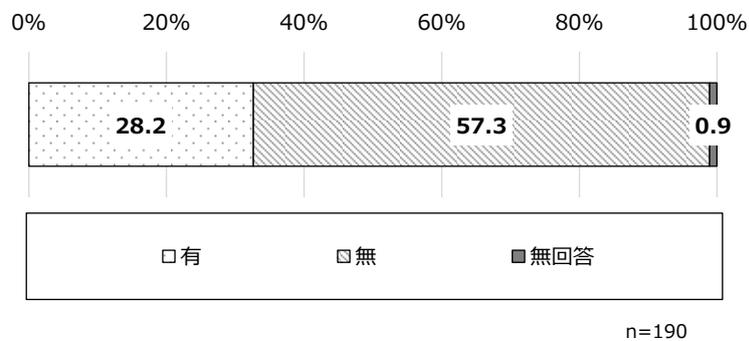
毎週決まった曜日に開講している教室において、平日の開講日は平均週 1.9 回であった。また、休日の開講がある割合は、28.2%であった。

図表 94 平日の開講日(週あたり)

	日/週
合計	331.0
平均	1.9
分散(n-1)	1.8
標準偏差	1.3
最大値	5.0
最小値	0.0
無回答	12.0
非該当	45.0

(n=190)

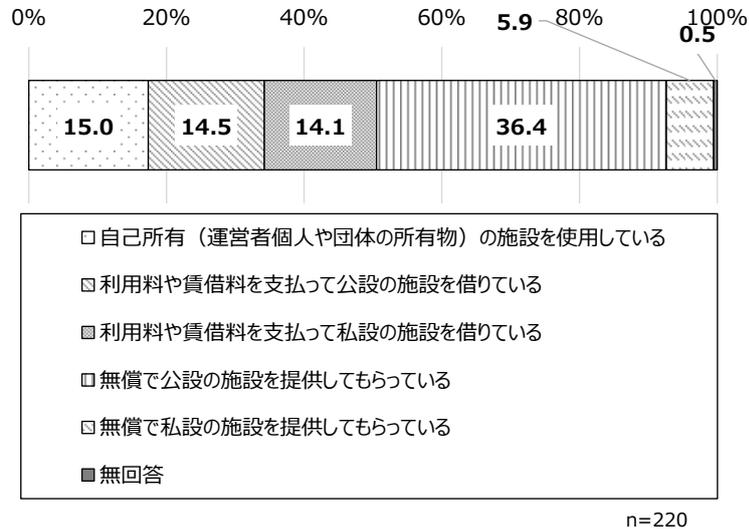
図表 95 休日の開講



⑤ 実施場所とその確保方法

「無償で公設の施設を提供してもらっている」を選択した割合は、36.4%であった。

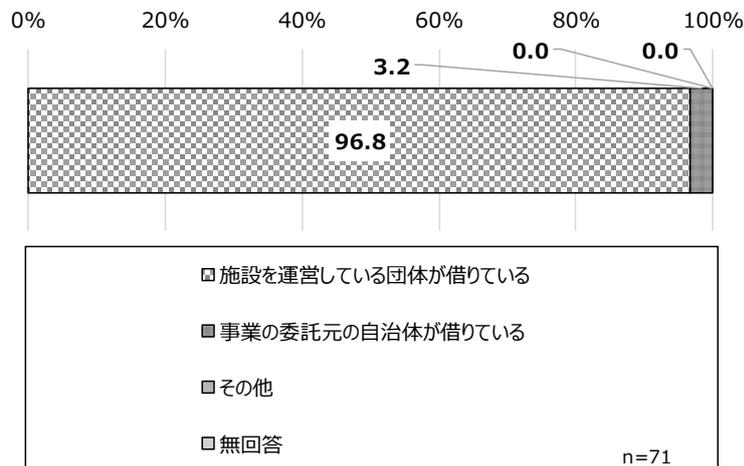
図表 96 実施場所とその確保方法



⑥ 場所を借りている主体

施設を借りて集合型の生活指導・学習支援を実施している教室のうち、場所を借りている主体が施設を運営している団体である割合は、94.4%であった。

図表 97 場所を借りている主体



⑦ 事業実施時間以外での所要時間

1回の教室に対して支援員1人がこどもの支援以外の準備や打合せにかかる時間の平均は49.5分であった。

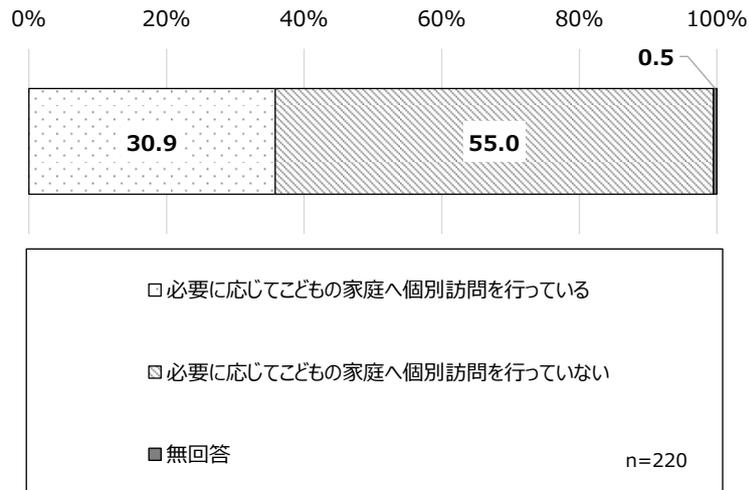
図表 98 事業実施時間以外での所要時間(令和5年度実績)

	(n=220)	分
合計		10535.0
平均		49.5
分散(n-1)		4230.5
標準偏差		64.9
最大値		420.0
最小値		0.0
無回答		7.0
非該当		16.0

⑧ こどもの家庭への個別訪問

「必要に応じてこどもの家庭へ個別訪問を行っている」を選択した割合は、30.9%であった。

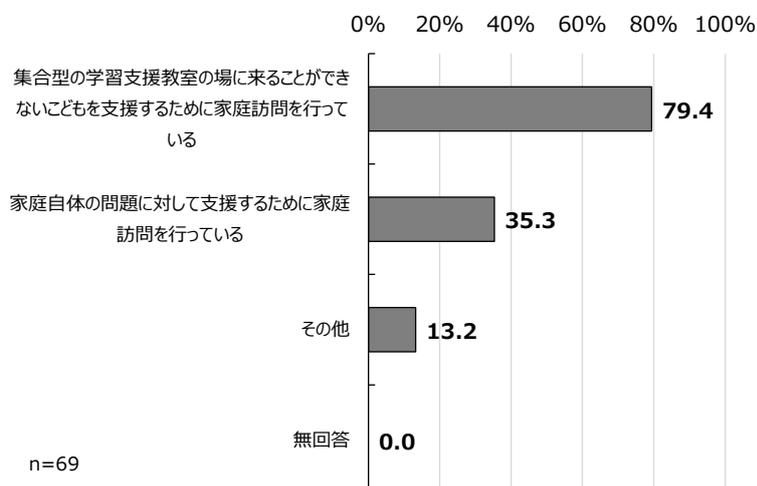
図表 99 こどもの家庭への個別訪問



⑨ 家庭訪問の目的

必要に応じてこどもの家庭へ個別訪問を行っている学習教室のうち、家庭訪問の目的として「集合型の学習支援教室の場に来ることができないこどもを支援するために家庭訪問を行っている」を選択した割合は、79.4%であった。

図表 100 家庭訪問の目的(複数回答)



⑩ 実施時の工夫

下表のとおり、生活指導や学習支援の推進に向けた取組、支援員の配置に関する取組、事業実施時間前後で行っている取組についての事例が聞かれた。

図表 101 実施時の工夫(自由回答)

代表的な回答内容	
【取組の内容】	就寝及び起床時間のチェック、家庭学習やインターネットの利用時間、朝ごはんは食べたか等、週に1回一週間の振り返りを行い、こどもと一緒に無理のない一週間のスケジュールを策定している。
	大学生より進路の話をしてもらい、今後の道筋や悩みや不安の解決方法を大学生支援員と参加生徒たちが共有・共感できるようにしている。
	宿題のサポートだけでなく、苦手分野や休んでいた間に取りこぼしてしまった範囲の復習が出来るように促している。また、定期考査に向けての学習計画の立て方や、進路についての考え方等、適宜伝えている。
	部屋を大きく3つ（静かに勉強する、少し相談しながら勉強する、友達と楽しく話をしながら勉強する）に分け、毎回児童自身で部屋を選択し、学習している。
	期初は担当者支援員を付けず、こどもの特性と支援員との相性を事業責任者が分析、期中から支援員担当制に移行する。
	活動時間帯以外で集まるのはスケジュール的に難しいため、LINEグループとGoogleドキュメントで連絡、学習記録を共有している。また、教室と終了後、毎回15分はスタッフ共有の時間を設けている。

【取組の効果】	家庭の状況を背景に大学への進学希望が無かったこどもが、大学生の話を聞き進学意欲が生まれ、大学へ進学するために意欲的に学習に取り組みだした。
	些細なことも相談できることで、親にも余裕が出来た。不登校で学校にはいけないが、支援場所には通ってくる事が出来集団に慣れたことにより復学もできるようになった。
	こどもにとっては、ある程度、担当してくれる先生という意識が付いているようである。担当者は個々の学習進度が把握でき、個別の対応が可能となっている。また送迎の際に保護者とも話す機会を持てるので、こどもの施設での様子や学習進捗について、密に連携が図れている。
	配置を決めないことにより、支援員と生徒が広く自由に関わることができ全体の雰囲気も和やかになっている。
	スタッフ間で情報共有を行うことで、全員が同じ意識で取り組めるため、こどもに接する際に迷いが生じない。また個人の不安や悩みを全員で受け止め、対応策を考えることで、一人にかかる負担を軽減できる。
	生徒の注意事項を共有することで、生徒の人権上の配慮をしながら適切な指導が行える。

ウ 派遣型の生活指導・学習支援の実施状況

集合型の生活指導・学習支援を実施していないと回答した学習教室に対して、派遣型の生活指導・学習支援の実施状況について回答を求めた⁷。

① 訪問回数

1人のこどもに対する訪問回数は平均月 4.0 回であった。

図表 102 1人のこどもに対する訪問回数(回/月、令和5年度平均)

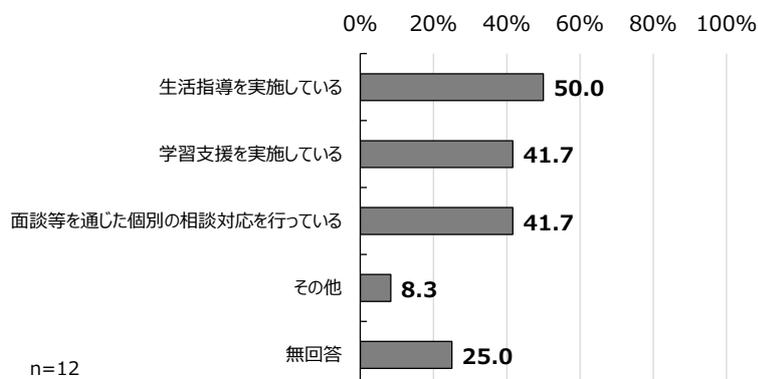
	(n=12)	回/月
合計		36.0
平均		4.0
分散(n-1)		6.0
標準偏差		2.3
最大値		10.0
最小値		2.0
無回答		3.0
非該当		224.0

⁷ 1人のこどもに対する訪問回数0回と回答している学習教室2件は、集計対象から外している。

② 実施内容

「生活指導を実施している」を選択した割合は、50.0%であった。

図表 103 実施内容(複数回答)



③ 実施時の工夫

下表のとおり、生活指導や学習支援の推進に向けた取組、支援員の配置に関する取組、事業実施時間前後で行っている取組についての意見が聞かれた。

図表 104 実施時の工夫(複数回答)

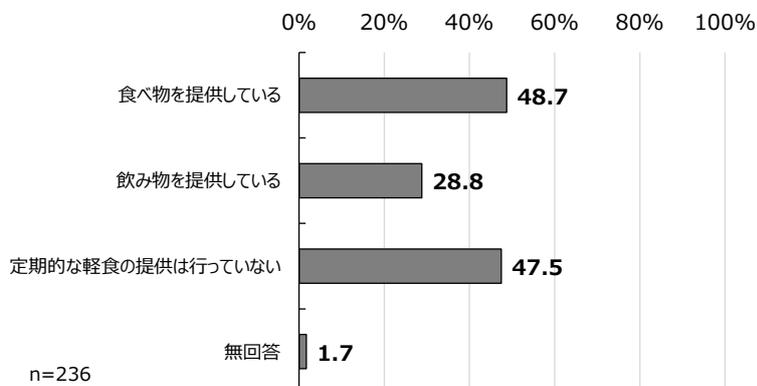
代表的な回答内容	
【取組の内容】	要望に沿って食事作りや買い物の同行を一緒に行う。学習支援を始める前に、部屋や机の片付けや洗い物を行う。
	大学生の支援員は主に受験やテスト対応の生徒を、小学生や学習習慣の定着を目的とするような児童は社会人が対応することで棲み分けを行っている。
	支援員の事前研修と月1回の全支援員でのミーティングを行っている。さらに、必要に応じてコーディネーターも一緒に学期ごとに支援計画を作成する。月1回行政の担当課に報告し、情報共有を行う。
	訪問のための学習や遊びの準備など、事前に90分ほど時間を取り、行っている。活動後は、参加した全スタッフが振り返りを行い、難しいケースなどは会議などで支援計画を作成、次回の対応策をについて検討している。また、個人情報を守られるシステムにて、休みであったスタッフにも情報共有を徹底している。
【取組の効果】	基本的な生活習慣等の改善により、自己肯定感や学習意欲などの向上が見られた。
	今まで終わらせられなかった宿題が提出出来るようになった。寄り添うことで定期テストに向けて計画的に学習するようになり、テスト結果も上がってきた。
	ほとんどコミュニケーションが取れなかった子どもたちが、スタッフとの信頼関係構築が築かれ、対話ができるようになっている。
	全スタッフが子どもの状況や家庭の変化について共有しているため、緊急なことが起こっても速やかに適切な対応ができています。子どもと保護者に適切な支援を行うことによって、親子のよい変化が見られている。
	行政の担当と情報共有することで、早期に担当職員が家庭訪問をおこなったり、学校でのカンファレンスに参加し、さらに情報共有することが出来た。

工 軽食の提供状況

① 定期的に提供している軽食の内容

「食べ物を提供している」を選択した割合は、48.7%であった。

図表 105 定期的に提供している軽食の内容(複数回答)



② 軽食の提供について、工夫している取組の内容と効果

下表のとおり、食事内容、支援員による対応における工夫に関する事例が聞かれた。

図表 106 軽食の提供について、工夫している取組の内容と効果(自由回答)

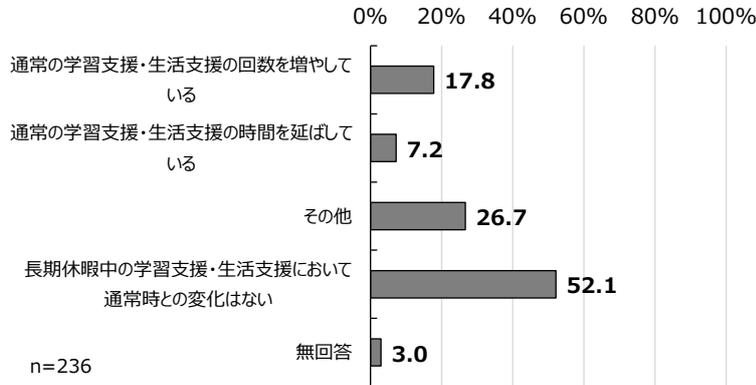
代表的な回答内容	
【取組の内容】	時節に合った食べ物や飲み物を提供するようにしている。
	個包装のおやつを準備している。
	お菓子の他、寄付でいただいたレトルト食品や缶詰なども生徒が自由にとって帰れるようにしている。生徒との会話の中で食事に困っていきそうな場合は多めに持たせることもある。
	食べ物や飲み物を提供する時の研修マニュアルを作成し、研修を実施している。
	アレルギーがあるこどもに対して、支援員や食事担当スタッフとダブルチェックをして提供している。
	中学生来所時の受付の際、軽食を自分で選んでもらいながらボランティアや職員とのコミュニケーションの場となるよう工夫している。
【取組の効果】	家庭での保護者の就労による子どもたちの孤食を防ぐこと、みんなで食べることによって「食べる楽しさ・嬉しさ」の共有、キッチンスタッフへの感謝、企業や団体からの食材提供を受け自分以外の支えてくれる存在に気付くことなどを通して、人とのつながりを感じてもらっている。
	食や食文化、季節の行事などに興味を持つようになった。
	お菓子を食べながら雑談をしており、その中で子どもから最近困っている事を話してくれたりする。
	朝食や昼食を食べずに、空腹のまま学習教室へ参加することがなくなり、学習に集中することができるようになった。
	地域の方から、生活困窮のこどもというイメージがついていたものが払拭され、何ら変わらないこどもたちだと偏見を持たれることが少なくなっていた。

オ 長期休暇中の学習支援の追加開催状況

① 長期休暇中の学習支援の実施状況

「長期休暇中の学習支援・生活支援において通常時との変化はない」を選択した割合は、52.1%であった。

図表 107 長期休暇中の学習支援の実施状況(複数回答)



② 長期休暇中の学習支援について、工夫している取組の内容と効果

下表のとおり、開催枠、学習支援内容、学習以外の体験における工夫に関する事例が聞かれた。

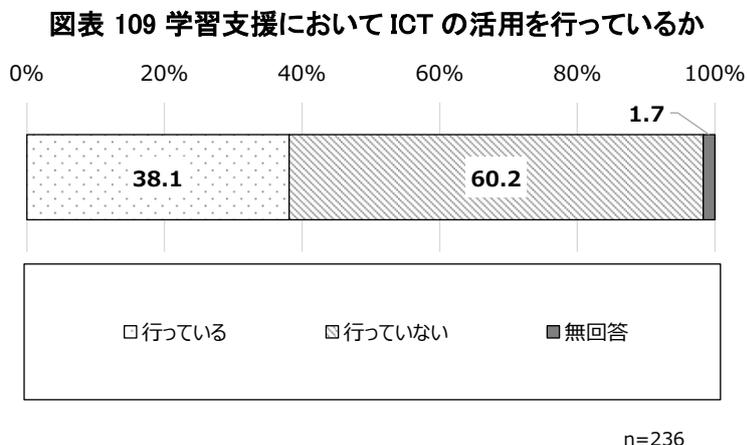
図表 108 長期休暇中の学習支援について、工夫している取組の内容と効果(自由回答)

代表的な回答内容	
【取組の内容】	日中の早い時間からの受け入れ枠を設定している。
	平日開催だけでなく、土・日含め開催日を検討、実施している。
	普段は主に3教科(国語・数学・英語)だが、長期休暇の時は理科・社会の指導や宿題の指導などを行う。
	塾の有料夏期講習を割引価格で受講可能にしている。
	長期休暇でないとできない、外来講師を依頼しての授業、陶芸指導、科学実験等を実施している。
	今年度は老人会と一緒に流しそうめんを行うなど通常の学習会では行わない事を行った。
	長期休暇では、学ぶことの楽しさや探求心、好奇心を醸成するために体験学習を行っている。その際、こどもが自ら企画書を作成し、予算や準備、運営まで行うことを大人がサポートしている。
【取組の効果】	普段取り組めていない科目などに取組むことができます。
	作文など一人で進めるには難しく、親も教えられないとの事で助かっているよう。
	保護者からは、こどもに様々な経験をさせてあげることができないという気持ち(罪悪感)が減ったという声がある。こどもたちは、絵日記に書ける思い出が作れたと喜んでいました。
	学校の課題だけでなく、受験対策として学習日を増やすことで、目標に向かい努力する過程と一緒に過ごすことができる。最終日には「お疲れ様会」を実施することで、仲間意識も高まり、関係づくりができる。

(3) ICTの活用状況

ア 学習支援においてICTの活用を行っているか

「行っていない」を選択した割合は、60.2%であった。



イ 学習支援において行っているICTの活用の内容と効果

下表のとおり、デバイス・通信環境の提供や、オンラインの指導ツール活用といった工夫に関する事例が聞かれた。

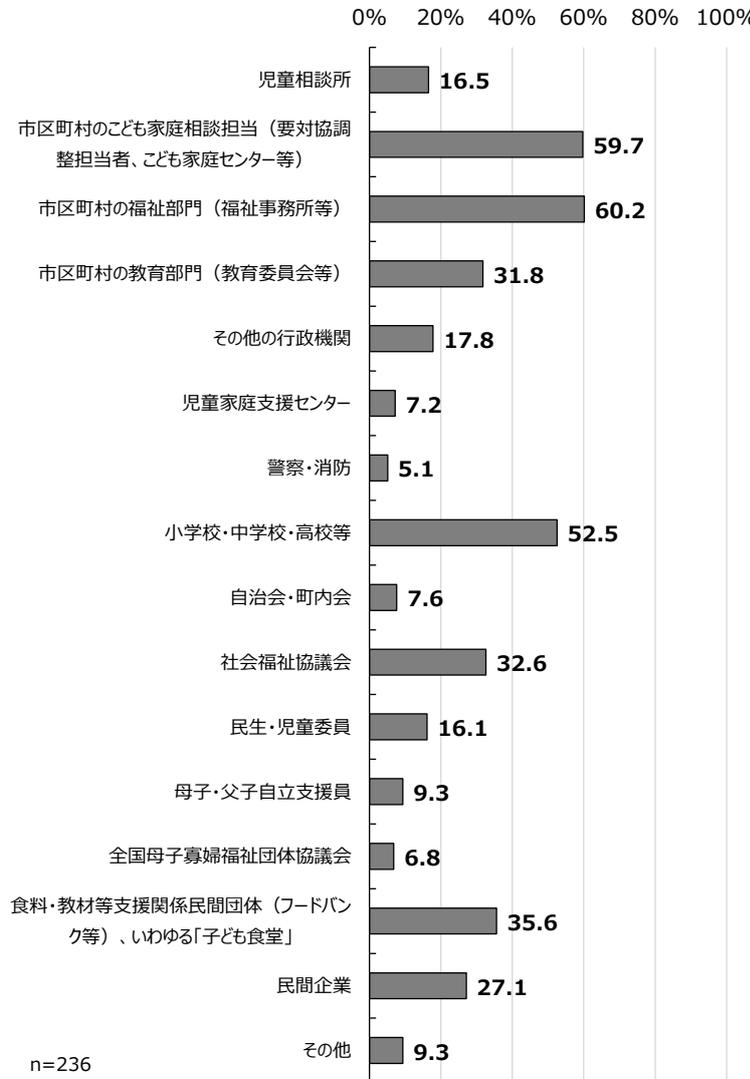
図表 110 学習支援において行っているICTの活用の内容と効果(自由回答)

代表的な回答内容	
【取組の内容】	オンラインでの受講を可能としている。
	教室内にWi-Fiを設置しており、PCの貸し出しも行っている。
	Wi-Fi環境は整備しており、学校貸与のタブレットPCで、学校の課題を児童が行うことを認めている。
【取組の効果】	スタディサプリアカウントの無償提供および、スタディサプリを用いた先取り学習等。
	学校に行きにくい子どもや感染症・ケガ等により通塾できない子どもへの支援が可能。
	パソコンやタブレット、その中にあるアプリが使えるようになり、インターネットのリスクも理解をし、ICTリテラシーが身に付いている。
	必要に応じて、学校貸与タブレットPCの画面を支援スタッフも一緒にみながら、学校の課題に取り組むことがある。例えば、天体の動きなど、言語で説明が難しいものは、動画教材を見て説明すると、分かりやすくなる。
	学校の提出課題等は、それぞれのタブレットを学習支援の場で使用することで、生徒の学習のやりやすさにつながっている。また、進学希望先の高校のホームページを閲覧する等、家庭でインターネットを利用できない生徒への支援につながっている。

(4) 他機関との連携内容

こどもの生活・学習支援事業の実施に際して連携を行った機関として、「市区町村の福祉部門（福祉事務所等）」を選択した割合（60.2%）が最多であった。

図表 111 こどもの生活・学習支援事業の実施に際して連携を行った機関（複数回答）



図表 112 こどもの生活・学習支援事業の実施に際して各機関と実施した連携内容の詳細(複数回答)

No.	カテゴリ名	個別支援が必要な子ども や家庭に対して連携して 支援を行った		その他の連携を行った	
		n	%	n	%
1	児童相談所	35	14.8	19	8.1
2	市区町村のこども家庭相談担当（要対協調整担当者、 こども家庭センター等）	136	57.6	92	39.0
3	市区町村の福祉部門（福祉事務所等）	137	58.1	77	32.6
4	市区町村の教育部門（教育委員会等）	68	28.8	49	20.8
5	その他の行政機関	39	16.5	12	5.1
6	児童家庭支援センター	15	6.4	10	4.2
7	警察・消防	10	4.2	8	3.4
8	小学校・中学校・高校等	121	51.3	85	36.0
9	自治会・町内会	17	7.2	13	5.5
10	社会福祉協議会	67	28.4	55	23.3
11	民生・児童委員	36	15.3	22	9.3
12	母子・父子自立支援員	17	7.2	14	5.9
13	全国母子寡婦福祉団体協議会	10	4.2	9	3.8
14	食料・教材等支援関係民間団体（フードバンク等）、 いわゆる「子ども食堂」	64	27.1	64	27.1
15	民間企業	43	18.2	55	23.3
16	その他	19	8.1	17	7.2
	全体	236	100.0	236	100.0

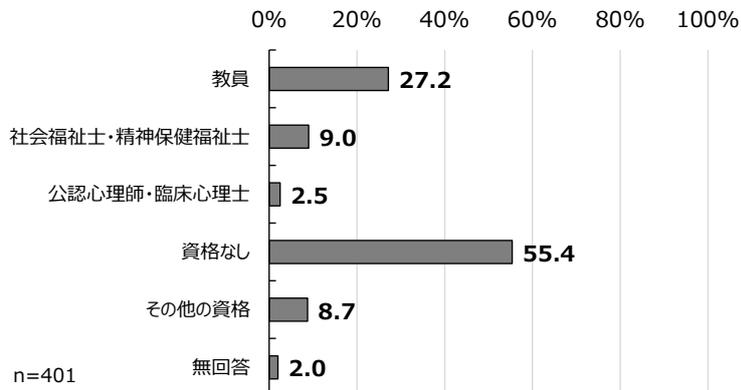
(5) コーディネーター・管理者・支援員の配置・育成

ア コーディネーターの属性

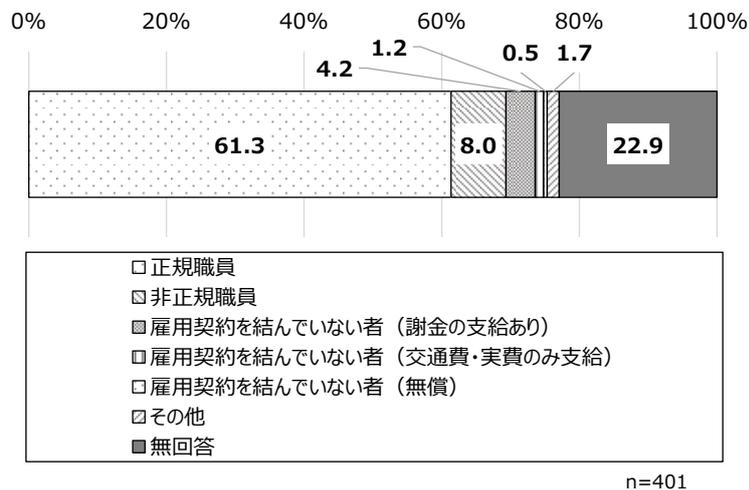
コーディネーターのうち、保有資格がない割合は、55.4%であった。また、コーディネーターのうち、正規職員の割合は、61.3%であった。

コーディネーターの役割は多岐にわたり、「支援員の募集・選定・派遣調整」「本事業を利用中のこどもや家庭のアセスメント」「本事業の利用を希望しているこどもや家庭の利用調整」「教材の作成」いずれについても、コーディネーターのうち約6割またはそれ以上が実施していた。なお、コーディネーターのうち、管理者と兼務を行っている割合は、38.4%であった。

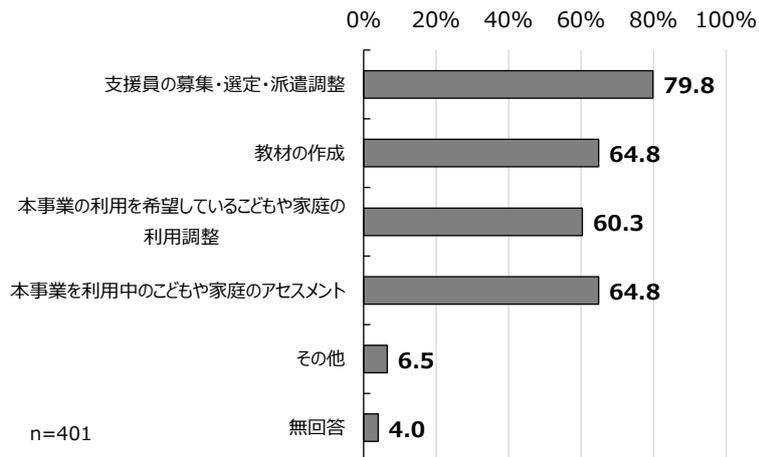
図表 113 コーディネーターの保有資格(複数回答)



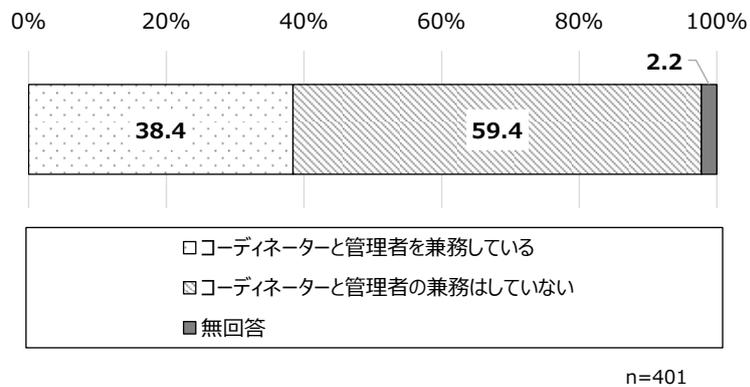
図表 114 コーディネーターの雇用形態(複数回答)



図表 115 コーディネーターの役割(複数回答)



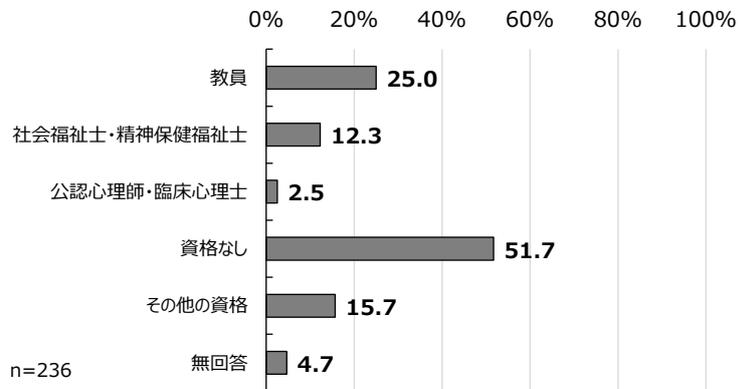
図表 116 コーディネーターが管理者を管理しているか(複数回答)



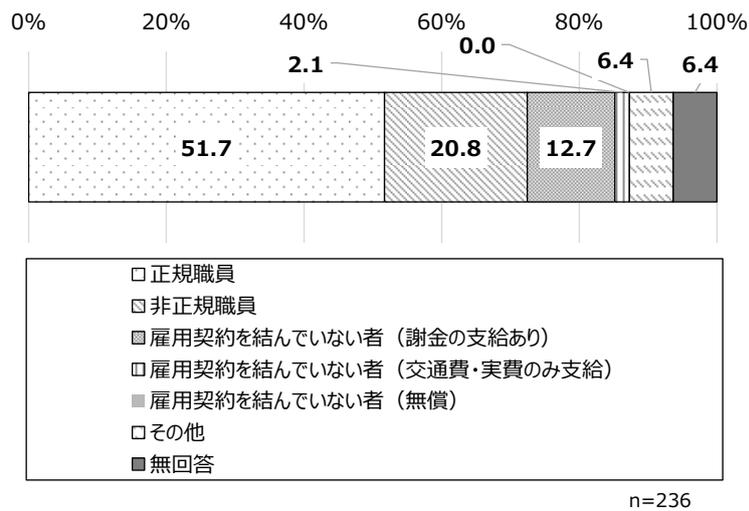
イ 管理者の属性

管理者のうち、保有資格がない割合は、51.7%であった。また、管理者のうち、正規職員の割合は、51.7%であった。

図表 117 管理者の保有資格(複数回答)



図表 118 管理者の雇用形態



ウ 支援員の属性

① 支援員の属性別人数

支援員の総数は平均 19.0 人であった。属性別の内訳は図表 120～図表 123 のとおり。

図表 119 支援員の総数

(n=236)	人数
合計	4136.0
平均	19.0
分散(n-1)	1848.8
標準偏差	42.9
最大値	555.0
最小値	0.0
無回答	18.0

図表 120 支援員の人数(世代別)

(n=236)	A)学生(18歳未満、または大学生・専門学校生)	B)就労世代(18～65歳)	C)65歳以上
合計	2360.0	1401.0	613.0
平均	10.5	6.3	2.7
分散(n-1)	766.0	197.4	62.1
標準偏差	27.6	14.0	7.9
最大値	350.0	138.0	69.0
最小値	0.0	0.0	0.0
無回答	12.0		

図表 121 支援員の人数(保有資格別)

(n=236)	A)教員	B)社会福祉士・精神保健福祉士	C)公認心理師・臨床心理士	D)その他の資格
合計	570.0	36.0	10.0	57.0
平均	3.3	0.2	0.1	0.3
分散(n-1)	39.4	0.4	0.1	0.9
標準偏差	6.3	0.6	0.3	0.9
最大値	48.0	5.0	2.0	6.0
最小値	0.0	0.0	0.0	0.0
無回答	65.0			

図表 122 支援員の人数(雇用形態別)

	A)正規職員	B)非正規職員	C)雇用契約を結んでいない者(謝金の支給あり)	D)雇用契約を結んでいない者(交通費・実費のみ支給)	E)雇用契約を結んでいない者(無償)	F)その他
(n=236)						
合計	246.0	978.0	1247.0	1729.0	54.0	58.0
平均	1.1	4.4	5.6	7.8	0.2	0.3
分散(n-1)	13.1	70.6	168.9	1477.1	2.2	4.7
標準偏差	3.6	8.4	13.0	38.3	1.5	2.2
最大値	35.0	81.0	125.0	493.0	18.0	22.0
最小値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
無回答	15.0					

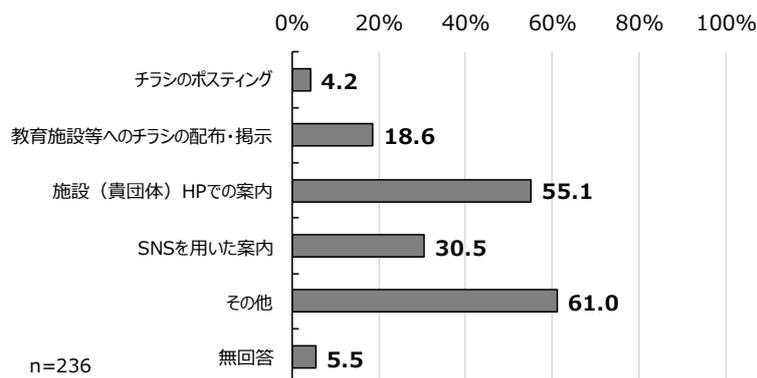
図表 123 支援員の人数(担う役割別)

	A)こどもへの生活支援・学習支援	B)こどもの生活・学習状況を踏まえた学習支援方針の検討・決定	C)こどもの家庭への連絡・面談	D)関係機関との連絡・調整	E)その他
(n=236)					
合計	4184.0	903.0	368.0	195.0	45.0
平均	18.9	4.1	1.7	0.9	0.2
分散(n-1)	1873.4	47.4	17.8	8.6	1.1
標準偏差	43.2	6.9	4.2	2.9	1.1
最大値	555.0	62.0	35.0	35.0	10.0
最小値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
無回答	15.0				

② 支援員の募集方法

「その他」を選択した割合は、61.0%であった。

図表 124 支援員の募集方法(複数回答)



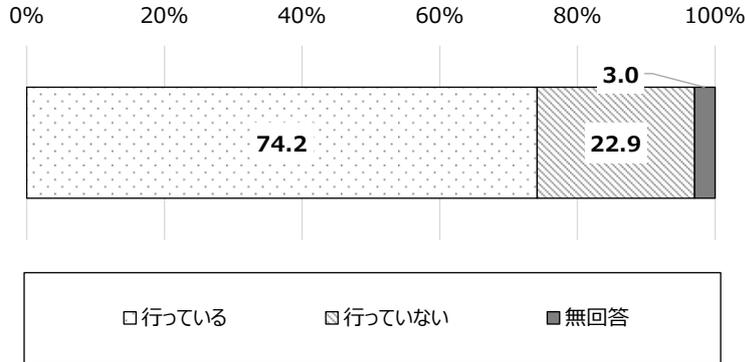
図表 125 支援員の募集方法(その他自由回答)

代表的な回答内容
各種求人媒体への掲載
前年度参加の支援員へ依頼、支援員より推薦
民生・児童委員の紹介、市社会福祉協議会の紹介

工 支援員に向けた研修の実施有無

支援に向けた研修を実施している割合は、74.2%であった。

図表 126 支援員に向けた研修の実施有無



n=236

オ 支援員の確保・質の向上について、工夫している取組の内容と効果

下表のとおり、支援員の確保の工夫として、求人媒体を用いた募集や教育機関との連携、口コミ・紹介による募集に関する事例が聞かれたほか、支援員の質の向上の工夫として、支援員に期待する資質を満たす人材を確保できるようなリクルーティング方法をとっている事例や、支援員に対する研修等を通じて資質を向上させている事例が聞かれた。

図表 127 支援員の確保・質の向上について、工夫している取組の内容と効果(自由回答)

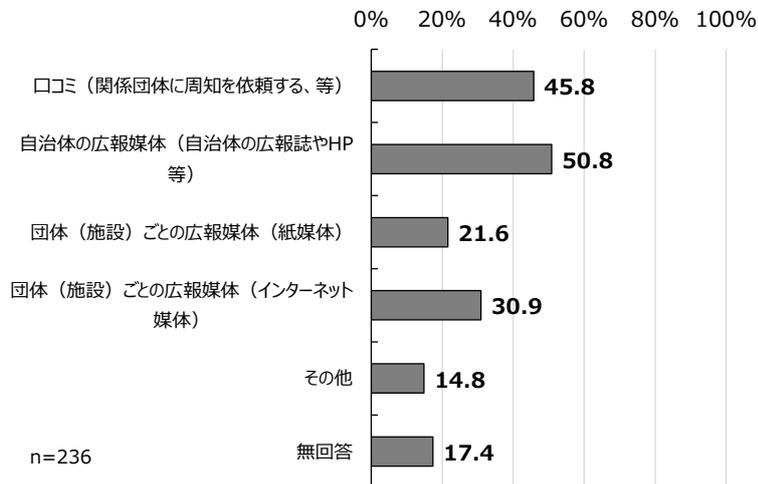
代表的な回答内容	
【取組の内容】	NPO・社会的企業のボランティア等の情報サイトへの掲載によって支援員の確保をしている。
	近隣大学へ出向き、学生へ直接事業の周知・支援員の募集を行っている。
	教育施設へのチラシ掲示、支援員（学生ボランティア）の学校卒業時に後輩を紹介してもらっている。
	学習支援員の募集時には、事業の内容や背景、こどもへの接し方などを説明し、主旨に賛同できる人が登録できるようにして、事業の方向性がずれないようにしている。
	社会福祉士や臨床心理士・公認心理師の資格保有者が定期的に研修を実施している。
	事業実施日の事業前後に 60 分ずつ研修とカンファレンスを実施している。また、一般公開する研修会を事業日以外の日程で実施し、他機関や他市町の取組との情報共有の場としている。
【取組の効果】	紹介での応募となるため、支援員として適した人財が確保しやすくなっている。
	支援に必要な基本・応用の知識とスキル、マインドを身に付けることで、難しいこどもにも対応できるようになっている。また、難しいケースについては、スーパーバイザーが付くことでスキルアップができてきているため、こどもや場の安定にもつながっている。
	支援者ごとの支援への思い入れのばらつきが、徐々に解消され、同じ支援方針を共有できるようなる。また大学院生等、専門教育を受けている学生からの情報提供により、知識や指導方法に幅が生まれる（学生が大学教員からスーパービジョンを受けている為）。

(6) 広報発信

ア 広報発信に利用している媒体

「自治体の広報媒体（自治体の広報誌やHP等）」を選択した割合は、50.8%であった。

図表 128 広報発信に利用している媒体(複数回答)



イ 広報発信を行うにあたり、工夫している内容とその効果

下表のとおり、広報発信における工夫として、情報の公開先や公開方法、関係機関等との連携に関する事例が聞かれた。

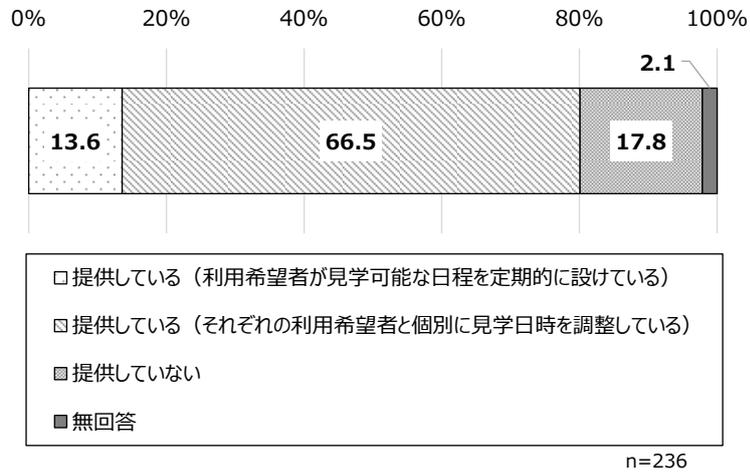
図表 129 広報発信を行うにあたり、工夫している内容とその効果(自由回答)

代表的な回答内容	
【取組の内容】	利用する世帯に制限があるので、広く広報が出来ないが、関係機関に向けた説明会を実施して周知するようにしている。
	活動の様子が分かるように、SNSなどで常に発信している。活動状況の写真を投稿する際は、こどもの顔が映らないよう適宜加工している。
	支援が必要な世帯に確実に情報が届くよう、事業の委託自治体・市町村と連携している。対象世帯の担当ケースワーカー経由での事業案内のほか、対象世帯への事業案内チラシの郵送、ホームページでの広報等をお願いしている。
	秘匿事業のため広報は行っていない。
【取組の効果】	毎年、新規利用世帯の申し込みがある。事業対象者の特性に鑑みて、対象世帯のプライバシー保護を特に重視し、外部に詳細な教室情報が漏れないよう留意していることもあり、アウトリーチは十分であるとは言えない。
	今まで当事業に参加した生徒や保護者の個人情報漏洩やプライバシーが脅かされたということはない。
	担当課からだけでなく学校からの相談も増え、必要なこどもに学習・生活支援事業（学習会）が届くようになった。

ウ 教室を見学する機会の有無

利用希望者を対象に、教室を見学する機会を提供している（それぞれの利用希望者と個別に見学日時を調整している）と回答した割合は、66.5%であった。

図表 130 利用希望者を対象に、教室を見学する機会を提供しているか

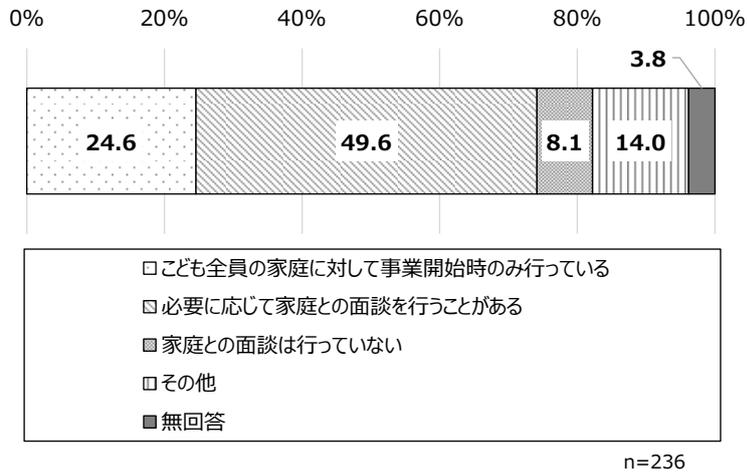


(7) その他の工夫

ア 事業対象のこどもの家庭との面談の実施状況

「必要に応じて家庭との面談を行うことがある」を選択した割合は、49.6%であった。

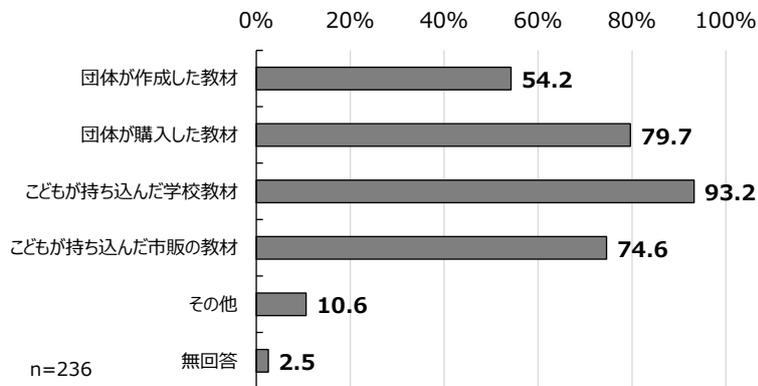
図表 131 事業対象のこどもの家庭との面談の実施状況



イ 学習支援事業において使用している学習教材

「こどもが持ち込んだ学校教材」を選択した割合は、93.2%であった。

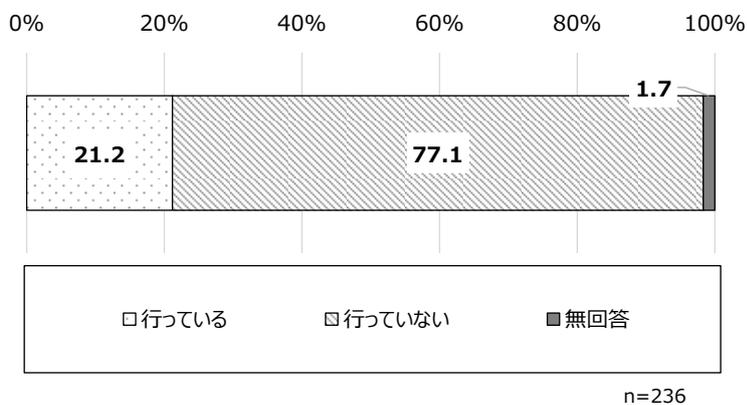
図表 132 学習支援事業において使用している学習教材(複数回答)



ウ 学習支援事業に利用している施設を事業実施時間外に自習室として開放する取組を行っているか

「行っていない」を選択した割合は、77.1%であった。

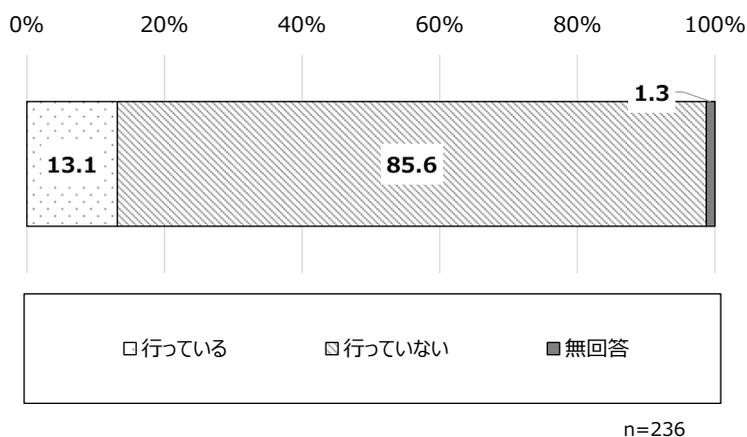
図表 133 学習支援事業に利用している施設を事業実施時間外に自習室として開放する取組を行っているか



エ 学習支援事業の対象の子どもを事業実施施設まで送迎する取組を行っているか

「行っていない」を選択した割合は、85.6%であった。

図表 134 学習支援事業の対象の子どもを事業実施施設まで送迎する取組を行っているか



オ 学習支援事業の対象の子どもを事業実施施設まで送迎する取組を行っている理由

下表のとおり、地域の事情や子どもの安全性確保に関する意見が聞かれた。

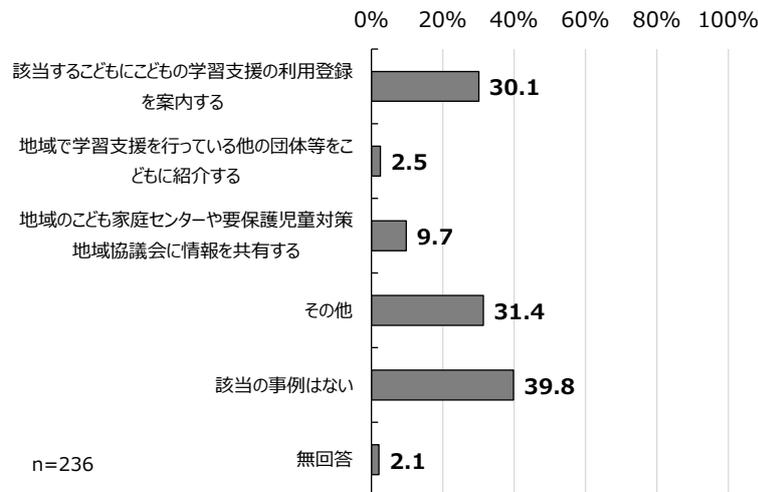
図表 135 学習支援事業の対象の子どもを事業実施施設まで送迎する取組を行っている理由(自由回答)

代表的な回答内容
地域的に子ども自身が来所するのは難しく、保護者もまた仕事の都合で送迎が難しいため。
児童だけで学校区以外に出てはいけないという学校のルールがあるため。
バスなどの公共交通機関がないため、保護者の都合により送迎できない子どもの送迎を行っている。
アウトリーチの観点から、世帯の様子を定期的に把握するために実施している。子どもが教室の行きかえりに事件・事故に巻き込まれないように実施している。

カ 利用登録がない子どもが施設に来た場合の支援

利用登録がない子どもが施設に来た場合、該当する子どもに子どもの学習支援の利用登録を案内している割合は、30.1%であった。一方、「該当の事例はない」を選択した割合は、39.8%であった。

図表 136 利用登録がない子どもが施設に来た場合の支援(複数回答)



図表 137 利用登録がない子どもが施設に来た場合の支援(その他自由回答)

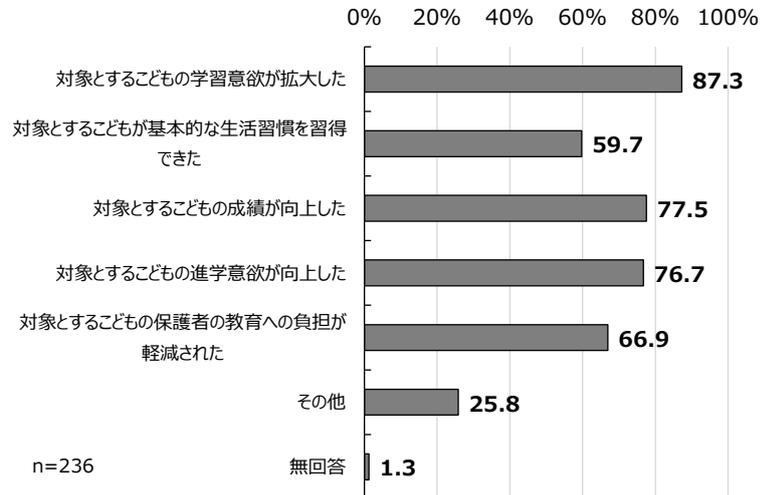
代表的な回答内容
自治体等で利用案内がもらえることを伝える。
在籍学校、担当民生・児童委員と連携
該当の子どもが支援対象者か、市の所管課に確認する。
当施設が別曜日に実施している（行政委託のものでない）教室を案内している。
その回のみとして受け入れる。
当法人の居場所支援事業の案内を行う。
利用登録がない場合でも来館を拒んでいない。

(8) 効果と課題

ア 事業実施を通じた効果

「対象とするこどもの学習意欲が拡大した」を選択した割合は、87.3%であった。

図表 138 こどもの生活・学習支援事業の実施を通じた効果(複数回答)



イ 進学状況

令和6年3月時点でこどもの生活・学習支援事業に登録していたこどもの受験・進学の状況を確認した結果、平均で6.5人の利用者が高校を受験し、6.4人が進学を行っていた。

図表 139 利用者の高校への進学状況⁸

(n=236)	受験人数	進学者数	進学率(%)
合計	1300.0	1284.0	98.9
平均	6.5	6.4	
分散(n-1)	84.6	81.3	
標準偏差	9.2	9.0	
最大値	57.0	57.0	
最小値	0.0	0.0	
無回答	36.0	34.0	

図表 140 利用者の4年制大学への進学状況

(n=236)	受験人数	進学者数	進学率(%)
合計	90.0	85.0	91.9
平均	0.8	0.7	
分散(n-1)	3.6	3.4	
標準偏差	1.9	1.8	
最大値	9.0	9.0	
最小値	0.0	0.0	
無回答	123.0	122.0	

図表 141 利用者の短期大学・専門学校への進学状況

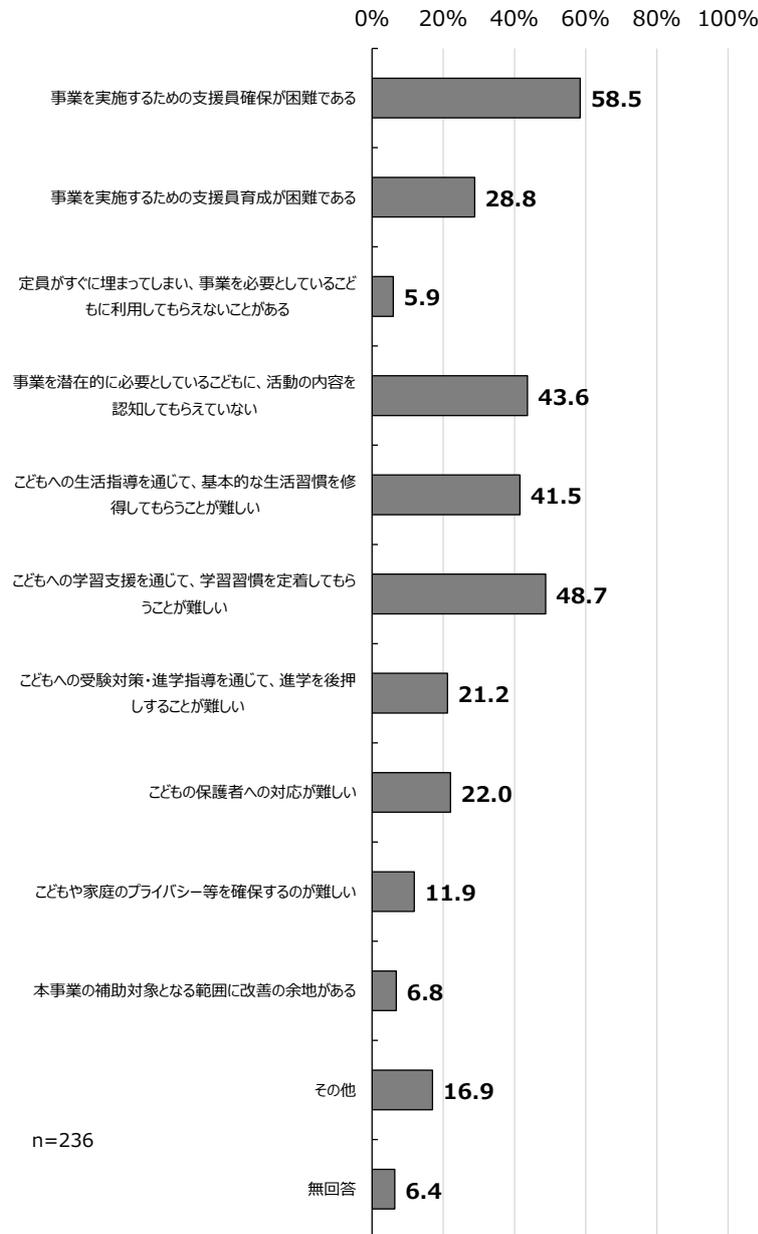
(n=236)	受験人数	進学者数	進学率(%)
合計	31.0	32.0	100.0
平均	0.3	0.3	
分散(n-1)	0.4	0.4	
標準偏差	0.6	0.6	
最大値	3.0	3.0	
最小値	0.0	0.0	
無回答	123.0	121.0	

⁸ 進学率を算出する際は、受験人数・進学者数の両方に回答した学習教室のみを集計対象としている。以下、図表140～図表141も同様。

ウ 事業実施における課題

「事業を実施するための支援員確保が困難である」を選択した割合は、58.5%であった。

図表 142 こどもの生活・学習支援事業の実施における課題(複数回答)



(9) 意見・要望

下表のとおり、予算や制度周知等に関する意見が聞かれた。

図表 143 「こどもの生活・学習支援事業」に関する意見・要望(自由回答)

代表的な回答内容
本事業は支援員の力量が要と言えるため、専門性のある人員を採用し、持続的に従事してもらうためには、待遇（給与面など）をせめて一般企業と同じ水準でなければ厳しいと考えている。持続性のある事業としての予算を検討してほしい。
質の高い学習支援を提供するためのノウハウを知りたいので、他の実施団体の先進的な取り組みを知る機会があればと思う。また、ICTの導入など工夫したいところだが、消費税の対象となったこともあり、予算がひっ迫しており、活動に制約を感じている。
現在、食材費は国の補助の対象にならないので委託金から使う事が出来ない。物価高で全ての物が値上がりをしていて地域の方や企業様からご支援やご寄付を頂いて賄っているが、全く予算が足りず苦戦している。食材費の補助が必要だと思う。
タブレットの必要性を感じている。予算化してもらいたい。
兄弟で受験生が重なった時などのご負担を考えると、支援の基準を考慮してほしい。
当法人は、市の事業で、県の事業（他法人が実施）とほぼ同様の内容で実施しているが、予算額がかなり違うので、同程度の対応となると運営面で助かる。
支援者斡旋の仕組みを、国や自治体でつくっていただけるとありがたい。
行政の窓口で、ひとり親家庭に対して、もっと積極的に本事業を薦めると、情報が行き渡ると思う。
この事業の趣旨・目的には大いに賛同するが、自治体によってスキームに差があるので、なるべく格差がないよう広げてほしい。

4. 調査結果のまとめ

(1) アンケート調査（自治体票）の結果

回答があった自治体のうち、こどもの生活・学習支援事業を実施している割合は 23.0%と低調であったものの、本事業を実施している自治体においては、地域の実情に応じて、工夫して学習支援を実施している実態が把握された。

ア 事業内容

実施内容として、生活指導・学習支援が最も多く（88.9%）、軽食提供（27.5%）、長期休暇中の学習支援（24.9%）、大学等受験料支援（23.3%）、模擬試験受験料支援（30.2%）の実施割合は比較的低調であることが把握された。また、「こどもの生活・学習支援事業」以外に、生活困窮者自立支援制度の「こどもの学習・生活支援事業」を実施している自治体が多い（67.7%）ことが確認された。

イ 事業対象

ほとんどの自治体で支援対象に中学 1～3 年生を含めている（91.7%）ことが把握された。加えて、小学校 5 年生・6 年生を支援対象に含めている割合は 71.6%、高校 1 年生を支援対象に含めている割合は 47.9%と、一定割合の自治体が、小学生や高校生をも対象に含め、こどもを継続的に支援している状況にあった。

利用可否判断にあたっては、半数近くの自治体（45.6%）で面談を行っていた。制度周知・案内にあたっては、自治体の児童福祉所管課からの案内（58.0%）が多いことが把握された。

ウ 事業の実施体制

80.5%の自治体が委託で運営しており、委託先は、株式会社（32.6%）と NPO 法人（27.1%）が多いことを把握した。自治体内の学習教室が 1 カ所のみである割合は 42.0%であった。また、26.6%の自治体で、派遣型の学習支援を実施していた。

委託先との連携として、メール・電話等での相談・協議（56.6%）が多いことを把握した。自治体主催の定例会議等での情報交換も行われていた。

エ 事業の効果と課題

事業を実施する効果として、こどもの学習意欲拡大（76.2%）が挙げられている一方、課題として、人員確保や体制構築の困難さ（43.9%）が挙げられた。また、意見・要望として、補助金の拡充や人材確保に関するものが多く寄せられた。

オ 未実施自治体の状況

こどもの生活・学習支援事業を実施していない自治体のうち、生活困窮者自立支援制度「こどもの学習・生活支援事業」を実施している自治体が一定数を占める（29.2%）ことを把握した。実施していない理由として、人員確保や体制構築の困難さ（56.9%）が多く、今後の実施予定がない自治体が大半であった（86.0%）。

(2) アンケート調査（学習教室票）の結果

ア 事業内容

集合型の生活指導・学習支援を行っている割合は、93.2%であった。集合型の生活指導・学習支援を実施している場合、教室を平均で月 8.6 回開催しており、実施場所は無償の公施設が多かった（36.4%）。軽食の提供、長期休暇中の学習支援を実施している学習教室の割合は、それぞれ 50.8%、44.9%であった。また、ICT 活用を行っている学習教室の割合は 38.1%であった。

イ 事業対象

登録人数は中学 3 年生が最も多かった（平均 6.8 人）。集合型の生活指導・学習支援を実施している学習教室のうち過半数（55.5%）が、こどもの担当者を一定程度決めており、また、必要に応じた家庭訪問を行っている割合が 30.9%にのぼることが把握された。また、半数近く（49.6%）の教室で、必要に応じて家庭との面談を行っている等、一定割合の教室では、こどもの生活や学習の状況を十分に理解した上で学習支援を行う体制を整えていると言える。

ウ 事業の実施体制

市区町村の関係部署に加え、学校との連携が多いことが確認された（24.3%）。

本事業を担う支援者の属性や業務内容についても、詳細に把握した。コーディネーターにおいては、「支援員の募集・選定・派遣調整」（79.8%）等の事務的な業務に加え、「本事業を利用中のこどもや家庭のアセスメント」（64.8%）といった福祉的な支援を担っていた。管理者は、保有資格がない者が約半数（51.7%）、正規職員が 51.7%であった。支援員の総数は平均 19.0 人であったが、そのうち、学習方針の検討・決定を担う者が平均 4.1 人、家庭への連絡・面談を担う者は平均 1.7 人、関係機関との連絡調整を担う者は平均 0.9 人と限られていた。また、支援員向け研修を実施している割合は、74.2%であった。

エ その他の工夫

アンケート調査の結果、送迎を行っている学習教室の割合は 13.1%であった。実施している教室からは、実施理由として、「地理的な課題への対応」「利用者の利便性」等が寄せられた。

オ 事業の効果と課題

効果として、こどもの学習意欲拡大（87.3%）が挙げられている一方で、課題として、支援員確保の困難さ（58.5%）が挙げられている。

第3章 ヒアリング調査

1. 調査概要

(1) 目的

アンケート調査にて明らかになった「こどもの生活・学習支援事業」の実施状況や実施内容についてより詳細な状況や課題を把握することを目的として、自治体を対象としたヒアリング調査を実施した。

(2) 調査対象

下表のとおり、自治体7件にヒアリングを実施した。

図表 144 調査対象一覧

調査対象	ヒアリング日程
大阪府茨木市	令和7年2月4日
広島県廿日市市	令和7年2月5日
石川県金沢市	令和7年2月7日
愛知県名古屋市	令和7年2月13日
東京都調布市	令和7年2月13日
新潟県南魚沼市	令和7年2月19日
滋賀県米原市	令和7年2月20日

(3) 調査方法

ヒアリング調査の方法は下表に示すとおり。

図表 145 ヒアリング調査の実施方法

項目	方針案
実施形式	オンライン調査
所要時間	1時間程度

(4) 調査項目

図表 146 ヒアリング調査項目

1. 「こどもの生活・学習支援事業」の取組経緯
<ul style="list-style-type: none">・事業を始めたきっかけ（課題認識、事業のねらい）・事業が実施に至るまでの体制づくりのプロセス（準備内容、関係機関等との調整事項等、事業化にあたって工夫した内容（あれば））
2. 「こどもの生活・学習支援事業」の利用プロセス
※アンケート調査回答をもとに詳細をお伺いする想定
<ul style="list-style-type: none">・「こどもの生活・学習支援事業」の制度周知・案内の方法・「こどもの生活・学習支援事業」の利用可否・利用教室決定の方法、実施場所・上記について、自治体として工夫している点
3. 「こどもの生活・学習支援事業」の取組内容
<ul style="list-style-type: none">・生活指導・学習支援の取組体制（教室型・派遣型の別、委託先団体の属性）・生活指導・学習支援以外の実施内容（軽食の提供・長期休暇中の追加開催、大学受験料支援・模擬受験料支援）の取組について、自治体として行っている工夫・「こどもの生活・学習支援事業」の取組にあたっての委託先及び他機関との連携の状況（連携の内容・頻度、効果的な連携を行うにあたっての運用上の工夫）・「こどもの生活・学習支援事業」の従事者（コーディネーター・管理者・支援員）の配置について、自治体として行っている工夫
4. 事業の成果
<ul style="list-style-type: none">・上記で聴取した取組内容の成果
5. 今後取り組みたい課題、今後の展開
6. その他、こどもの生活・学習支援事業に関する自由意見

2. 調査結果

本調査では、多様な形態で本事業を実施している事例を聴取した。本事業を単独実施しているケース、生活困窮者自立支援制度「子どもの学習・生活支援事業」を併用している自治体のケースの両方が調査対象となっており、後者では、各教室で両事業の対象者を区別なく受け入れているケース、及び、それぞれの事業で実施形態を変えているケース（例：一方を集合型、他方を派遣型で実施）の両方を把握した。調査で把握した事項の概要は以下のとおり。（ヒアリング記録は別添資料2を参照）

（1）事業内容

各自治体で、事業内容に関する特徴的な工夫がみられた。例えば、学習支援の一環として、キャリア関連の資格を持つ支援員が学習教室を巡回し、こどもからの相談への対応を行っている事例がみられた。また、進学支援に向けて、平日日中に学校が主催する進学説明会に参加できない保護者のために、本事業のコーディネーターが中心となり夜間に独自で説明会を開き、受験の仕組み等を説明する等、進学支援に向けた保護者へのアプローチを追加で実施している自治体もあった。なお、大規模に学習支援事業を実施している自治体からは、学習支援に関わる事業を拡充すると、複数の事業を通じてこども一人ひとりに対して必要な支援が行き届きやすくなるため、事業内容の拡充は重要であるという意見があった。

また、同じ自治体の中で複数の学習教室を運営している場合、一つの自治体内でも委託先団体ごとに特色ある運営がなされている状況を把握した。そのような状況において、委託先団体との意思疎通を適切に図るため、各学習教室担当者との定例会議を開催し、団体ごとに裁量をもって活動方針を定める点と、団体間で足並みをそろえるべき点を整理している事例があった。また、学習支援事業の規模が特に大きい自治体では、事業の実施頻度・期間などの基礎的な方針のみを定め、その他の点は各団体の裁量に任せていた。

（2）事業対象

多くの自治体で、主な支援対象を中学生としていたものの、継続的にこどもを支援することを重視して、小学校高学年や高校生を対象に含めているケースもあった。一部、小学校低学年に基礎的な学習習慣を習得することを重視し、小学校低学年を対象に事業を実施している事例もあった。

事業を必要としている対象者に学習支援をあまねく提供するため、地方部の自治体においては、保護者のお迎えが難しいこどもでも本事業を安全に利用できるよう、予めタクシー会社と提携してこどもの送迎を依頼している事例があった。

（3）事業の実施体制

事業の実施体制を強化する上で、教育部局（学校）をはじめとした関係機関との繋がりを構築することは重要である。事業の体制構築・推進にあたっては、委託先事業者と教育委員会が協定を締結し、学習支援事業についての共有（制度理念の説明、支援対象のこどもに関する情報連携）を行う仕組みを整備している事例が把握された。また、特に、学校の連携体制の構築にあたっては、学

校関係者が出席する会議の場等を活用したり、自治体の事業担当者が定期的に学校を訪問したりと地道に学校と接触し続ける中で、学校との関係性を段階的に構築し、本事業の必要性を理解してもらっている事例があった。

本事業を担う人材の確保は、事業の実施体制を構築するために肝要である。本調査では、支援員の確保について課題があるという意見が、複数の自治体からあった。支援員確保を工夫して実施している自治体では、「近隣に大学があるため、大学と連携して学生にアプローチしている」「類似事業の支援者で、適任と思われる人材に声掛けを行っている」等、地域のつながりを有効活用している事例が複数あった。

子どもそれぞれへの個別対応を効果的に行うためには、支援員と子どもとのマッチングが重要となる。集合型の学習支援を行っている自治体における工夫として、本調査では各支援員の得意科目や自己 PR をまとめた資料を子どもに配布し、どの学習教室で何を学びたいか、子ども本人が選べる事例を聴取できた。派遣型の実施体制を有している自治体では、支援員のマッチングをきめ細やかに行いやすい。そのため、「学習支援事業を受けている子ども一人ひとりの状況に鑑みて、担当する支援員だけでなく、適切な学習支援の実施場所についても、柔軟に検討する（支援期間中であっても、必要に応じて担当する支援員や実施場所を変更する）」等、子どもの状況に寄り添った学習支援の環境を整えている事例があった。

第4章 考察

本調査研究事業では、アンケート調査とヒアリング調査を実施し、こどもの生活・学習支援事業の実施状況について、実態を把握した。事業を実施している自治体においては、各地域の実情に応じて工夫して学習支援を提供し、幅広い効果が見受けられていた。本事業を通じてひとり親家庭等に学習支援を提供することには、一定のニーズがあるものと考えられる。一方で、現時点で事業の実施率は23.0%⁹と低調であり、今後、本事業のさらなる普及が望まれる。

また、本事業を実施している自治体においても、提供する支援の拡充、及び質向上にあたって様々な課題があることが、実態調査で把握された。これを踏まえ、本事業の実施自治体の割合を高めることに加えて、本事業を実施している自治体において、提供する支援の拡充及び質向上を目指すことが期待される。上記を達成するにあたって、今後解決が必要な課題について考察する。

1. ニーズがあるこどもを事業の利用につなげるための考察

本事業を通じて、支援を必要としているこどもからのニーズに応えるためには、まず、本事業を必要としているこどもとその家庭にアプローチし、本事業の利用につなげることが肝要である。そのために自治体は、ひとり親家庭等に自治体担当者が接触するタイミングを活用し、本事業を案内することが考えられる。加えて、自治体は、日頃からこどもと接しており、こどもの生活や学習の状況についてよく知っている学校などの関係機関との関係性を構築しておき、支援のニーズがあると考えられるこどもに関する情報収集や事業案内を適宜行えるようにしておくことが望ましい。

2. 事業内容を拡充するための考察

本事業を実施している自治体は、事業内容を拡充することで、こども一人ひとりに対して必要な支援が行き届きやすくなることを見込まれる。これを踏まえ、国は、本事業を実施している自治体が事業内容を拡充しやすいよう、本事業で収集した事例の展開等を通じて後押しを行うことが期待される。また、同じ自治体の中で複数の学習教室を運営している場合、委託先団体ごとに学習教室の運営の方向性に違いが生じることが見込まれる。自治体は、委託先団体との定例会議を設置開催するなど、各団体との意思疎通をつつがなく行える体制を構築することが期待される。

本事業を必要としているこどもやその家庭は、多様なニーズを有しており、自治体は、個別のニーズに対応した柔軟な支援を行うことが求められる。例えば、特に地方部においては、「こどもが学習教室に一人で通えるか」という点が、支援を必要とするこどものニーズに応える上で直面する課題となりやすい。そのため、自治体は、送迎を必要とするこどもへの対応を検討することが期待される。また、障害があるこどもや外国籍のこども、食物アレルギーがあるこどもへの対応が、今後ますます期待されることとなる。令和7年度予算では、各学習支援の場に、必要に応じて個別支援員を配置するために必要な費用を国が支援することとされている。国は今後、この拡充内容を広く

⁹ 図表3を参照。

周知し、活用を後押しすることが期待される。

3. 事業の実施体制を強化するための考察

本調査研究事業では、事業を運営する上での体制整備にあたり、多くの自治体が人員確保をはじめとした十分な体制構築に課題を有していることを把握した。本事業を実施していない自治体においても、事業を実施しない理由として過半数が「人員確保や体制構築の困難さ」を挙げていたことから、事業の実施体制に関する課題を解決することは、本事業の実施自治体を増やす上でも、本事業を実施している自治体において事業の拡充を行う上でも重要である。本調査研究事業で収集した事例を広く周知することは、上述したように本事業の拡充方法を検討する上で有効であるだけでなく、各自治体が地域の社会資源を適切に活用しつつ十分な体制の構築に向けて取り組む上でも有効である。

人材確保にあたっては、各自治体が、地域の状況に応じて人材の確保・育成を進めていた。例えば、大学が管内にある自治体では、自治体の事業担当者が大学に訪問して大学生の支援員を確保していた他、社会福祉協議会と密に連携している自治体では、社会福祉協議会と繋がりがある人材を、本事業の支援員として紹介してもらっていた。こうした例を参考としつつ、自治体は、地域の社会資源を上手く活用し、事業の担い手を効率的に確保することが求められる。なお、大学が管内にある自治体では、教授の授業内で時間をもらい、事業の説明・チラシ配布を行うことで、多くの大学生を支援員として確保している事例があった。このように支援員となりうる人材に対して、本事業の内容や重要性を周知する機会を確保することは、人材確保にあたり有効だと考えられる。

また、本調査研究事業では、学校をはじめとした関係機関との連携を行うことの重要性を把握した。学校の連携体制の構築にあたっては、学校関係者が出席する会議の場等を活用したり、自治体の事業担当者が定期的に学校を訪問したりと地道に学校と接触し続ける中で、学校との関係性を段階的に構築している事例があった。自治体は適宜本調査研究事業で把握した事例を参考としつつ、粘り強く関係機関との関係性強化を試みることが期待される。また、ヒアリング調査で聞かれた事例を参考に、関係部局と予め協定を締結しておき、こども本人からの許可を得た場合に協定の範囲内で情報共有を行う仕組みを、自治体として整備するなど、関係機関との連携体制を制度として整備することも有効だと考えられる。

「ひとり親家庭等の子どもへの学習支援の効果的な実施について」別添資料 事例集

第1章

本事業を活用している自治体の取組事例集

- 事例1 派遣型の学習支援を通じて、こどもへの継続的な伴走支援を実現している事例（石川県金沢市）
- 事例2 大規模な委託運営体制を構築している事例（愛知県名古屋市）
- 事例3 大学や中学校との連携体制を構築し、支援員の確保や進学支援に繋げている事例（東京都調布市）
- 事例4 学校との協働のため緊密なコミュニケーションを行うほか、委託先同士の連携体制を構築している事例（大阪府茨木市）
- 事例5 高齢者福祉施設を活用し、保育園等と連携して小学校低学年を対象に、基礎的な生活習慣・学習習慣の習得に向けた支援を実施している事例（広島県廿日市市）
- 事例6 送迎支援や支援員の募集の工夫でこどもの状況に合わせた支援を行っている事例（新潟県南魚沼市）
- 事例7 学校と連携をしながら、こどもの事情に合わせてきめ細やかな個別的支援を実施している事例（滋賀県米原市）

事例 1 石川県金沢市

派遣型の学習支援を通じて、子どもへの継続的な伴走支援を実現している事例

委託
・
派遣型

生活指導・学習支援

軽食の提供

人口
30万人
以上

長期休暇中の学習支援の追加開催

大学等受験料支援
模擬試験受験料支援

取組概要

取組の経緯・内容

- 取組の経緯：学習支援を行うだけではなく、子どもの心の支えとしての側面を重視する、という理念を持ち、平成9年から類似事業（派遣型の学習支援）を継続実施してきた。
- 本事業担当課：子ども部局／事業開始時期：平成31年度／登録者数実績：約110世帯（派遣型）（R7.3.21時点）
- 【生活指導・学習支援】対象者：小学生、中学生、高校生。学習スタイル：子どもの自宅で大学生の支援員が月2～4回、平日2時間程度、子どもの話し相手や学習支援活動を行う形式。

工夫している点

（工夫例1）大学生の支援員を活用した派遣型の学習支援を通して、子どもへの継続的な伴走支援を実現

- 本事業の利用にあたっての申請窓口は本事業担当課が担っており、委託先事業者（母子会）が、支援を希望する家庭と大学生の支援員とのマッチングを行っている。日程調整などの詳細なやり取りは支援員と家庭との間で直接実施する仕組みとなっている。
- 近隣の大学と協力して支援員を確保し、子ども一人ひとりの家庭に派遣する形態を採っている。子どもや家庭から学習支援にあたって個別の希望があれば、本事業担当課を通じて、担当する支援員に伝えている。特別支援学級に通っている等、特別な配慮が必要な子どもの家庭から申請があった場合も、同様の手順で、支援員との情報共有や必要な対応を行い、子どもや家庭からの多様なニーズに応える体制を構築できている。
- 一人の支援員が大学初年次で活動を開始してから大学卒業まで同じ子どもを担当する等、ケースによっては、長期で子どもに伴走して学習支援を提供することができている。本事業担当課は、困ったことがあったらいつでも自治体に連絡するよう、対象家庭と支援員の両方に伝え、課題が生じた際には柔軟に対応することで、子どもへの継続的な伴走支援を下支えしている。

（工夫例2）社会福祉協議会と連携した支援員への研修を実施

- 支援員は社会福祉協議会が開催する支援員向けの講習会に年2回参加している。この講習会では、本事業担当課が関連する制度説明を行った後、学識経験者や教員OBが、学習支援にあたってどのような工夫が必要と考えられるか、説明している。

効果

- 対象家庭から、「勉強習慣が身についた」「勉強に対して前向きになった」等の声がある。
- 派遣型の形態を採っているため、特に学校での居場所がない子どもにとっては、本事業が大学生の支援員と交流できる居場所として、重要な機能を果たしているという声がある。

事例 2 愛知県名古屋市

大規模な委託運営体制を構築している事例

委託

・
集合型
派遣型

生活指導・学習支援

軽食の提供

人口
30万人
以上

長期休暇中の学習支
援の追加開催

大学等受験料支援
模擬試験受験料支援

取組概要

取組の経緯・内容

- 本事業担当課：子ども部局、福祉部局／事業開始時期：平成25年度（平成28年度から両局一体実施）
- 年間登録実績：①中学生の学習支援事業（約1,280名）、②高校生世代への学習・相談支援事業（約500名）
③ひとり親家庭の子どもの居場所づくり事業（約110名）、④家庭訪問型相談支援事業（約760名）
- 【生活指導・学習支援】対象年齢：集合型：①中学1～3年生の児童 ②高校生世代の児童 ③小学5年生～中学3年生の児童
派遣型：④小学生～高校生世代
- 【軽食の提供】ひとり親家庭の子どもの居場所づくり事業において各会場で提供している。
- 【長期休暇中の追加開催】ひとり親家庭の子どもの居場所づくり事業において、長期休業中は週2回で開催している。（通常は週1回）

工夫している点

（工夫例1）多くの学習支援会場を委託運営し地域ごとのニーズに応じた体制を構築

- 市内150か所に学習支援会場を配置（NPO法人、社会福祉協議会、学習塾経営会社など多様な委託事業者が運営）しており、地域ごとのニーズに対応した支援を実施している。
- 参加登録調整や支援員確保、支援者向け研修の企画・実施など、運営に係る実務を「コーディネート事業者」に委託している。子どもへの支援の実績が豊富な事業者が自治体内に複数あり、各委託事業者が自律的に支援を提供できる体制が構築できている。また、委託事業者との連絡会を年2回実施し、効率的な運営体制を築いている。

（工夫例2）キャリア関連の資格をもつ支援員による高校生世代等への相談支援

- 高校生世代向けの相談支援の一環として、キャリア関連の資格をもつ支援員が各会場を巡回し、キャリア支援を中心とした子どもからの相談への対応を行っている。

（工夫例3）学校との連携強化に向けた制度面での工夫を実施

- 福祉部局、子ども部局と教育委員会がプロジェクトチームを形成し、子どもの貧困対策を主題に学習支援のあり方などを検討している。
- 委託先事業者と教育委員会とが協定を締結し、学習支援に参加している子どもについて保護者の同意のうえ、協定の範囲内で学校との情報連携を行う仕組みを整備している。

効果

- 利用者アンケートでは、満足度が例年9割を超えている。
- 大規模な運営体制を構築することで、本事業を必要とする子どもや家庭に一定の支援を届けられているものと考えられる。

事例3 東京都調布市

大学や中学校との連携体制を構築し、支援員の確保や進学支援に繋げている事例

委託
・
集合型

生活指導・学習支援

軽食の提供

人口
10万人
～
30万人

長期休暇中の学習支援の追加開催

大学等受験料支援
模擬試験受験料支援

取組概要

取組の経緯・内容

- 本事業担当課：こども部局／事業開始時期：平成28年度（学習支援は平成27年度より開始）
- 登録者数実績：約130名（集合型、1教室）
- 【生活指導・学習支援】対象者：中学1～3年生。週3回開講しており、こどもは週1回利用して大学生の支援員とマンツーマンで勉強している。
- 【軽食の提供】提供内容：パンやおにぎり（週1回、受付時に支給。業者に発注）/せんべいやチョコレート等のお菓子（適宜休憩時間に食べる。フードバンクからの提供）
- 【長期休暇中の学習支援の追加開催】通常は週1回利用だが、夏休み期間以降、中学3年生のこどもは、利用日以外の開講日でも自習可能としている。
- 【大学等受験料支援 模擬試験受験料支援】中学3年生のこどもには模擬試験を2回程度受験できるようにしている。

工夫している点

（工夫例1）近隣の大学への声掛けによる支援員募集

- 指導スタッフとして大学生の支援員が140名おり、こどもは基本的にマンツーマンの指導を受けている。
- 委託先事業者の市社会福祉協議会と近隣の大学が連携しており、事業開始時から現在に至るまで、コーディネーターや社会福祉協議会の学習支援担当者が大学に赴いて教授の授業内で時間をもらい、事業の説明・チラシ配布を行っている。授業内では学習支援を行っている支援員が体験談を語って参加者を募ることもある。

（工夫例2）中学校との連携体制構築

- 教員OBであるコーディネーターの人脈や他事業での繋がりをきっかけとして、中学校へ訪問させてもらい事業説明を行うことを繰り返し、連携体制の素地を作ってきた。現在も定期的に学校を訪問し、事業説明や要対協の枠組みの中でこどもの情報共有を行っている。
- 年に1回ほど、市内の中学校の進学説明会に出向き、中学3年生の親子向けに相談・居場所・学習支援の3つの事業が一体となった「子ども・若者総合支援事業」の説明を行っている。また、学習支援利用者の保護者の中には平日の日中に学校で行われる進学説明会に参加できない方も多いため、そういった保護者へ向けてコーディネーターが中心となって夜間に独自の進学説明会を開催し、受験の仕組みや受験に向けて意識するとよいポイント等を説明している。

効果

- 毎年度末に行っている利用者へのアンケートでは、保護者やこども本人から「わからなかったことがわかるようになった」、「勉強する習慣が身についてきている」との声があった。
- 本事業を利用する前は高校を卒業したら就職する意向を示していた中学生が、学習教室の利用後、熱心に学習に取り組むようになり、大学進学を志向するようになった。年齢が近い大学生とマンツーマンで学習したことによるロールモデル効果だと感じる。

事例4 大阪府茨木市

学校との協働のため緊密なコミュニケーションを行うほか、複数の委託先同士で連携体制を構築している事例

委託
・
集合型

生活指導・学習支援

長期休暇中の学習支援の追加開催

軽食の提供

大学等受験料支援
模擬試験受験料支援

人口
10万人
～
30万人

取組概要

- 本事業担当課：福祉部局、こども部局／事業開始時期：平成28年度（市としての事業開始は平成27年度）
- 登録者数実績：約100名（集合型、6教室）
- **【生活指導・学習支援】**対象者：中学生、高校生（中学時代からの継続利用の場合）。小学6年生の3学期から体験受講可能。学習スタイル：自学自習形式。
- **【軽食の提供】**提供内容：おにぎり等（一部教室のみ）

（工夫例1）学校等との連携体制構築

- 事業所連絡会（福祉部局担当課が主催。本事業担当課と4つの委託先事業者の担当者との定例会議）に教育委員会担当者に出席してもらうようにしている、教員OBが学習・生活支援員（本事業の専任である市職員）として本事業に関わっている等の背景があり、本事業の自治体担当部署は、学校との連携体制を築いてきた。今でも、学習・生活支援員2名が市内公立中学校を定期訪問する等、緊密なコミュニケーションを行っている。
- 上述した工夫を通じて学校との連携体制を構築してきたことで、校長会や職員会議に参加して本事業の意義を共有する等の取組が可能となり、結果的に、学校と連携した事業の周知・対象者へのアウトリーチを行うことが可能となっている。

（工夫例2）複数の委託先事業者同士での連携体制構築

- 自治体担当者は、各学習教室に最低月2回以上訪問することとしており、4つの委託先事業者との連携体制を確保している。
- 事業所連絡会を開催し、委託先事業者同士での実践の共有・困りごとの共有を行っている。委託先事業者ごとに活動の特色が異なる中で、本連絡会は、個別的な支援が求められる場面（例：アレルギーがあるのこどもへの軽食の提供、障害児を受入れる時の事前に確認する情報の項目など）について、委託先事業者同士で足並みをそろえるべき点の認識を共有する上で役立っている。例として、事業所連絡会での話し合いを通じて、新規受け入れ時に聴き取る項目をまとめた「見学申込書」を作成した。

工夫している点

効果

- 利用者の高校への進学率は100%である。
- 本事業を利用し始めたこどもが、学習習慣を習得し、それが進学に結びついているのを目の当たりにすると、本事業の効果を感じる。

事例5 広島県廿日市市

高齢者福祉施設を活用し、保育園等と連携して小学校低学年を対象に、**基礎的な生活習慣・学習習慣の習得に向けた支援を実施している事例**

委託
・
集合型

生活指導・学習支援

軽食の提供

人口
10万人
～
30万人

長期休暇中の学習支援の追加開催

大学等受験料支援
模擬試験受験料支援

取組概要

取組の経緯・内容

- ・ 本事業担当課：こども部局 / 事業開始時期：令和元年度
- ・ 登録者数（定員）：約15名（集合型、1教室）
- ・ **【生活指導・学習支援】**対象者：主に小学1年生～小学3年生。
- ・ 学習スタイル：自学自習形式が主。こども3、4人に対して支援員1人を配置し、必要に応じて個別指導等のサポートをする形で実施している。
- ・ **【軽食の提供】**提供内容：手作りの軽食を提供しており、一部の食材については、フードバンクや企業からの寄付を活用している。
- ・ **【長期休暇中の学習支援の追加開催】**夏休みの宿題等のサポートの他、キャンプや天体観測等の体験学習も実施してきた。

（工夫例1）高齢者福祉施設の運営法人へ事業を委託することにより、こどもと高齢者がともに過ごす居場所づくりを目指す

- ・ 高齢者福祉施設を運営していた委託先事業者は、こども分野の事業を実施したことはなかったが、地域の福祉活動に長年取り組んでいたこと、こどもが高齢者とともに過ごす居場所づくりには意義があると考え、本事業を委託するに至った。実際に、高齢者福祉施設を本事業の実施場所にしており、こどもと高齢者の交流も踏まえた上で、こどもへの生活・学習支援に取り組んでいる。

（工夫例2）保育園や小学校との連携体制構築

- ・ 本事業担当課は従前より家庭児童相談の担当部署として個別ケースの対応を行う中で、市内の小学校や保育園と連携体制を築いてきたため、連携しやすい状況であった。年3回、市内で本事業担当課、障害福祉の担当課、放課後児童クラブの担当課、生活保護の担当課、委託先事業者、該当地区の保育園（2園）及び小学校（2校）が集う会議を開催し、気になる家庭について情報を共有し、本事業の周知・案内を行う家庭を決定している。特に、保育園との連携により、就学前の段階から事業対象となるこどもを把握しておくことで、小学校入学後にすぐ支援を開始できる場合も多くみられる。

（工夫例3）小学校低学年を主な対象とした基礎的な学習習慣等の習得に向けた事業の実施

- ・ こどもが小学校に就学すると、ひとり親家庭の保護者は特に宿題の手伝い等の十分な時間を確保しづらいことや、放課後児童クラブではこども一人ひとりを細やかにサポートすることに限界がある場合もあり、支援が届きにくい状況にあることを当市では課題視していたため、小学校低学年のうちに学習・生活習慣を修得するために、本事業では主に小学校低学年を対象としている。

工夫している点

効果

- ・ 席に落ち着いて座れなかったこどもが、事業での支援を通じて、自ら着席できるようになった。
- ・ 何年も宿題をしたことがなかったが、学習支援に参加することで自発的に宿題を提出するようになり、「先生に宿題を提出することが喜びだ」と感じるようになった事例がある。

事例6 新潟県南魚沼市

送迎支援や支援員の募集の工夫でこどもの状況に合わせた支援を行っている事例

委託
・
集合型
派遣型

生活指導・学習支援

軽食の提供

人口
10万人
未満

長期休暇中の学習支援の追加開催

大学等受験料支援
模擬試験受験料支援

取組概要

取組の経緯・内容

- 事業開始時期：平成27年度に生活困窮者自立支援制度に基づく「子どもの学習・生活支援事業」を開始しており、ひとり親家庭へ対象者を広げるタイミングで、平成28年度に本事業を開始。
- 本事業担当課：福祉部局／登録者数実績：約20名（集合型、4教室） ※一部派遣型で対応しているケースあり
- 【生活指導・学習支援】**対象者：小学生～高校生。学習スタイル：自学自習形式。学習が終わった後は支援員と雑談やトランプ・将棋をしたり、読書をしたりして自由に過ごす。
- 【その他】**年に数回、クリスマス会、カレンダー作り、メッセージカード作りなどのイベントを実施。普段の学習支援では見えないこどもの普段の過ごし方が見える場、こどもが自己肯定感を高める機会として機能している。

工夫している点

（工夫例1）タクシー会社と連携した送迎支援

- 学習支援の教室は中学校の学区ごとに設置しているため、こどもは学校の帰りに徒歩で教室へ向かうが、帰りは夜間であることに鑑み保護者に迎えに来てもらうようにしている。
- 保護者のお迎えが難しい場合はタクシーを使って帰宅してもらっている。市とタクシー会社で覚書を交わしており、タクシー会社にはあらかじめタクシー利用希望者の情報、送迎距離等を伝えておくことで、安全に帰宅できるような仕組みを構築している。こどもがタクシーを利用した際には請求書をもらい、後に事業費から代金を支払う取り決めとしている。

（工夫例2）「こどもがやりたいことをやる」学習教室の実現を念頭に、支援員の確保・こどもへ支援員の特徴の周知

- 1教室に2名の支援員を配置しており、各教室の支援員の得意科目や自己PRをまとめた資料をこどもに配布している。こどもはこの資料を見て自身のやりたいこととあわせて教室で勉強する内容を決めることができるようになっている。
- 元々市で行っていた算数教室との繋がりや社会福祉協議会からの案内によって支援員を募集している。募集の際は、本事業が居場所支援も兼ねており、教室では「こどもがやりたいことをやる」ことを重視していることを伝え、趣旨に賛同してもらった方に支援員となってもらうこととしている。

効果

- 利用者の高校進学率は100%である。
- こどもが学習支援へ継続的に参加しているということがまず大きな成果である。教室で空き時間にお昼寝をすることももあり、教室がこどもにとって安心できる居場所となっていると感じている。中学生の時に不登校だったこどもが、学習支援を通じてコミュニケーションが取れるようになり、高校・大学へ進学して一人暮らしをするようになった例もある。

事例7 滋賀県米原市

学校と連携をしながら、こどもの事情に合わせてきめ細やかな個別の支援を実施している事例

委託
・
個別型

生活指導・学習支援

長期休暇中の学習支援の追加開催

軽食の提供

大学等受験料支援
模擬試験受験料支援

人口
10万人
未満

取組概要

取組の経緯・内容

- ・ 本事業担当課：こども部局 / 事業開始時期：令和2年度
- ・ 登録者数（定員）：約10名（個別型 ※家庭の事情に応じて実施場所を決定している、詳細は工夫例2を参照。）
- ・ **【生活指導・学習支援】**対象者：主として、小学生～高校生（学校に通っていないこどもも含む）。
- ・ 学習スタイル：自学自習形式。※学校から出された課題を行う場合や、委託先で用意したプリントを活用して学習を行う場合等、個人の事情に合わせて学習内容を決定。
- ・ **【軽食の提供】**提供内容：夕食（手作りの食事を提供しており、学習や活動の後に食べている。なお、食材費は社会福祉協議会の善意銀行事業を利用している。）

（工夫例1）学校との連携体制構築

- ・ 委託先事業者である社会福祉協議会は、従前より各学校と長年接点があった繋がりを利用して、各小中学校へ年度初めに巡回し、事業内容の説明を行っている。本事業による支援が必要であると判断されるこどもがいる場合は、小中学校に該当する家庭に関する情報を提供してもらうチェックシートを渡し、該当する家庭に関する情報を委託先事業者のコーディネーターに提供してもらうように依頼をしている。また、校長先生が変わった場合は、コーディネーターが直接学校に訪問をし、再度事業の説明を行うようになっている。
- ・ 学習支援で扱う教材は基本的にこども本人が用意したものを扱うが、必要に応じて学校にこどもに合わせた個別課題を用意してもらい、課題対応のサポートを行う場合もある。

（工夫例2）こどもの事情に合わせた個別の支援の実施

- ・ コーディネーターが学校等から提供された情報をもとに、社会福祉協議会と本事業担当課が共同で支援の必要性を検討している。必要に応じて、本事業担当課、困窮家庭への学習支援の担当課、委託先事業者である社会福祉協議会の担当者及び教育部局の職員が参加する支援検討会議を開催することで、対象となるこどもや世帯の状況を踏まえ、利用の可否や支援方法を検討している。
- ・ これら検討の結果、支援が必要と判断された場合は、委託先事業者（本事業担当課が同席する場合あり）から、こどもや保護者に事業内容を説明し、同意を得た上で利用を開始している。また、利用開始前に対象家庭と行う面談では、こどもまたは保護者のニーズを聞いた上で、一緒に支援内容を決定している。（開始後も年1回程度、面談を行い支援内容を見直している。）なお、実施場所はこどもが一人でも来訪できる場所を選定しており、主に公共施設（近隣の公共施設や福祉事業所、こども食堂、学校の教室等）を使用している。その他、こどもの事情に合わせて開始時間を設定をしている。

工夫している点

効果

- ・ 1対1でこどもと大人が関わることで、こどもが自分の気持ちを話しやすくなったという事例がある。
- ・ 「本事業の利用者が、学習に対して意欲的に取り組むようになった」という声を学校から聞いている。

第2章

地域のニーズに応じた事業活用の工夫に関するヒント集

全国の自治体で、「こどもの生活・学習支援事業」を実施する際の工夫事例をとりまとめています。

ヒント1 対象家庭への周知・案内に関する工夫

ヒント2 利用可否の判断にあたって実施している事項に関する工夫

ヒント3 利用教室の決定に関する工夫

ヒント4 委託先との連携に関する工夫

ヒント5 教育委員会や学校との連携に関する工夫

ヒント6 送迎に関する工夫

※各ページに掲載している工夫事例には、参考情報として、取組を行っている自治体の人口規模を各段落末尾に併記しております。

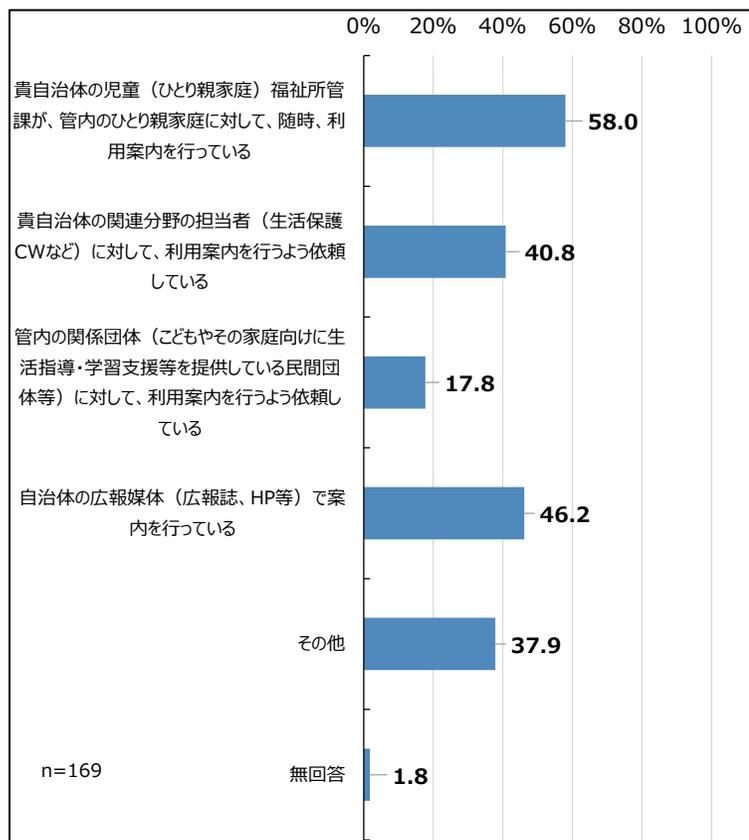
ヒント1

対象家庭への周知・案内に関する工夫

- 本事業の周知・案内を児童福祉所管課が担っている自治体が多い（58.0%）。また、関係機関との連携やSNS等の活用を通じて、対象世帯へのステイグマに配慮しつつ、工夫して周知を行っている事例があった。

参考データ

図表 「こどもの生活・学習支援事業」の対象となる家庭への制度周知・案内の方法（複数回答）〈自治体票〉



工夫事例

関係機関と連携して広く周知・案内を行っている例

- 母子生活支援施設や総合相談事業担当課と連携するほか、児童クラブ、児童館等にチラシを掲示し周知している。（人口30万人以上）

関係機関と連携して対象世帯へ直接的に周知・案内を行っている例

- 教育委員会に協力依頼して就学援助世帯への就学援助決定通知書に合わせて案内資料を同封している。また、生活保護世帯への働きかけのためにケースワーカー向けのマニュアルを作成し新任ケースワーカー等を対象にアウトリーチ支援に関する研修を実施している。（都道府県）

SNS等を活用して対象家庭へ直接的に周知・案内を行っている例

- ひとり親家庭を対象としたメールマガジン（任意登録）で随時案内を行っている。（人口10万～30万人）
- 市公式LINEのセグメント配信や市子育て・子育て応援アプリ（ひとり親登録者）を活用し、ひとり親家庭に情報を発信している。（人口30万人以上）
- 対象者の目につくよう、児童扶養手当現況受付窓口にてチラシを設置している。また、ひとり親LINE（ひとり親への情報提供）に掲載をしている。（人口30万人以上）

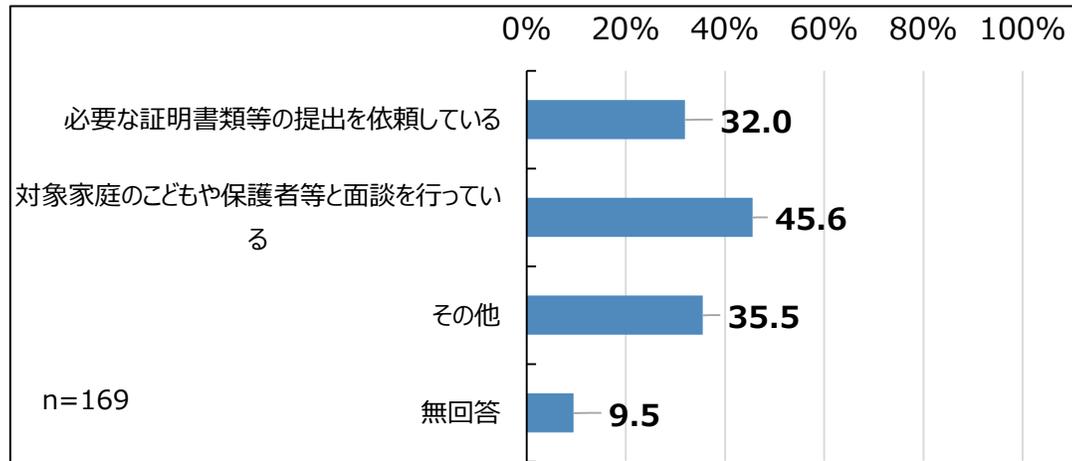
ヒント2

利用可否の判断にあたって実施している事項に関する工夫

- 本事業の利用可否の判断において、対象家庭の子どもや保護者等と面談を行っている自治体が多い（45.6%）。なお、子ども一人ひとりに最適な支援を提供するため、対象家庭との面談を通じて利用可否の判断をしている事例のほか、保護者との面談を通じて、子どもへの支援内容を決定する事例があった。

参考データ

図表 利用可否の判断にあたって実施している事項
(複数回答) 〈自治体票〉



工夫事例

面談を通じて利用可否の判断をしている事例

- 就学援助世帯、ひとり親医療費助成制度申請者世帯のうち中学生のいる世帯へ向けて案内文を郵送しているが、生活保護利用世帯や他の行政機関が関わる家庭からの相談・問い合わせにより、対象家庭との面談を実施して利用可否を判断することもある。
(人口10万人未満)

面談を通じて支援内容を決定している事例

- 支援が必要と判断された場合は、委託先事業者（本事業担当課が同席する場合あり）から、子どもや保護者に事業内容を説明し、同意を得た上で利用を開始している。また、利用開始前に対象家庭と行う面談では、子どもまたは保護者のニーズを聞いた上で、一緒に支援内容を決定している。（開始後も年1回程度、面談を行い支援内容を見直している。）※滋賀県米原市の事例紹介より再掲
- 学校関係者や支援者等から寄せられた情報をもとに、支援内容を決定しているため、子どもの状況を把握するための証明書類の提出は求めている。（人口10万人未満）

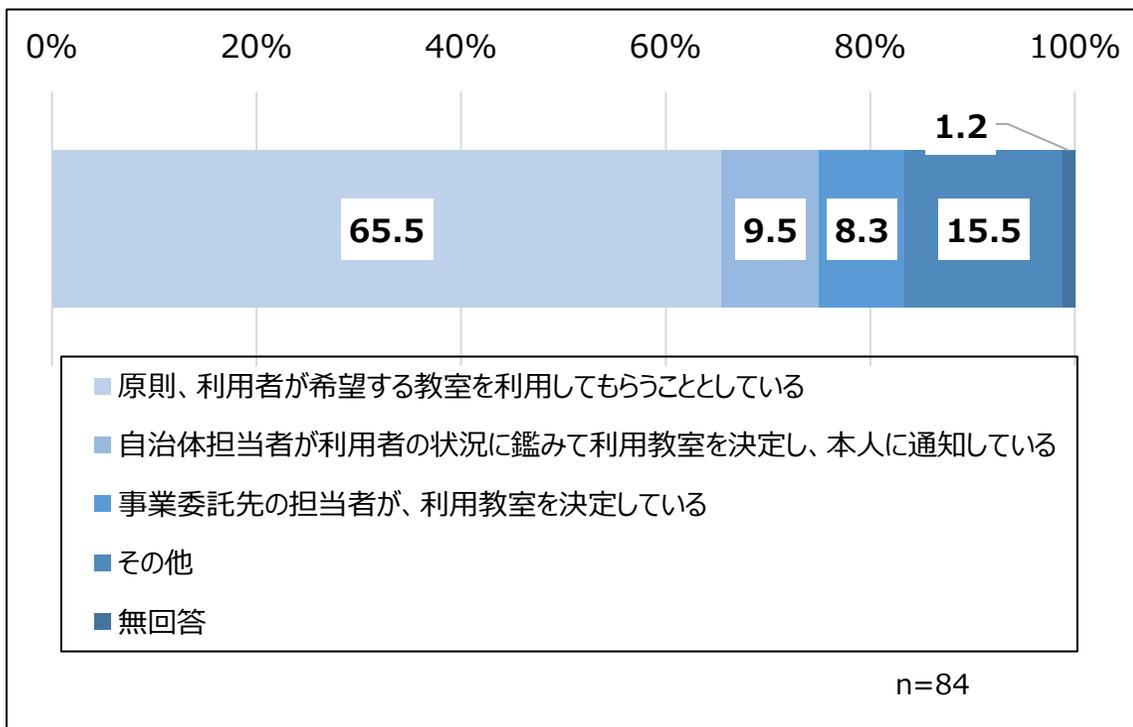
ヒント3

利用教室の決定に関する工夫

- 各利用者における利用教室の決定方法として原則、利用者が希望する教室を利用してもらうこととしている自治体が多い（65.5%）。また、利用教室の決定にあたり、すぐに対象者が利用開始できない場合の対応として、無料で映像コンテンツを提供する等の事例があった。

参考データ

図表 各利用者における利用教室の決定方法〈自治体票〉



工夫事例

各教室の特色を踏まえて利用教室を決定している事例

- 市内6カ所の学習教室を4団体が運営しており、運営団体ごとに学習支援で重視していることが異なる（例：学習サービスの提供を重視して提供教材などが充実している教室、こども一人ひとりへの寄り添いを重視して軽食を提供しながら学習支援を行っている教室、など）。市としては基本的に、居住地に近い教室の利用を案内するが、こうした各教室の特色などを踏まえて利用したい教室がある場合、空きがあれば案内している。（人口10万～30万人）

すぐに対象者が利用開始できない場合の対応事例

- 教室の定員の関係で、すぐに学習支援を利用できずキャンセル待ちとなっているこどもに対して、委託先事業者の運営サービスである自主学習用映像コンテンツを提供することで、待機児童への学習に対するフォローを行っている。また、コンテンツの対象学年を制限せず、教科ごとに単元を選んで解説を受講できる内容となっているため、待機中のこどもの状況に合わせたサポートにも繋がっている。（人口10万～30万人）

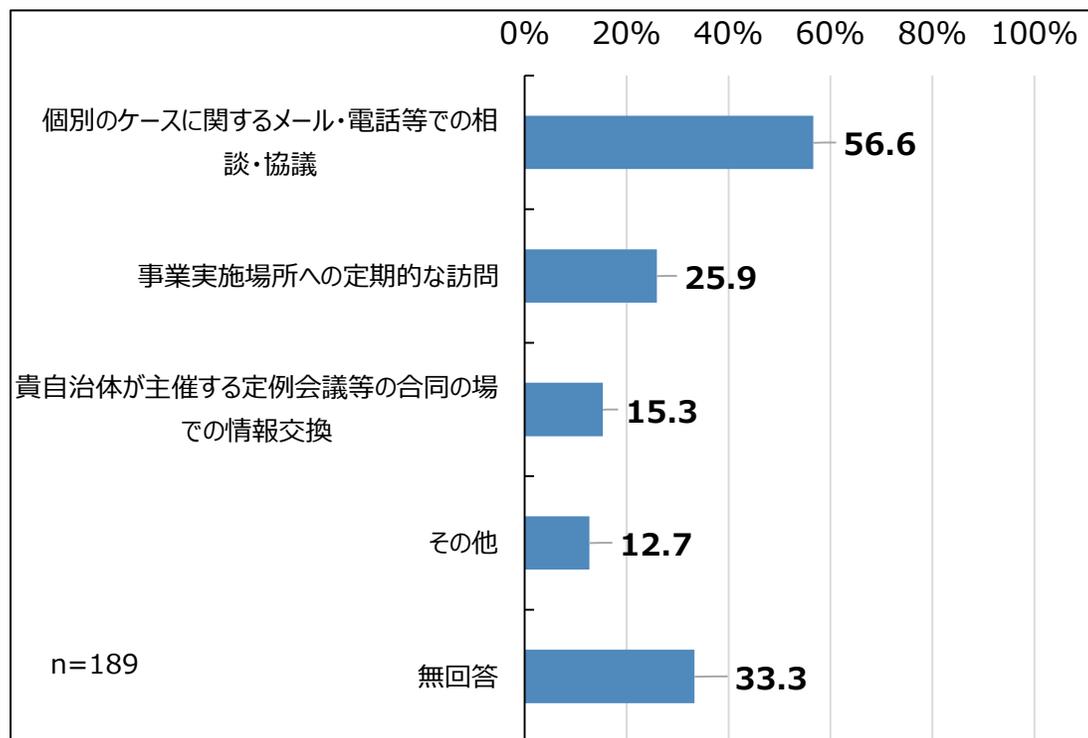
ヒント4

委託先との連携に関する工夫

- 委託先との連携内容として個別ケースに関するメール・電話等での相談・協議が多い（56.6%）。実際に、委託先との連携に関する工夫として、定例会議での定期的な情報共有に加え、個別ケースに対する電話等による密な連絡のやり取り等の事例があった。

参考データ

図表 令和6年度上半期に「こどもの生活・学習支援事業」の委託先に行った連携の内容（複数回答）〈自治体票〉



工夫事例

自治体と委託先事業者との連携事例

- 事業所連絡会（福祉部局担当課が主催。本事業担当課と4つの委託先事業者の担当者との定例会議）を開催し、委託先同士での実践の共有・困りごとの共有を行っている。委託先団体ごとに活動の特色が異なる中で、本連絡会は、個別的な支援が求められる場面（例：アレルギーがある子どもへの軽食の提供、障害児の受入れ時に事前に確認する情報の項目など）について、委託先事業者同士で足並みをそろえるべき点の認識を共有する上で役立っている。（人口10～30万人）※大阪府茨木市の事例紹介より再掲
- 月1回、社会福祉協議会（以下、社協）と市担当者との定例会がある。市で事業を所管する3つの課担当者が出席して「子ども・若者総合支援事業」に関する話し合いを行い、各事業の今後の展望や懸案事業について、詳細に協議している。その他、社協とは個別ケースについて毎日のように電話等でやりとりしている。（人口10万～30万人）

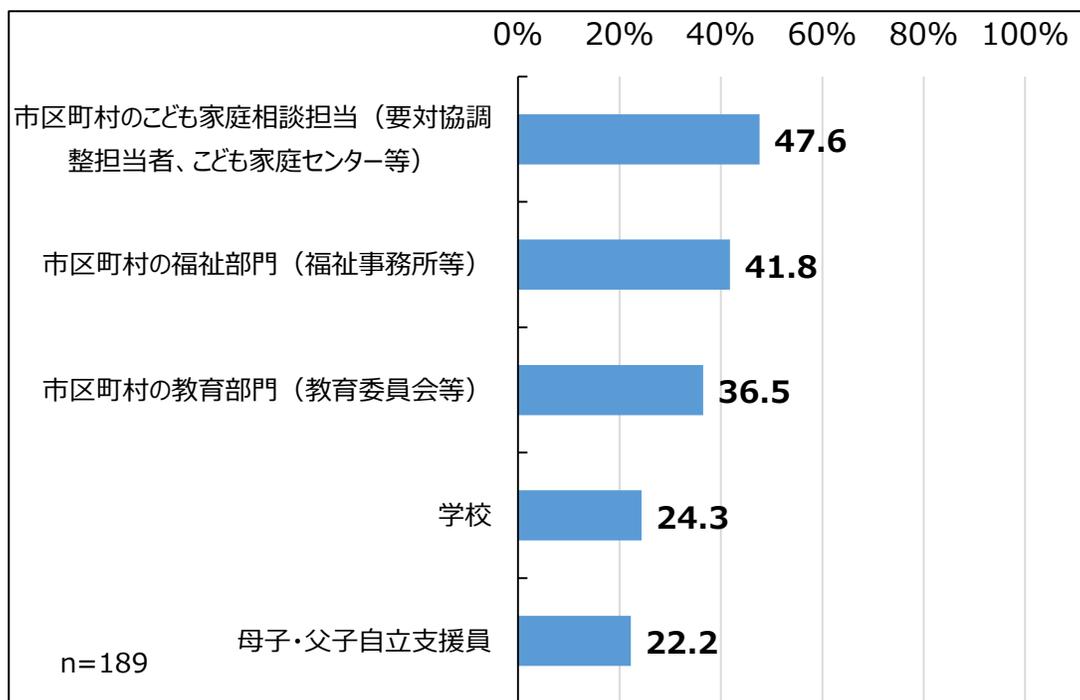
ヒント5

教育委員会や学校との連携に関する工夫

- 市区町村のこども家庭相談担当や福祉部門のほか、市区町村の教育部門（36.5%）や学校（24.3%）と連携を行っている自治体も一定程度ある。教育分野の関係機関との連携にあたって、会議の場等を活用して連携体制を構築した事例や学校と連携して制度周知・案内を行う事例があった。

参考データ

図表「こどもの生活・学習支援事業」運営にあたって、令和6年度上半期に連携（個別ケースに関する情報提供など）を行った機関（複数回答）〈自治体票〉



※上記のグラフは、20%以上の回答があった選択肢を抜粋して表示したものである。

工夫事例

教育委員会や学校との緊密な連携体制を構築した事例

- 福祉部局、こども部局と教育委員会がプロジェクトチームを形成し、今後の学習支援のあり方などを検討している。自治体担当者が校長会に出向いて学習支援制度の説明・周知を行うほか、こども部局が教育委員会と協定を締結し、学習支援に参加しているこどもについて、本人の同意をとった上で、協定の範囲内で、学校との情報連携を行う仕組みを整備している。（人口30万人以上）※愛知県名古屋市の事例紹介より再掲
- 事業所連絡会（福祉部局担当課が主催する本事業担当課と4つの委託先事業者の担当者との定例会議）に教育委員会担当者に出席してもらい、教員OBが事業実施場所における学習支援員として本事業に関わる、等の背景があり、本事業を担当するこども部局は、学校との連携体制を築いてきた。今でも、支援員2名が市内公立中学校を定期訪問して緊密なコミュニケーションをとり、校長会や職員会議に参加して本事業の意義を共有する等の取組が可能となったことで学校と連携した事業の周知・対象者へのアウトリーチを実現している。（人口10万～30万人）※大阪府茨木市の事例紹介より再掲

学校を通じた制度周知・案内の事例

- 小・中学校にチラシの掲示を依頼している。（人口10万人未満）
- 管内の小・中学校に申込用紙を配布し、管内高校に申込用紙を置いてもらっている。（人口10万人未満）
- 学校を通じ、ひとり親世帯等を問わず対象学年の全児童・生徒へ案内文書を配布し、広く周知・案内を行っている。（人口10万人未満）

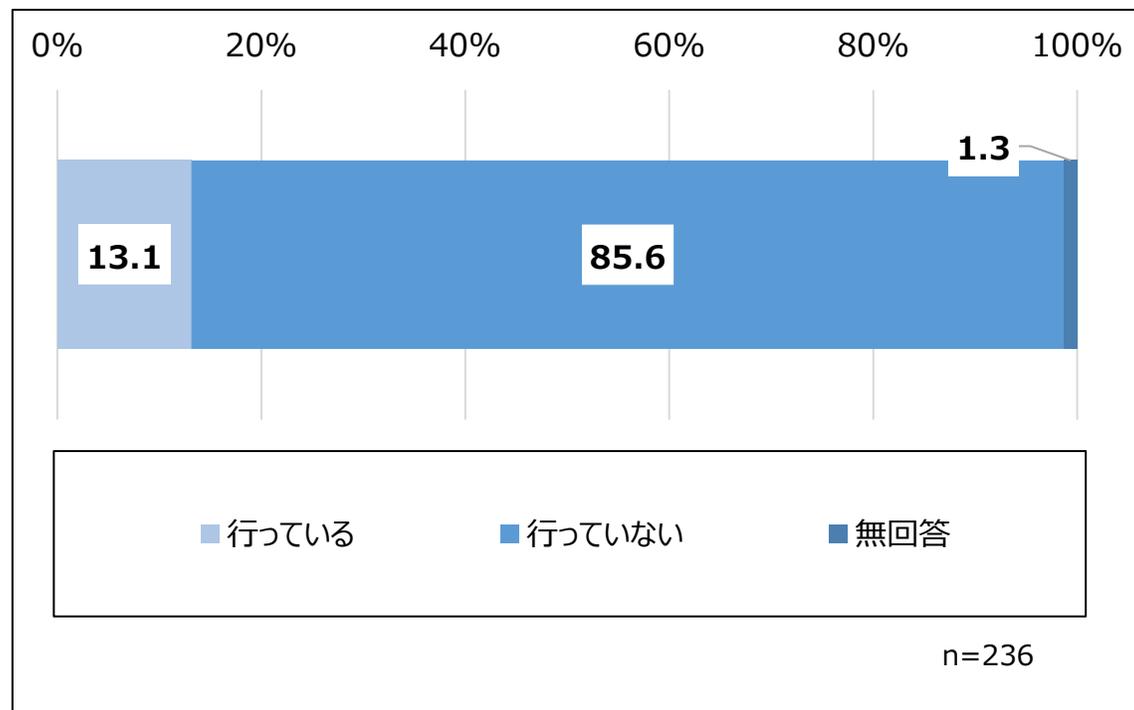
ヒント6

送迎に関する工夫

- 送迎を行っている学習教室は限定的である（13.1% ※学習教室票アンケートより）。他方、送迎の取組を実施することで、教室までの交通手段がない家庭の子どもが参加できること、家庭の事情によらず子どもが参加しやすくなること等、多様な効果がみられた。

参考データ

図表 学習支援事業の対象の子どもを事業実施施設まで送迎する取組を行っているか〈学習教室票〉



工夫事例

自治体として、送迎支援に取り組んでいる事例

- 保護者のお迎えが難しい場合はタクシーを使って帰宅してもらっている。市とタクシー会社で覚書を交わしており、タクシー会社にはあらかじめタクシー利用希望者の情報、送迎距離等を伝えておくことで、安全に帰宅できるような仕組みを構築している。子どもがタクシーを利用した際には請求書をもらい、後に事業費から代金を支払う取り決めとしている。（人口10万人未満） ※新潟県南魚沼市の事例紹介より再掲
- 対象者のうち学習教室から遠い学区の子ども、または近い学区の場合において、小学1年生で希望している子ども、もしくは特別支援学級の子どもを送迎の対象としている。なお、原則は低学年を対象としているが、学校から相談があった場合は協議して高学年の子どもも送迎している。（人口10万～30万人）

送迎の取組を行っている理由（学習教室からの意見）

- 「通う手段があれば参加できる」という声もあり、送迎があることで参加できている児童もいるため。
- 保護者が送迎する都合がどうしてもつかない日が、受験前に書類作成が必要で学習教室を休みたくない子どもが希望したときに送迎する例もあり、家庭の事情によらず子どもが参加しやすくなると判断した場合にも行う。
- アウトリーチの観点から、世帯の様子を定期的に把握するために実施している。

第3章

学習教室の運営にあたってのヒント集

全国の学習教室における「こどもの生活・学習支援事業」の運営実態及び、工夫して運営を行っている事例をとりまとめています。

- ヒント1 生活指導・学習支援の実施にあたっての状況・工夫
- ヒント2 食べ物や飲み物の提供に関する取組の状況・工夫
- ヒント3 長期休暇中の学習支援に関する取組の状況・工夫
- ヒント4 連携の状況・工夫
- ヒント5 支援員確保の状況・工夫
- ヒント6 支援員の資質向上に関する状況・工夫

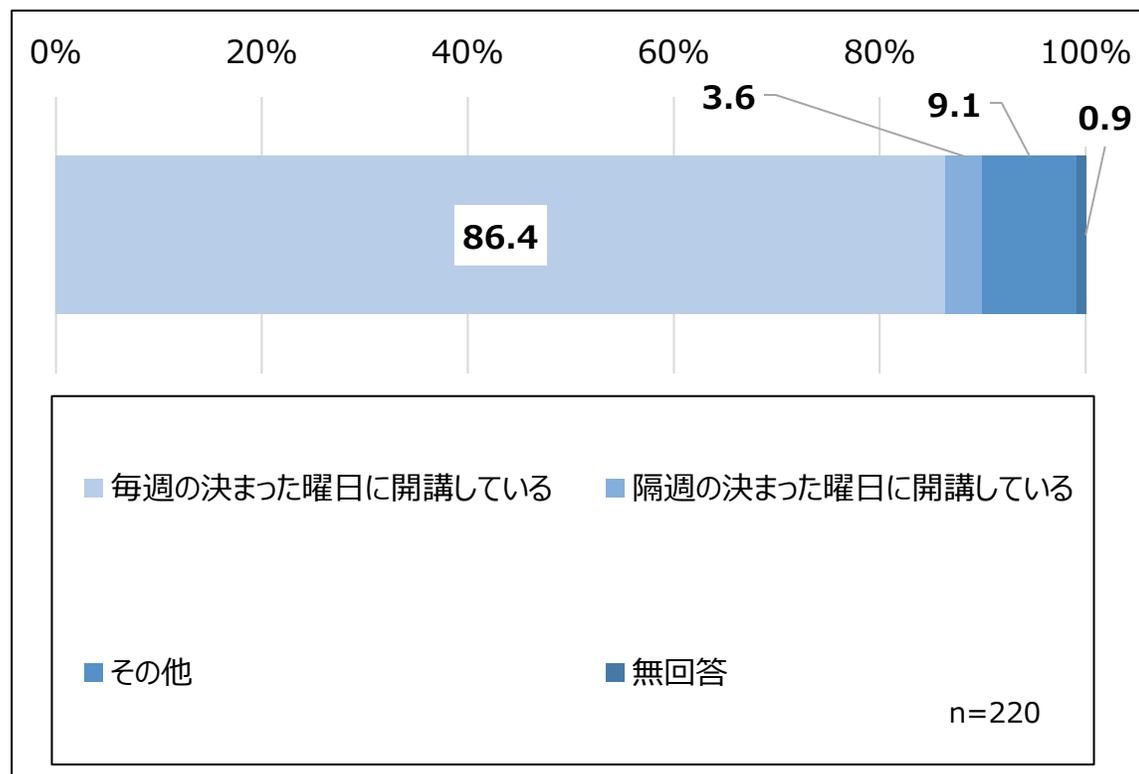
ヒント1

生活指導・学習支援の実施にあたっての状況・工夫

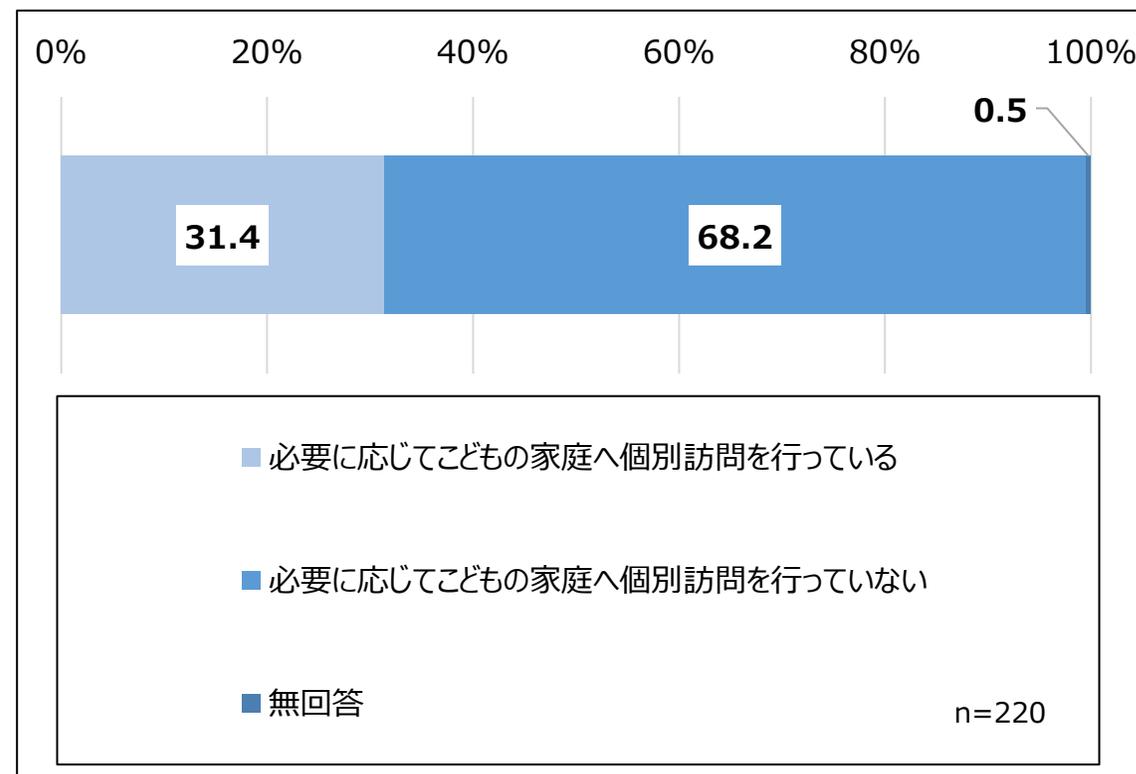
- 集合型の学習教室を行っている学習教室のうち、86.4%の教室では、毎週の決まった曜日に教室を開講していた。また、31.4%の教室ではこどもの家庭へ個別訪問を行っていた。

参考データ

図表 開講日のきまり〈学習教室票〉



図表 こどもの家庭への個別訪問〈学習教室票〉



ヒント1

生活指導・学習支援の実施にあたっての状況・工夫

- 生活指導・学習支援の実施に関する工夫に関して、以下のとおり、多様な事例があった。

工夫事例

生活指導（基本的な生活習慣の習得支援や生活指導）の推進に向けた取組

- 就寝及び起床時間のチェック、家庭学習やインターネットの利用時間、朝ごはんは食べたか等、週に1回1週間の振り返りを行い、子どもと一緒に無理のない1週間のスケジュールを策定している。
- 大学生より進路の話をしてもらい、今後の道筋や悩みや不安の解決方法を大学生ボランティアと子どもたちが共有・共感できるようにしている。

学習支援（学習支援の定着、進学支援等）の推進に向けた取組

- 宿題のサポートだけでなく、苦手分野や休んでいた間に取りこぼしてしまった範囲の復習が出来るように促している。また、定期考査に向けての学習計画の立て方や、進路についての考え方や、適宜伝えている。
- 部屋を大きく3つ（静かに勉強する、少し相談しながら勉強する、友達と楽しく話をしながら勉強する）に分け、毎回子ども自身で部屋を選択し、学習している。

支援員の配置に関する取組（子どもそれぞれへの個別対応を効果的に行うための支援員のマッチング等）

- 子どもの利用開始すぐは支援員の担当を付けず、子どもの特性と支援員との相性を事業責任者が分析、途中から支援員担当制に移行する。
- 特定の担当を設けないことで、みんなで応援、というメッセージを子どもに伝えるとともに、支援員にも得意・不得意（な科目）があることを伝えている。

事業実施時間前後で行っている取組（事前準備の取組、事前・事後ミーティング等を通じた情報共有の取組等）

- 担当の支援員が毎回進捗管理シートを記入することで、生徒の傾向や変化をできるようにしている。マネージャーからも事前・事後ミーティングで追加情報も提供している。
- 活動時間帯以外で集まるのはスケジュール的に難しいため、LINEグループとGoogleドキュメントで連絡、学習記録を共有している。また、教室の終了後、毎回15分は支援員共有の時間を設けている。

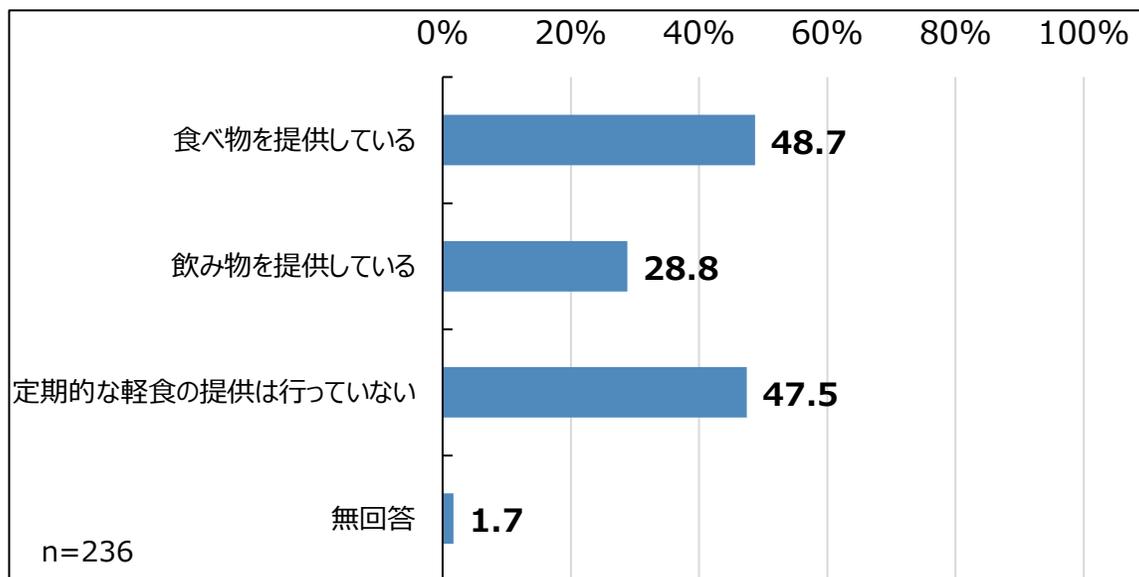
ヒント2

食べ物や飲み物の提供に関する取組の状況・工夫

- 48.7%の学習教室が食べ物の提供を行っていた。
- 食事の提供を通じて、季節を感じられるようにする、家庭への食品提供を行う等の工夫の他、アレルギーへの対応を行っている事例があった。

参考データ

図表 定期的に提供している軽食の内容（複数回答）〈学習教室票〉



工夫事例

食べ物や飲み物の提供にあたっての工夫事例

【食事内容の工夫】

- 平日の放課後は18時まで支援を行っており、喉が渇く、小腹が減るなどということがあるため飲み物とお菓子の提供を行っている。夕食前ということもあるので、食べ過ぎないように個数制限などをして提供を行っている。
- 時節に合った食べ物や飲み物を提供するようにしている。
- お茶、菓子パン、惣菜パンやおにぎりなどをスーパーやドラッグストアで購入して用意して、利用者に提供している。
- お菓子の他、寄付でいただいたレトルト食品や缶詰などを子どもが自由にとって帰れるようにしている。子どもとの会話の中で食事に困っていそうな場合は多めに持たせることもある。

【支援員による対応の工夫】

- 食べ物や飲み物を提供する時の研修マニュアルを作成し、研修を実施している。
- アレルギーを持っている子どもに対して、支援員や食事担当スタッフとダブルチェックをして提供している。
- 食中毒に対応した保険に加入している。
- 来所時の受付の際、軽食を自分で選んでもらいながらボランティアや職員とのコミュニケーションの場となるよう工夫している。

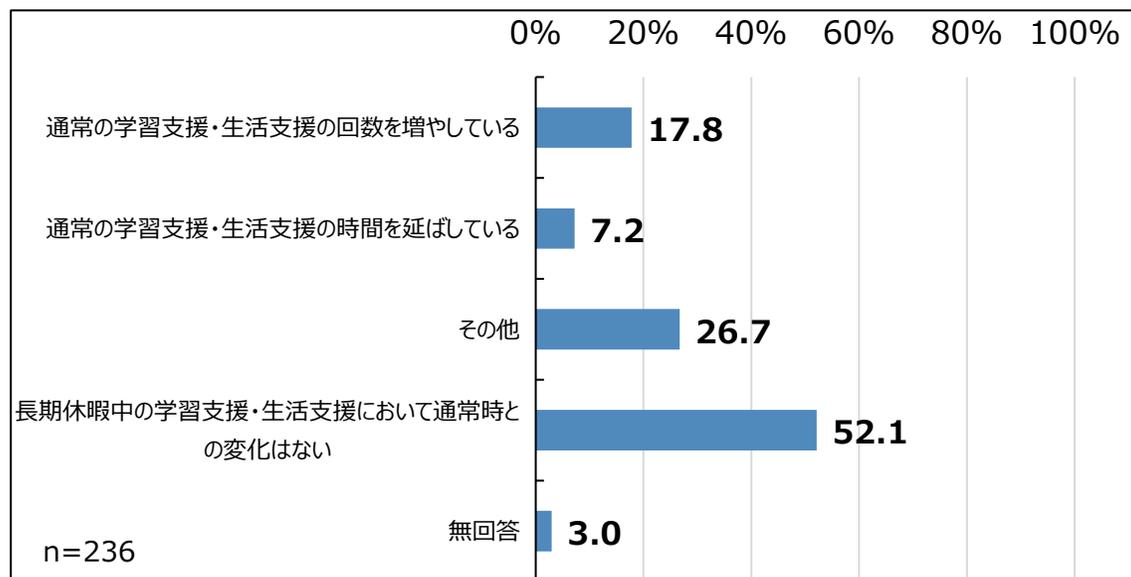
ヒント3

長期休暇中の学習支援に関する取組の状況・工夫

- 長期休暇中は、17.8%の学習教室が学習支援・生活支援の回数を増やしており、7.2%の学習教室が学習支援・生活支援の時間を延ばしていた。
- 上記のほか、長期休暇中の学習支援では、普段とは異なる科目の指導を行ったり、体験学習などを受けられるようにしたりしている事例があった。

参考データ

図表 長期休暇中の学習支援の実施状況（複数回答）
〈学習教室票〉



工夫事例

長期休暇中の学習支援の提供にあたっての工夫事例

【開催枠の工夫】

- 日中の早い時間からの受け入れ枠を設定している。
- 平日開催だけでなく、土・日含め開催することになっている。

【学習支援内容の工夫】

- 普段は主に3教科（国語・数学・英語）だが、長期休暇の時は理科・社会の指導や宿題の指導などを行う。
- 長期休暇における提出課題の確認等を行うほか、美術や書道等の作品作りの持ち込みを歓迎している。

【学習以外の体験に関する工夫】

- 今年度は老人会と一緒に流しそうめんを行うなど通常の学習会では行わない事を行った。
- 長期休暇では、学ぶことの楽しさや探求心、好奇心を醸成するために体験学習を行っている。その際、子ども自身が自ら企画書を作成し、予算や準備、運営まで行うことを大人がサポートしている。

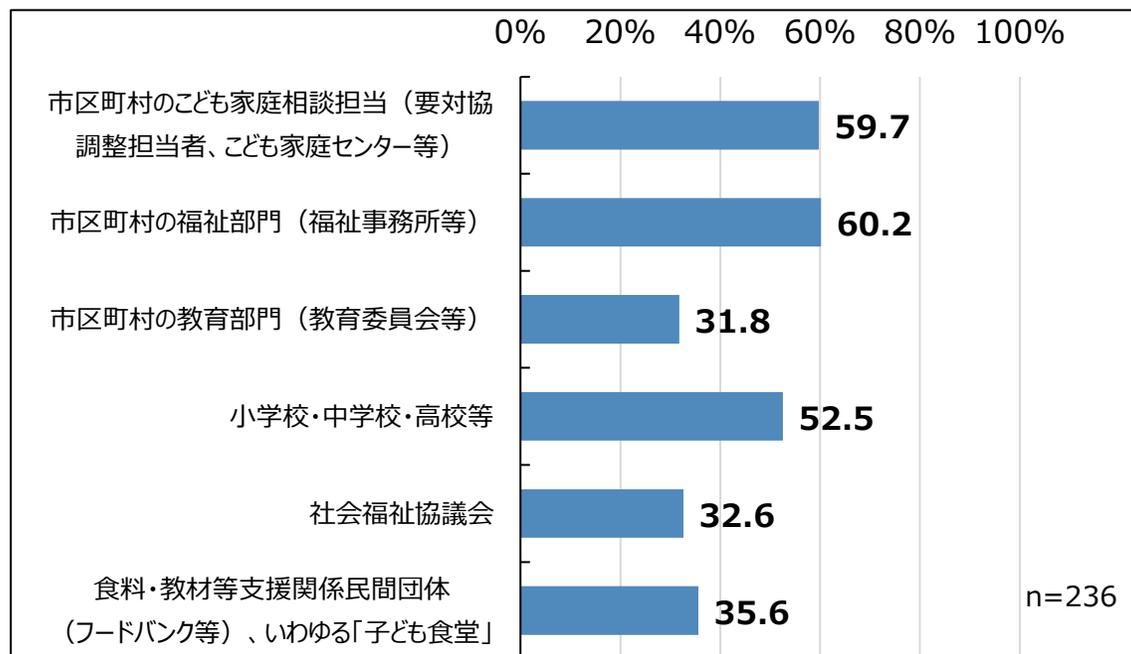
ヒント4

連携の状況・工夫

- 事業における学習教室の連携先として市区町村の福祉部門(60.2%)、こども家庭相談担当(59.7%)、小学校・中学校・高校等(52.5%)等が挙げられる。
- 情報共有や利用者・支援員の募集に関する連携、食品や備品の寄付をもらっているといった事例が見られた。

参考データ

図表 こどもの生活・学習支援事業の実施に際して連携を行った機関
(複数回答) 〈学習教室票〉



※上記のグラフは、30%以上の回答があった選択肢を抜粋して表示したものである。

工夫事例

特徴的な連携の事例

【市区町村の福祉部門との連携】

- 福祉部門で受け付けた軽食の寄付をもらっている。
- 生活保護のケースワーカーと情報共有している。
- 定期的な会議を行い、情報共有を行っている。

【市区町村のこども家庭相談担当との連携】

- 共同面談やケース会議を行っている。
- ケースの共有、ケースカンファレンスへ出席している。

【小学校・中学校・高校等との連携】

- 宿題の有無と下校の遅いこどもの安全確認連絡を行っている。
- 不登校、生活環境、学習等の課題を抱えるこどもの支援での連携をとっている。
- 学校での使用教材や学習内容のレベルのすり合わせを行っている。

【その他との連携】

- フードバンクやフードドライブを通じて、食品の寄付がある。
- 民間企業から文房具の寄付をもらっている。
- 民間企業に職業講話の講師を依頼している。

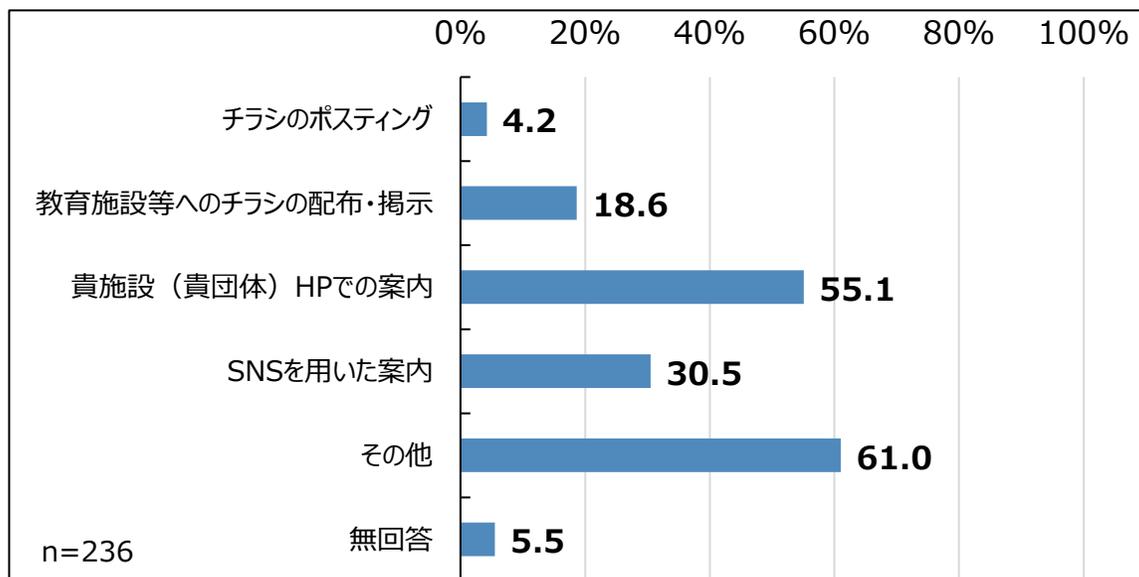
ヒント5

支援員確保の状況・工夫

- 支援員の募集方法としては、55.1%の学習教室が施設（団体）HPでの案内を行っていた。
- 支援員確保のため、関係機関と連携したり、各種媒体を活用したりと様々な工夫を行っている事例が見られた。

参考データ

図表 支援員の募集方法（複数回答）〈学習教室票〉



工夫事例

特徴的な人材確保の事例

【教育機関との連携による学生ボランティアの募集】

- 近隣大学へ出向き、学生へ直接事業の周知・ボランティアの募集を行っている。
- 大学のサークル活動の一環として募集している。
- 大学生ボランティアの確保については、学内の情報システムを使い積極的に募集を行っている。
- 教育施設へのチラシ掲示や、支援員（学生ボランティア）が学校を卒業する時に後輩を紹介してもらっている。

【口コミ・紹介による募集】

- 当施設で支援員を経験した者からの口コミにより、支援員が増えている。
- 参加している支援員より新しい支援員の紹介をお願いしている。

【各種媒体を用いた募集】

- ハローワーク、タウンワークなどのアルバイト募集媒体を用いている。
- NPO・社会的企業のボランティア等の情報サイトへの掲載によって支援員の確保をしている。

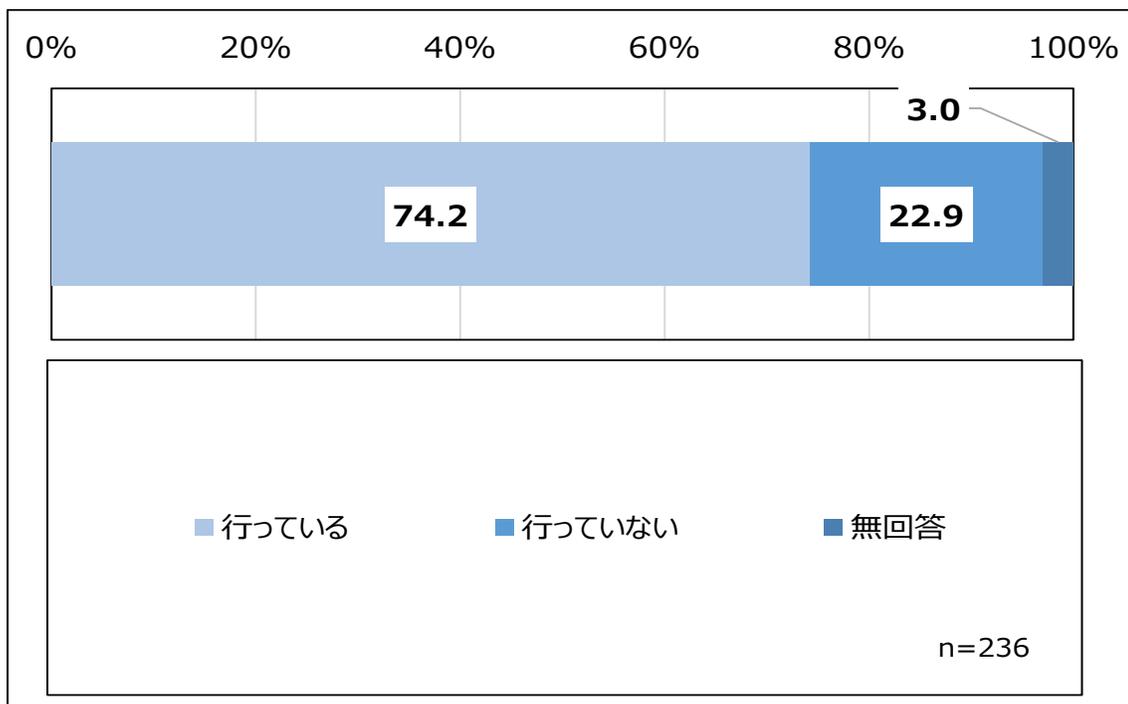
ヒント6

支援員の資質向上に関する状況・工夫

- 74.2%の学習教室が支援員に向けた研修を実施しており、様々な研修を通じて資質を向上させている事例があった。
- 保有資格や経歴を確認する、予め事業の趣旨を説明するなどして支援員を募集・選定している事例が見られた。

参考データ

図表 支援員に向けた研修の実施有無〈学習教室票〉



工夫事例

特徴的な人材育成の事例

【人材のリクルーティングにおける工夫】

- 支援員募集時に、教員資格の保有（過去の進路相談の経験）、講師経験及び家庭教師での実績等を確認している。
- 学習支援員の募集時には、事業の内容や背景、こどもへの接し方などを説明し、主旨に賛同できる人に登録してもらうようにして、事業の方向性がずれないようにしている。

【研修・ミーティング等を通じて資質を向上させている工夫】

- 社会福祉士や臨床心理士・公認心理師の資格保有者が定期的に研修を実施している。
- 支援員として採用稼働前に「福祉的観点」と「教育的観点」から人権研修・接遇研修を行い、トレーニング・テストに合格した者のみがこどもたちの支援を行うようにしている。
- ボランティア研修を年間5回以上実施して、学習支援に役立つ講義やワークなどを行っている。研修は基本的にオンラインで実施しているが、当日参加できなかった学習支援員には、アーカイブ視聴もできるようにしている。教室を巡回している専門家（発達支援コンサルタント）のアセスメントやアドバイスを共有し、具体的なこどもの支援方法がわかるようにしている。

別添資料1

アンケート調査票

★特に指定がない場合、令和6年10月1日時点の状況をお答えください。

I はじめに、貴自治体の基本情報について、お伺いします。

(1) 貴自治体の基本情報を、以下にご記入ください。

- 1) 所在地の都道府県名
.....
- 2) 所在地の市区町村名
.....
- 3) ご回答者様の担当部署
.....
- 4) ご回答者様の電話番号
.....
- 5) ご回答者様のメールアドレス
.....
- 6) ご回答者様のお名前（苗字のみ）
.....

回答欄

(2) 貴自治体では「こどもの生活・学習支援事業」（こども家庭庁事業）を実施していますか。（当てはまる番号を選択）

- 1. 実施している（令和6年度中に実施予定であり、現在は未実施の場合を含む） → (3)にお進みください 回答欄
- 2. 実施していない

※(2)において「2. 実施していない」を選んだ場合は、(30)にお進みください

II 貴自治体の「こどもの生活・学習支援事業」に関する実施状況について、お伺いします。

(3) 貴自治体の「こどもの生活・学習支援事業」の開始年度をご記入ください。（平成28年度～令和6年度より選択）

回答欄

年度

(4) 貴自治体の「こどもの生活・学習支援事業」における各実施事項の具体的な実施状況について、当てはまる列に○をご記入ください。（各行につき○はひとつずつ）

※令和6年度中に実施予定で、回答時点では未実施の場合は、「01. 実施している教室（団体）が管内にある」を選択してください

	01. 実施している教室（団体）が管内にある	02. 令和7年度以降に実施予定の教室（団体）が管内にある（01に該当する場合を除く）	03. 実施する予定はない
【記入例1】実施事項1）	○		
【記入例2】実施事項2）		○	
1) 生活指導・学習支援			
2) 軽食の提供			
3) 長期休暇中の学習支援の追加開催			
4) 大学等受験料支援			
5) 模擬試験受験料支援			

- ※4) 「大学等受験料支援」で01. を選んだ場合は(5)1)・2)に、
- 5) 「模擬試験受験料支援」で01. を選んだ場合は(5)3)・4)に、お答えください

(5) 貴自治体の大学等受験料の支給状況（令和5年度）について、お答えください。（枠内に数字を記入）

大学等受験料支援			模擬試験受験料支援		
1) 支給者数		人	3) 支給者数		人
2) 支給総額		円	4) 支給総額		円

(6) 貴自治体において「こどもの生活・学習支援事業」以外に実施している、こどもの学習支援に関する事業として、当てはまる番号をすべてお選びください。（〇はいくつでも）

回答欄

	1. 厚生労働省／生活困窮者自立支援制度「子どもの学習・生活支援事業」
	2. 文部科学省／地域未来塾※
	3. 自治体独自事業 → 具体的に：
	4. その他 → 具体的に：

※文部科学省が実施する学校・家庭・地域連携協力推進事業のうち、「地域と学校の連携・協働体制構築事業」における地域住民等の参画による放課後等の学習支援の一環として、児童生徒等に対して地域の人材やICTの活用等による地域と学校の連携・協働による学習支援を行う取組を指す。事業の実施要綱は、以下URLを参照。

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/upload/R6kouhuyouryou.pdf>

Ⅲ 貴自治体の「こどもの生活・学習支援事業」に関する利用対象者に関する事項（利用要件、利用可否の判断、利用案内、利用状況）について、お伺いします。

(7) 貴自治体の「こどもの生活・学習支援事業」実施要綱等の利用要件で設定されている、事業利用対象となるこどもの学年として、当てはまる番号をすべてお選びください。（〇はいくつでも）

	1. 小学1年生		7. 中学1年生
	2. 小学2年生		8. 中学2年生
	3. 小学3年生		9. 中学3年生
	4. 小学4年生		10. 高校1年生
	5. 小学5年生		11. 高校2年生
	6. 小学6年生		12. 高校3年生
			13. その他 → 具体的に：

(8) 貴自治体では学校に通っていないこどもを、「こどもの生活・学習支援事業」の対象に含めていますか。（当てはまる番号を選択）

1. 対象に含めている	2. 対象に含めていない	回答欄
3. 状況に応じて、個別に判断している		

(9) 貴自治体の「こどもの生活・学習支援事業」の対象となる家庭の具体的な要件について、当てはまる番号をすべてお選びください。（〇はいくつでも）

回答欄

	1. 生活保護受給世帯
	2. 就学援助を受けている世帯
	3. 非課税世帯
	4. 児童扶養手当を受けている世帯
	5. 高等学校等修学支援金制度の対象世帯
	6. 自治体独自の補助金制度の対象世帯
	7. その他 → 具体的に：

(10) 貴自治体の「こどもの生活・学習支援事業」に、管轄地域外に住んでいる家庭のこどもの利用を受け入れることはありますか。(当てはまる番号を選択)

1. ある 2. ない

回答欄

(11) 貴自治体の「こどもの生活・学習支援事業」における利用可否の判断にあたって実施している事項として、当てはまる番号をすべてお選びください。(〇はいくつでも)

回答欄

<input type="checkbox"/>	1. 必要な証明書類等の提出を依頼している
<input type="checkbox"/>	2. 対象家庭のこどもや保護者等と面談を行っている
<input type="checkbox"/>	3. その他 → 具体的に： <input type="text"/>

(12) 貴自治体の「こどもの生活・学習支援事業」の対象となる家庭への制度周知・案内の方法として、当てはまる番号をすべてお選びください。(〇はいくつでも)

回答欄

<input type="checkbox"/>	1. 貴自治体の児童(ひとり親家庭)福祉所管課が、管内のひとり親家庭に対して、随時、利用案内を行っている
<input type="checkbox"/>	2. 貴自治体の関連分野の担当者(生活保護CWなど)に対して、利用案内を行うよう依頼している
<input type="checkbox"/>	3. 管内の関係団体(こどもやその家庭向けに生活指導・学習支援等を提供している民間団体等)に対して、利用案内を行うよう依頼している
<input type="checkbox"/>	4. 自治体の広報媒体(広報誌、HP等)で案内を行っている
<input type="checkbox"/>	5. その他 → 具体的に： <input type="text"/>

(13) 貴自治体の「こどもの生活・学習支援事業」の対象となる家庭への周知・案内の際に工夫していることについて、自由にご記入ください。

例) 対象世帯へのスティグマを避けるために、案内資料を封筒に入れて配る、学校を通じてすべてのこどもに配布する等

(14) 貴自治体では、「こどもの生活・学習支援事業」の利用者に対して利用頻度に上限を設けていますか。(当てはまる番号を選択)

※「1. 利用頻度の上限を設けている」を選択した場合、具体的な利用頻度上限についてもお答えください

1. 利用頻度の上限を設けている → 具体的な利用頻度上限：1 あたり 回

回答欄

2. 利用頻度の上限は設けていない

(15) 貴自治体では令和5年度、「こどもの生活・学習支援事業」の利用を希望しているこどもが利用要件に該当していた場合、全員がすぐに事業の利用を開始できましたか。(当てはまる番号を選択)

1. はい → (17)にお進みください 2. いいえ

回答欄

※(15)において「2. いいえ」を選択した場合、(16)にお答えください

(16) 令和5年度、「こどもの生活・学習支援事業」の利用を希望しているこどもが利用要件に該当しているのに、すぐに事業の利用を開始できなかったケースがあった場合、該当ケースの詳細についてお答えください。
(〇はいくつでも)

回答欄

1) すぐに利用を開始できなかった理由		1. 定員が埋まっているため
		2. 定員に空きはあるが、支援員が不足しているため
		3. その他 → 具体的に： <input type="text"/>
2) すぐに利用が開始できない場合の対応		1. 利用可能枠に空きが出るのを待ってもらう
		2. 類似事業に関する情報提供を行う
		3. 利用希望者に関する情報を関係機関間で共有する
		4. その他 → 具体的に： <input type="text"/>

IV 貴自治体の「こどもの生活・学習支援事業」における委託状況及び委託先についてお伺いします。

(17) 貴自治体の「こどもの生活・学習支援事業」の運営方法について、お答えください。
(当てはまる番号を選択)

1. 直営 → (19)にお進みください 2. 委託
.....
3. 一部委託
.....

回答欄

※(17)において、「2. 委託」及び、「3. 一部委託」を選んだ場合、(18)にお進みください

(18) 貴自治体の「こどもの生活・学習支援事業」における委託先の組織種別の数(合計)をご記入ください。
(枠内に数字を記入)

1) 社会福祉法人	<input type="text"/>	力所	5) 株式会社	<input type="text"/>	力所
2) 社会福祉協議会	<input type="text"/>	力所	6) NPO法人	<input type="text"/>	力所
3) 医療法人	<input type="text"/>	力所	7) 生協等協同組合	<input type="text"/>	力所
4) 社団法人・財団法人	<input type="text"/>	力所	8) その他	<input type="text"/>	力所
				→ 具体的に：	<input type="text"/>

V 貴自治体の「こどもの生活・学習支援事業」の実施内容についてお伺いします。

(19) 貴自治体の「こどもの生活・学習支援事業」において、学習支援を行っている教室の数をご記入ください。
(枠内に数字を記入)

※複数の委託先がある場合は、すべての委託先における教室数の合計を記入し、派遣型の学習支援における実施場所(対象世帯の自宅等)は数に含めずお答えください

回答欄

 力所

※(19)において、1力所の場合、(21)にお進みください

(20) 貴自治体の「こどもの生活・学習支援事業」において、各利用者における利用教室の決定方法について、当てはまる番号をお選びください。

1. 原則、利用者が希望する教室を利用してもらうこととしている
.....
2. 自治体担当者が利用者の状況に鑑みて利用教室を決定し(本人の住所に一番近い教室等)、
本人に通知している
.....
3. 事業委託先の担当者が、利用教室を決定している

回答欄

4. その他 → 具体的に：

(21) 貴自治体の「こどもの生活・学習支援事業」で、学習支援を行っている教室のうち、以下のこどもの学習支援に関する各事業と併用して支援を実施している教室の数をご記入ください。(枠内に数字を記入)

回答欄

1) 厚生労働省/生活困窮者自立支援制度「子どもの学習・生活支援事業」と併用して実施している教室		力所
2) 文部科学省/地域未来塾※と併用して実施している教室		力所
3) 自治体独自事業と併用して実施している教室		力所
4) その他 → 具体的に： <input type="text"/>		力所
5) 併用せず実施している教室		力所

※文部科学省が実施する学校・家庭・地域連携協力推進事業のうち、「地域と学校の連携・協働体制構築事業」における地域住民等の参画による放課後等の学習支援の一環として、児童生徒等に対して地域の人材やICTの活用等による地域と学校の連携・協働による学習支援を行う取組を指す。事業の実施要綱は、以下URLを参照。

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/upload/R6kouhuyouryou.pdf>

(22) 貴自治体の「こどもの生活・学習支援事業」において、派遣型の学習支援を行っていますか。
(当てはまる番号を選択)

回答欄

1. はい → (23) にお進みください 2. いいえ

※(22)において「2. いいえ」を選択した場合、(24)にお進みください

(23) 貴自治体の「こどもの生活・学習支援事業」において、派遣型の学習支援を行っている世帯数をご記入ください。(枠内に数字を記入)

回答欄

世帯

(24) 貴自治体の「こどもの生活・学習支援事業」における、事業全体のこどもの定員数(合計)をご記入ください。(枠内に数字を記入)

※定員を設定していない場合は、こどもの利用者数(合計)についてお答えください

回答欄

人

VI 貴自治体の「こどもの生活・学習支援事業」における関係機関との連携状況について、お伺いします。

(25) 令和6年度上半期に、貴自治体が「こどもの生活・学習支援事業」の委託先と行った連携の内容として、当てはまる番号をすべてお選びください。(〇はいくつでも)

回答欄

	1. 個別のケースに関するメール・電話等での相談・協議																																
	2. 事業実施場所への定期的な訪問 【該当する場合】 ・1カ所あたりの平均的な訪問回数(令和6年度上半期) <input type="text"/> 回																																
	3. 貴自治体が主催する定例会議等の合同の場での情報交換 【該当する場合】 ・該当会議名(複数ある場合はすべて記入): <input type="text"/> ・該当会議への出席回数(令和6年度上半期の合計値) <input type="text"/> 回 ・該当会議の参加者 ※当てはまる番号をすべてお選びください。(〇はいくつでも)																																
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="width: 5%;"></td><td>1. 児童相談所</td></tr> <tr><td></td><td>2. 市区町村のこども家庭相談担当 (要対協調整担当者、こども家庭センター等)</td></tr> <tr><td></td><td>3. 市区町村の福祉部門(福祉事務所等)</td></tr> <tr><td></td><td>4. 市区町村の教育部門(教育委員会等)</td></tr> <tr><td></td><td>5. 上記1~4以外の行政機関(他部局・他部署・他機関)</td></tr> <tr><td></td><td>6. 児童家庭支援センター</td></tr> <tr><td></td><td>7. 警察・消防</td></tr> <tr><td></td><td>8. 学校</td></tr> <tr><td></td><td>9. 自治会・町内会</td></tr> <tr><td></td><td>10. 社会福祉協議会</td></tr> <tr><td></td><td>11. 民生・児童委員</td></tr> <tr><td></td><td>12. 母子・父子自立支援員</td></tr> <tr><td></td><td>13. 全国母子寡婦福祉団体協議会</td></tr> <tr><td></td><td>14. 食料・教材等支援関係民間団体(フードバンク等)、 いわゆる「子ども食堂」</td></tr> <tr><td></td><td>15. 民間企業</td></tr> <tr><td></td><td>16. その他 → 具体的に: <input type="text"/></td></tr> </table>		1. 児童相談所		2. 市区町村のこども家庭相談担当 (要対協調整担当者、こども家庭センター等)		3. 市区町村の福祉部門(福祉事務所等)		4. 市区町村の教育部門(教育委員会等)		5. 上記1~4以外の行政機関(他部局・他部署・他機関)		6. 児童家庭支援センター		7. 警察・消防		8. 学校		9. 自治会・町内会		10. 社会福祉協議会		11. 民生・児童委員		12. 母子・父子自立支援員		13. 全国母子寡婦福祉団体協議会		14. 食料・教材等支援関係民間団体(フードバンク等)、 いわゆる「子ども食堂」		15. 民間企業		16. その他 → 具体的に: <input type="text"/>
	1. 児童相談所																																
	2. 市区町村のこども家庭相談担当 (要対協調整担当者、こども家庭センター等)																																
	3. 市区町村の福祉部門(福祉事務所等)																																
	4. 市区町村の教育部門(教育委員会等)																																
	5. 上記1~4以外の行政機関(他部局・他部署・他機関)																																
	6. 児童家庭支援センター																																
	7. 警察・消防																																
	8. 学校																																
	9. 自治会・町内会																																
	10. 社会福祉協議会																																
	11. 民生・児童委員																																
	12. 母子・父子自立支援員																																
	13. 全国母子寡婦福祉団体協議会																																
	14. 食料・教材等支援関係民間団体(フードバンク等)、 いわゆる「子ども食堂」																																
	15. 民間企業																																
	16. その他 → 具体的に: <input type="text"/>																																
	4. その他 → 具体的に: <input type="text"/>																																

(26) 貴自治体の「こどもの生活・学習支援事業」運営に当たって、本事業の担当課が、令和6年度上半期に連携（個別ケースに関する情報提供など）を行った機関として、当てはまる番号をすべてお選びください。（〇はいくつでも）

回答欄

	1. 児童相談所
	2. 市区町村のこども家庭相談担当（要対協調整担当者、こども家庭センター等）
	3. 市区町村の福祉部門（福祉事務所等）
	4. 市区町村の教育部門（教育委員会等）
	5. 上記1～4以外の行政機関（他部局・他部署・他機関）
	6. 児童家庭支援センター
	7. 警察・消防
	8. 学校
	9. 自治会・町内会
	10. 社会福祉協議会
	11. 民生・児童委員
	12. 母子・父子自立支援員
	13. 全国母子寡婦福祉団体協議会
	14. 食料・教材等支援関係民間団体（フードバンク等）、いわゆる「子ども食堂」
	15. 民間企業
	16. その他 → 具体的に：

Ⅶ 貴自治体の「こどもの生活・学習支援事業」の実施における効果と課題について、お伺いします。

(27) 貴自治体の「こどもの生活・学習支援事業」実施を通じた効果について、当てはまる番号をすべてお選びください。（〇はいくつでも）

回答欄

	1. 対象とするこどもの学習への意欲が拡大した
	2. 対象とするこどもが基本的な生活習慣を習得できた
	3. 対象とするこどもの成績が向上した
	4. 対象とするこどもの進学への意欲が拡大した
	5. 保護者の教育への負担が軽減された
	6. その他 → 具体的に：

(28) 貴自治体の「こどもの生活・学習支援事業」実施における課題について、当てはまる番号をすべてお選びください。（〇はいくつでも）

回答欄

	1. 事業を実施するための人員確保や体制構築が困難である
	2. 事業実施のための予算が不足している
	3. 委託先候補となる民間団体等が管内にない（または不足している）
	4. その他 → 具体的に：

Ⅷ 「こどもの生活・学習支援事業」に対する意見・要望について、お伺いします。

(29) 「こどもの生活・学習支援事業」に関する意見・要望をご記入ください。

--

Ⅸ 貴自治体における類似事業の実施状況及び、「こどもの生活・学習支援事業」を実施していない理由について、お伺いします。

※以下の設問は、(2)で「2. 実施していない」を選択した場合、お答えください。

(30) 貴自治体において実施している類似事業として、当てはまる番号をすべてお選びください。(〇はいくつでも)

回答欄

	1. 厚生労働省／生活困窮者自立支援制度「子どもの学習・生活支援事業」
	2. 文部科学省／地域未来塾※
	3. 自治体独自事業
	4. その他 → 具体的に： <input style="width: 150px;" type="text"/>

※文部科学省が実施する学校・家庭・地域連携協力推進事業のうち、「地域と学校の連携・協働体制構築事業」における地域住民等の参画による放課後等の学習支援の一環として、児童生徒等に対して地域の人材やICTの活用等による地域と学校の連携・協働による学習支援を行う取組を指す。事業の実施要綱は、以下URLを参照。

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/upload/R6kouhuyouryou.pdf>

(31) 貴自治体において「こどもの生活・学習支援事業」を実施していない理由について、当てはまる番号をすべてお選びください。(〇はいくつでも)

回答欄

	1. 地域内のこどもや家庭からのニーズがない(少ない)
	2. 委託先候補となる民間団体等が管内にない(または不足している)
	3. 事業実施のための人員確保や体制構築が困難である
	4. 事業内容に関する知識が不十分である
	5. 他に優先的に実施することとしている事業がある
	6. 既に実施している厚生労働省／生活困窮者自立支援制度「子どもの学習・生活支援事業」でこどもへの学習支援は十分である
	7. 既に実施している文部科学省／地域未来塾でこどもへの学習支援は十分である
	8. 既に実施している自治体独自事業でこどもへの学習支援は十分である
	9. 都道府県(回答者が都道府県担当者の場合は管内市区町村)が事業を実施しておりニーズを満たしている
	10. 対象世帯が地域にない
	11. その他 → 具体的に： <input style="width: 150px;" type="text"/>

(32) 今後、貴自治体で「こどもの生活・学習支援事業」を実施する予定はありますか。(当てはまる番号を選択)

- 1. ある(予算の確保などに向けた具体的な協議・調整を実施中である).....
- 2. ある(予算の確保などに向けた具体的な協議・調整は未実施である).....
- 3. ない.....

回答欄

--

X 「こどもの生活・学習支援事業」に対する意見・要望について、お伺いします。

(33) 「こどもの生活・学習支援事業」に関する意見・要望をご記入ください。

--

設問は以上です。ご協力ありがとうございました。

令和6年11月8日(金)までに調査事務局までご返送ください。

~~~~~

調査票提出先URL：

<https://www.cz-wee.com/if7/kodomo2024.php>

~~~~~

★本調査は、貴施設における「こどもの生活・学習支援事業」の管理者にご回答をお願いいたします。

★特に指定がない場合、令和6年10月1日時点の状況をお答えください。

★本事業の実施形態が派遣型のみの場合、 「貴施設」を「貴団体」と読み替えてお答えください。

I はじめに、貴施設の基本情報について、お伺いします。

(1) ご回答者様の連絡先についてご記入ください。

回答欄

1) ご回答者様の電話番号

2) ご回答者様のメールアドレス

3) ご回答者様のお名前（苗字のみ）

4) 貴施設の名称

5) 貴施設を運営している団体名

(2) こども家庭庁の「ひとり親家庭等生活向上事業」における「こどもの生活・学習支援事業」の委託を受けている自治体名および当該事業の所管課名を枠内にご記入ください。

自治体名：

所管課名：

(3) 貴施設で「こどもの生活・学習支援事業」を開始した年度をお答えください。（平成28年度～令和6年度より選択）

回答欄

 年度

(4) 貴施設において「こどもの生活・学習支援事業」以外に自治体^{※1}から委託を受けて実施している事業として、当てはまるものすべてに○をご記入ください。（○はいくつでも）

※1 (2) でご記入いただいた自治体以外も含めます。

回答欄

<input type="checkbox"/>	1. 厚生労働省／生活困窮者自立支援制度「子どもの学習・生活支援事業」	
<input type="checkbox"/>	2. 文部科学省／地域未来塾 ^{※2}	
<input type="checkbox"/>	3. 自治体独自事業	→ 具体的に： <input type="text"/>
<input type="checkbox"/>	4. その他	→ 具体的に： <input type="text"/>

※2 文部科学省が実施する学校・家庭・地域連携協力推進事業のうち、「地域と学校の連携・協働体制構築事業」における地域住民等の参画による放課後等の学習支援の一環として、児童生徒等に対して地域の人材やICTの活用等による地域と学校の連携・協働による学習支援を行う取組を指す。事業の実施要綱は、以下URLを参照。

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/upload/R6kouhuyouryou.pdf>

II 貴施設での「こどもの生活・学習支援事業」の実施状況について、お伺いします。

(5) 貴施設で行っている「こどもの生活・学習支援事業」全体について、お答えください。

1) 定員	1. 定員を設定している		2. 定員を設定していない		
	定員を設定している場合、その人数				人
2) 登録人数 (学年別)※	小学1年生		人	中学1年生	人
	小学2年生		人	中学2年生	人
	小学3年生		人	中学3年生	人
	小学4年生		人	高校1年生	人
	小学5年生		人	高校2年生	人
	小学6年生		人	高校3年生	人
	その他 → 具体的に:				人
3) こどもの担当者の 決定方針	1. 利用しているこどもそれぞれの担当者を一定程度決めている				
	2. 利用しているこどもそれぞれの担当者は決めていない				
	3. その他 → 具体的に: _____				

※学校に通っていないこども等、表の項目に該当しないこどもについては、世代として当てはまる学年に含めてご回答ください。

(6) 貴施設では「こどもの生活・学習支援事業」として集合型の生活指導・学習支援を行っていますか。

(当てはまる番号を選択)

1. 集合型の生活指導・学習支援を行っている → (7)へ

回答欄

2. 集合型の生活指導・学習支援は行っていない → (8)へ

(7) 貴施設で行っている集合型の生活指導・学習支援について、お答えください。

1) 開講日数	1ヶ月あたり(令和5年度平均)			日
2) 開講日のきまり	1. 毎週の決まった曜日に開講している → 3)へ			
	2. 隔週の決まった曜日に開講している → 4)へ			
	3. その他 → 4)へ			
	具体的に: _____			
3) 開講曜日	平日の開講日			日/週
	休日の開講	1. 有 2. 無		
4) 実施場所とその 確保方法	1. 自己所有(運営者個人や団体の所有物)の施設を使用している → 6)へ			
	2. 利用料や賃借料を支払って公設の施設を借りている → 5)へ			
	3. 利用料や賃借料を支払って私設の施設を借りている → 5)へ			
	4. 無償で公設の施設を提供してもらっている → 6)へ			
	5. 無償で私設の施設を提供してもらっている → 6)へ			
5) 場所を借りている 主体	1. 貴施設を運営している団体が借りている			
	2. 事業の委託元の自治体が借りている			
	3. その他 → 具体的に: _____			
6) 事業実施時間以外 での所要時間	1回の教室に対して支援員1人がこどもの支援以外の準備や 打ち合わせにかかる時間の平均(令和5年度実績)			分
7) こどもの家庭へ の個別訪問	1. 必要に応じてこどもの家庭へ個別訪問を行っている → 8)へ			
	2. 必要に応じてこどもの家庭へ個別訪問を行っていない → 9)へ			

8) 家庭訪問の目的		1. 集合型の学習支援教室の場に来ることができない子どもを支援するために家庭訪問を行っている
		2. 家庭自体の問題に対して支援するために家庭訪問を行っている
		3. その他 → 具体的に：
9) 実施時の工夫	①生活指導（基本的な生活習慣の修得支援や生活指導）の推進に向けた取組	
	取組内容	
	取組の効果	
	②学習支援（学習習慣の定着、進学支援等）の推進に向けた取組	
	取組内容	
	取組の効果	
	③支援員の配置に関する取組（子どもそれぞれへの個別対応を効果的に行うための支援員のマッチング等）	
	取組内容	
	取組の効果	
	④事業実施時間前後で行っている取組（事前準備の取組、事前・事後ミーティング等を通じた情報共有の取組等）	
	取組内容	
	取組の効果	

※（7）にご回答いただいた場合、（9）へお進みください。

（8）貴施設で行っている派遣型の「こどもの生活・学習支援事業」について、お答えください。

1) 訪問回数	1人の子どもに対して（令和5年度平均）		回/月
2) 実施内容（〇は いくつでも）		1. 生活指導を実施している	
		2. 学習支援を実施している	
		3. 面談等を通じた個別の相談対応を行っている	
		4. その他 → 具体的に：	

3) 実施時の工夫	①生活指導（基本的な生活習慣の修得支援や生活指導）の推進に向けた取組	
	取組内容	
	取組の効果	
	②学習支援（学習習慣の定着、進学支援等）の推進に向けた取組	
	取組内容	
	取組の効果	
	③支援員の配置に関する取組（こどもそれぞれへの個別対応を効果的に行うための支援員のマッチング等）	
	取組内容	
	取組の効果	
	④事業実施時間前後で行っている取組（事前準備の取組、事前・事後ミーティング等を通じた情報共有の取組等）	
	取組内容	
	取組の効果	

(9) 貴施設で定期的に提供している軽食の内容として当てはまるものすべてに○をご記入ください。(○はいくつでも)
 なお、「1. 食べ物を提供している」に○をつけた場合は、提供している品目を具体的にご記入ください。

回答欄

<input type="checkbox"/>	1. 食べ物を提供している（よく提供する食べ物 の品目：	<input type="text"/>
<input type="checkbox"/>	2. 飲み物を提供している	
<input type="checkbox"/>	3. 定期的な軽食の提供は行っていない	

(10) 軽食の提供について、貴施設で工夫している取組があれば、その内容と効果をそれぞれ下の欄にご記入ください。

【取組内容】

--

【取組の効果】

--

V 「こどもの生活・学習支援事業」における他機関との連携の内容について、お伺いします。

(15) 貴施設が「こどもの生活・学習支援事業」の実施に際して、各関係機関との間で実施した事項として、当てはまるものに○をご記入ください。なお、03. の欄には02. 以外の連携内容をご記入ください。

	01. 特に関わり がない	02. 個別支援が必要 な子どもや家庭 に対して連携し て支援を行った	03. その他 (主な連携内容を欄内に記入)
【記入例1】関係機関A		○	
【記入例2】関係機関B			軽食の寄付をもらっている。
1) 児童相談所			
2) 市区町村のこども家庭相談担当（要対協調整担当者、こども家庭センター等）			
3) 市区町村の福祉部門（福祉事務所等）			
4) 市区町村の教育部門（教育委員会等）			
5) 上記1～4以外の行政機関			
6) 児童家庭支援センター			
7) 警察・消防			
8) 小学校・中学校・高校等			
9) 自治会・町内会			
10) 社会福祉協議会			
11) 民生・児童委員			
12) 母子・父子自立支援員			
13) 全国母子寡婦福祉団体協議会			
14) 食料・教材等支援関係民間団体（フードバンク等）、いわゆる「子ども食堂」			
15) 民間企業			
16) その他 → 具体的に： <input type="text"/>			

VI 貴施設で実施している「こどもの生活・学習支援事業」のコーディネーター・管理者・支援員について、お伺いします。

(16) 貴施設を担当している**コーディネーター**について、お答えください。

※2) 以降については、貴施設のコーディネーター1名につき1列ずつ、回答をご記入ください。

1) 人数		人		
		1人目	2人目	3人目
2) 保有資格 (〇はいくつでも)	A) 教員			
	B) 社会福祉士・精神保健福祉士			
	C) 公認心理師・臨床心理士			
	D) 資格なし			
	E) その他の資格 → 資格名： (1人目) <input type="text"/> (2人目) <input type="text"/> (3人目) <input type="text"/>			
3) 雇用形態	1. 正規職員			
	2. 非正規職員			
	3. 雇用契約を結んでいない者(謝金の支給あり)			
	4. 雇用契約を結んでいない者(交通費・実費のみ支給)			
	5. 雇用契約を結んでいない者(無償)			
	6. その他 → 具体的に： (1人目) <input type="text"/> (2人目) <input type="text"/> (3人目) <input type="text"/>			
4) 業務内容 (〇はいくつでも)	A) 支援員の募集・選定・派遣調整			
	B) 教材の作成			
	C) 本事業の利用を希望しているこどもや家庭の利用調整			
	D) 本事業を利用中のこどもや家庭のアセスメント			
	E) その他 → 具体的に： (1人目) <input type="text"/> (2人目) <input type="text"/> (3人目) <input type="text"/>			
5) 管理者との兼務	1. コーディネーターと管理者を兼務している			
	2. コーディネーターと管理者の兼務はしていない			

(17) 貴施設で実施している「こどもの生活・学習支援事業」の**管理者**の保有資格、雇用形態として当てはまる番号を以下の選択肢よりお選びください。

【保有資格の選択肢】(〇はいくつでも)

回答欄

<input type="checkbox"/>	1. 教員
<input type="checkbox"/>	2. 社会福祉士・精神保健福祉士
<input type="checkbox"/>	3. 公認心理師・臨床心理士
<input type="checkbox"/>	4. 資格なし
<input type="checkbox"/>	5. その他の資格 → 具体的に： <input type="text"/>

【雇用形態の選択肢】（当てはまる番号を選択）

- 1. 正規職員
- 2. 非正規職員
- 3. 雇用契約を結んでいない者（謝金の支給あり）
- 4. 雇用契約を結んでいない者（交通費・実費のみ支給）
- 5. 雇用契約を結んでいない者（無償）
- 6. その他 → 具体的に：

回答欄

◆貴施設で実施している「こどもの生活・学習支援事業」の支援員について、以下の設問の回答を表にご記入ください。

※支援員とは、本事業において子どもに対して生活支援や学習支援を行う者（ボランティア等）のこととしてお答えください。

なお、現場で生活支援や学習支援を行っておらず、コーディネーター・管理者の業務のみを行っている方や事務職員は除きます。

- (18) それぞれの総数をご記入ください。
- (19) A～Cの世代ごとの人数をご記入ください。
- (20) A～Dの資格を有する方の人数をご記入ください。
- (21) A～Fの雇用形態ごとの人数をご記入ください。
- (22) 担っている役割について、当てはまるものすべてに○をご記入ください。

なお、(18)～(21)は表に当てはまる人数をご記入ください。いない場合は0をご記入ください。

(22)は当てはまるものすべてに○をご記入ください。

(18) 総数	<input type="text"/>	人
(19) 世代ごとの人数		
A) 学生（18歳未満、または大学生・専門学校生）	<input type="text"/>	人
B) 就労世代（18～65歳）	<input type="text"/>	人
C) 65歳以上	<input type="text"/>	人
(20) 資格を保有している人数		
A) 教員	<input type="text"/>	人
B) 社会福祉士・精神保健福祉士	<input type="text"/>	人
C) 公認心理師・臨床心理士	<input type="text"/>	人
D) その他の資格 → 資格名： <input type="text"/>	<input type="text"/>	人
(21) 雇用形態ごとの人数		
A) 正規職員	<input type="text"/>	人
B) 非正規職員	<input type="text"/>	人
C) 雇用契約を結んでいない者（謝金の支給あり）	<input type="text"/>	人
D) 雇用契約を結んでいない者（交通費・実費のみ支給）	<input type="text"/>	人
E) 雇用契約を結んでいない者（無償）	<input type="text"/>	人
F) その他 → 具体的に： <input type="text"/>	<input type="text"/>	人
(22) 担う役割		
A) 子どもへの生活支援・学習支援	<input type="text"/>	人
B) こどもの生活・学習状況を踏まえた学習支援方針の検討・決定	<input type="text"/>	人
C) こどもの家庭への連絡・面談	<input type="text"/>	人
D) 関係機関との連絡・調整	<input type="text"/>	人
E) その他 → 具体的に： <input type="text"/>	<input type="text"/>	人

(23) 貴施設では、支援員をどのように募集していますか。募集方法として当てはまるものすべてに○をご記入ください。
(○はいくつでも)

回答欄

<input type="checkbox"/>	1. チラシのポスティング
<input type="checkbox"/>	2. 教育施設等へのチラシの配布・掲示
<input type="checkbox"/>	3. 貴施設（貴団体）HPでの案内
<input type="checkbox"/>	4. SNSを用いた案内
<input type="checkbox"/>	5. その他 → 具体的に： <input type="text"/>

(24) 貴施設では、支援員に向けた研修を行っていますか。（当てはまる番号を選択）

回答欄

1. 行っている

2. 行っていない

(25) 支援員の確保・質の向上について、貴施設で工夫している取組があれば、その内容と効果をそれぞれ下の欄にご記入ください。

【取組内容】

【取組の効果】

VII 広報発信について、お伺いします。

(26) 貴施設が広報発信に利用している媒体について、当てはまるものすべてに○をご記入ください。
(○はいくつでも)

回答欄

<input type="checkbox"/>	1. 口コミ（関係団体に周知を依頼する、等）
<input type="checkbox"/>	2. 自治体の広報媒体（自治体の広報誌やHP等）
<input type="checkbox"/>	3. 団体（施設）ごとの広報媒体（紙媒体）
<input type="checkbox"/>	4. 団体（施設）ごとの広報媒体（インターネット媒体）
<input type="checkbox"/>	5. その他 → 具体的に： <input type="text"/>

(27) 貴施設が広報発信を行うにあたり、工夫している内容とその効果を枠内にご記入ください。

【取組内容】

--

【取組の効果】

--

(28) 貴施設では利用希望者を対象に、教室を見学する機会を提供していますか。(当てはまる番号を選択)

- 1. 提供している(利用希望者が見学可能な日程を定期的に設けている).....
- 2. 提供している(それぞれの利用希望者と個別に見学日時を調整している).....
- 3. 提供していない.....

回答欄

--

Ⅷ 学習支援事業実施におけるその他の工夫について、お伺いします。

(29) 事業対象のこどもの家庭との面談の実施状況について、当てはまる番号をお選びください。なお、本設問での「面談」とは、こどもの家庭と随時行う電話連絡等は含めず、時間を決めて行っているものとしてお答えください。

- 1. こども全員の家庭に対して事業開始時のみ行っている.....
- 2. 必要に応じて家庭との面談を行うことがある.....
- 3. 家庭との面談は行っていない.....
- 4. その他 → 具体的に：

回答欄

--

(30) 貴施設での学習支援事業において使用している学習教材について、当てはまるものすべてに○をご記入ください。(○はいくつでも)

回答欄

	1. 貴団体が作成した教材
	2. 貴団体が購入した教材
	3. こどもが持ち込んだ学校教材
	4. こどもが持ち込んだ市販の教材
	5. その他 → 具体的に： <table border="1" style="display: inline-table; width: 200px; height: 20px; vertical-align: middle;"></table>

(31) 貴施設では、学習支援事業に利用している施設を事業実施時間外に自習室として開放する取組を行っていますか。(当てはまる番号を選択)

- 1. 行っている.....
- 2. 行っていない.....

回答欄

--

(32) 貴施設では、学習支援事業の対象の子どもを事業実施施設まで送迎する取組を行っていますか。
(当てはまる番号を選択)

回答欄

1. 行っている → (33) に回答 2. 行っていない → (34) に回答

--

※ (33) は、(32) において「1. 行っている」と回答した方のみ、お答えください。

(33) 貴施設で学習支援事業の対象の子どもを事業実施施設まで送迎する取組を行っている理由を下の欄にご記載ください。

--

(34) 利用登録がない子どもが貴施設に来た場合、その子どもへの支援はどう行っていますか。対応として、当てはまるものすべてに○をご記入ください。(○はいくつでも)

回答欄

	1. 該当する子どもに子どもの学習支援の利用登録を案内する
	2. 地域で学習支援を行っている他の団体等を子どもに紹介する
	3. 地域の子ども家庭センターや要保護児童対策地域協議会に情報を共有する
	4. その他 → 具体的に： <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"></table>
	5. 該当の事例はない

IX 子どもの生活・学習支援事業実施における効果と課題について、お伺いします。

(35) 子どもの生活・学習支援事業の実施を通じた効果について、当てはまるものすべてに○をご記入ください。(○はいくつでも)

回答欄

	1. 対象とする子どもの学習意欲が拡大した
	2. 対象とする子どもが基本的な生活習慣を習得できた
	3. 対象とする子どもの成績が向上した
	4. 対象とする子どもの進学意欲が向上した
	5. 対象とする子どもの保護者の教育への負担が軽減された
	6. その他 → 具体的に： <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"></table>

(36) 令和6年3月時点で子どもの生活・学習支援事業に登録していた子どもの進学状況について、お答えください。

A) ~C) の区分ごとに、①にはそれぞれの受験人数、②には最終的に進学した子どもの人数を令和5年度実績でご記入ください。(枠内に数字を記入、いない場合は0をご記入ください。)

	①受験人数		②進学者数	
	人数	人	人数	人
A) 高等学校		人		人
B) 4年制大学		人		人
C) 短期大学・専門学校		人		人

(37) こどもの生活・学習支援事業の実施における課題について、当てはまるものすべてに○をご記入ください。
(○はいくつでも)

回答欄

<input type="checkbox"/>	1. 事業を実施するための支援員確保が困難である
<input type="checkbox"/>	2. 事業を実施するための支援員育成が困難である
<input type="checkbox"/>	3. 定員がすぐに埋まってしまい、事業を必要としているこどもに利用してもらえないことがある
<input type="checkbox"/>	4. 事業を潜在的に必要としているこどもに、活動の内容を認知してもらえていない
<input type="checkbox"/>	5. こどもへの生活指導を通じて、基本的な生活習慣を修得してもらうことが難しい
<input type="checkbox"/>	6. こどもへの学習支援を通じて、学習習慣を定着してもらうことが難しい
<input type="checkbox"/>	7. こどもへの受験対策・進学指導を通じて、進学を後押しすることが難しい
<input type="checkbox"/>	8. こどもの保護者への対応が難しい
<input type="checkbox"/>	9. こどもや家庭のプライバシー等を確保するのが難しい
<input type="checkbox"/>	10. 本事業の補助対象となる範囲に改善の余地がある
	→ 具体的に： <input type="text"/>
<input type="checkbox"/>	11. その他 → 具体的に： <input type="text"/>

X こどもの生活・学習支援事業に関する意見や要望について、お伺いします。

(38) こどもの生活・学習支援事業に関して意見や要望があれば、枠内にご記入ください。

設問は以上です。ご協力ありがとうございました。
令和6年11月8日(金)までに調査事務局までご返送ください。

別添資料2

ヒアリング記録

石川県金沢市

1. 「こどもの生活・学習支援事業」の取組経緯

- こども家庭庁「こどもの生活・学習支援事業」を平成 31 年に導入し、派遣型の学習支援を実施している。これは新たに事業を始めたのではなく、従前から実施されていた類似の事業 2 件を統合したものである。どちらの事業も、ただ学習支援を行うのではなく、こどもの心の支えとしての側面を重視する、という事業理念が共通していた。
- 学習支援へのニーズが高かったことを踏まえ、事業の統合を契機として、近年、特に学習支援に力を入れるようになった。
- 当市では別途、参集型の学習支援を実施している。本事業は生活困窮者自立支援事業「子どもの学習・生活支援事業」として実施されているが、本事業はひとり親家庭を対象としていない。

2. 「こどもの生活・学習支援事業」の利用プロセス

制度周知・案内方法

- こどもやその家庭への制度案内は、子育て支援課の窓口や児童扶養手当の現況受付窓口において直接行われる。また、ひとり親家庭向けの案内として、現況受付会場にチラシを設置しているほか、子育て支援課所属のソーシャルワーカーが、ひとり親との個別相談時に、適宜制度案内を実施している。
- 市が運営するひとり親家庭向け LINE (登録者約 1,200 人。毎週木曜に関連情報を発信) を活用し、適宜情報発信をしている。
- 生活困窮世帯への案内は積極的ではないが、ひとり親の低所得世帯に該当する場合には、拠点型支援の案内を行う。また、生活困窮世帯からの問い合わせがあった場合には、個別に利用案内を実施する。

利用教室の決定方法

- 本事業の申請窓口は金沢市役所子育て支援課が担っており、委託先事業者(母子会)が、支援を希望する家庭と大学生の支援員とのマッチングを行っている。日程調整などの詳細なやり取りは支援員と家庭との間で直接実施する仕組みとなっている。
- 原則として利用希望者と同性の支援員をマッチングすることを基本とするものの、支援員には女性が、利用希望者には男性が多い傾向にあり、男女比の不均衡が課題として認識されている。

自治体としての工夫点

- こどもや家庭から学習支援にあたっての個別の希望があれば、本事業担当者を通じて、担当する支援員に伝えている。特別支援学級に通っている等、特別な配慮が必要なこど

もの家庭から申請があった場合も、同様の手順で、支援員との情報共有や必要な対応を行い、子どもや家庭からの多様なニーズに応える体制を構築できている。

3. 「こどもの生活・学習支援事業」の取組内容

- 現時点で108世帯が登録しており、うち128組で活動を行っている。(R7.3.21時点)
- 利用対象は、小学1年生から高校3年生までと幅広いが、特に中学進学前の小学校高学年の児童が多い。なお、支援対象においては、男児の利用が多い傾向が見受けられる。中学生利用者は主に中学3年生が多く、基礎学力の向上や受験対策の支援が求められるケースがある。高校生に対しては、無理のない支援活動を実施し、大学生との関わりを通じ、将来的に「大学生になりたい」という希望を持つきっかけ作りを目指している。
- 支援ニーズは家庭ごとに多様であり、純粋に学習支援を求めるケース、年齢の近い学生の支援員との交流や対話による支援を求めているケースの両方が確認されている。
- 活動時間は、月2～4回程度、原則17時から19時までと定められているが、利用家庭と支援員双方の合意があれば時間帯を変更することも可能である。

支援員確保・育成の工夫

- 基本的には大学生が支援員として活動している。大学卒業後に社会人支援員として参加する場合もあるが、まれである。
- 支援員に対しては、毎年大学を訪問して制度説明会を実施し、事業内容の周知徹底を図っている。
- 事業利用中の各家庭に対して、年度ごとに継続利用の確認を実施し、必要に応じて担当する支援員の変更を行う。ペア変更時には、円滑な引継ぎを図る仕組みが整備され、学生や家庭からの要望があれば柔軟に対応する。さらに、母子会へは活動報告書を月の活動回数分まとめて月末に提出する仕組みが採用されている。
- 金沢市は、支援員の確保・育成のため、拠点型の学習支援と合同で年2回の講習会を実施している。講習会は、子育て支援課および生活支援課の職員と、社会福祉協議会が主催し、大学の教授や元教員を招いて、事業の趣旨や具体的な支援方法について説明を行う。新規登録の学生は必ず講習会に参加し、支援活動の基本を習得する。
- 家庭からの支援申請が増加している一方、支援員の確保が課題である。今後は、支援員募集の強化を最重要課題とし、募集手法の多様化や、男性支援員の参加促進にも力を入れる必要がある。

支援中の柔軟な対応

- 保護者の帰宅時間の変動など、家庭側の事情に応じて、直接日程や活動時間の変更を行うなど、柔軟な対応が取られている。また、兄弟がいる家庭の場合、支援活動中に自然な形で兄弟も参加させることが許容されている。

- 万一、支援中にトラブルが発生した場合には、速やかに本事業担当者へ連絡するよう、利用家庭と支援員の両者に伝えている。課題が生じた際には柔軟に対応することで、子どもへの継続的な伴走支援を下支えしている。

4. 事業の成果

- 派遣型で実施される本事業においては、家庭からは勉強習慣の定着、勉強に対する前向きな姿勢、および学生支援員への感謝の声が多数寄せられている。
- 一人の支援員が大学初年次で活動を開始してから大学卒業まで同じ子どもを担当する等、ケースによっては、長期で子どもに伴走して学習支援を提供することができている。
- 特に学校での居場所がない子どもにとっては、本事業が大学生の支援員と交流できる居場所として、重要な機能を果たしているという声がある。

5. 今後取り組みたい課題、今後の展開

今後取り組みたい課題

- 家庭からの利用ニーズに対して、支援員の数が不足していることが大きな課題である。
- 利用家庭と支援員との関係性に課題が生じた時や、支援員自身が困難に直面した時に、迅速に相談できる体制の整備が重要である。自治体担当課は、困ったことがあったらいつでも自治体に連絡するよう、対象家庭と支援員の両方に伝え、課題が生じた際には柔軟に対応することで、子どもへの継続的な伴走支援を下支えしている。また、母子会と年2回の講習会で情報共有を行うほか、必要に応じて担当者同士で電話連絡を行うなど、本事業担当者と委託先事業者との間で、柔軟かつ密な連携体制が構築されている。
- 中学3年生の受験期においては、高校への進学を希望する家庭からの要望に応じた支援が行われている。一方、大学受験を希望する子どもがいる場合、指導に求められる専門性が高く、学生による対応では限界があるため、今後はその点も含めた支援体制の検討が必要である。

今後の展開

- 居場所支援としての取組は、単に学習支援に留まらず、子どもとの対話や心の支えとなる活動を通じて、安心できる居場所作りに寄与することが期待される。今後は、学習支援に特化するだけでなく、ひろく居場所支援を実現することを目指し、取組を展開していく必要がある。

愛知県名古屋市

1. 「こどもの生活・学習支援事業」の取組経緯

- 平成 24 年のこどもの貧困率の悪化を受け、ひとり親家庭等の親世代の貧困が、こどもの教育格差、不利な就職を経て、次世代につながる貧困の連鎖を断つために、子ども青少年局と健康福祉局がそれぞれ学習支援事業を開始。平成 28 年度からは両局共管で一体的に実施している。

2. 「こどもの生活・学習支援事業」の利用プロセス

制度周知・案内方法

- 児童扶養手当受給世帯や生活保護受給世帯、生活困窮世帯への一斉募集の形で行われる。募集冊子を児童扶養手当受給世帯へ送付するほか、生活保護世帯、生活困窮世帯については各事務所から働きかけを行っている。一斉募集後、定員に空きのある会場において随時募集を行う。

利用教室の決定方法

- 利用教室の調整は委託先のコーディネーター事業者へ依頼している。定員を超える応募があった場合、優先順位を設けて会場の決定を行う。前年度から継続して利用している申込者、特に中学 3 年生は優先して利用できる。また、きょうだいがいる場合は、できる限り同一教室に振り分けるよう、工夫がなされている。第一希望の会場に案内できなかった申込者に対しては、近隣会場への案内を行う。

3. 「こどもの生活・学習支援事業」の取組内容

- 中学生の学習支援事業として、市内 150 会場、1,800 人定員の規模で実施している。
- 高校生世代の学習・相談支援事業として、中学生の学習支援事業を利用していた高校生世代を対象として、自主的に学習に取り組む居場所の提供等を実施している。
- 各事業の委託事業者は NPO 法人、社会福祉協議会、学習塾運営会社など多種多様である。
- 中学生の学習支援事業では会場の地域設定のうえ、「学習支援及び居場所支援の両方の機能を有すること」「こども 3 名以内に対して学習サポーター 1 名が学習支援を行うこと」「実施頻度・時間は週 1 回か 2 回、1 回あたり 2 時間」といった基本的な実施方針については仕様書で定め、具体的な運営方針は各委託事業者の企画提案によるものとしており、各会場において地域ごとのニーズに沿った支援が行われている。
- また、学習習慣の定着を図る取り組みとともに、居場所づくりや各種イベント（お楽しみ会等）の開催も行われている。

- 学習支援会場では、親子との初回面談を実施し、支援対象者の家庭環境等を踏まえたうえで、学習習慣の定着や学力向上に向けた取り組みを行っている。
- 高校生世代向けの学習・相談支援事業では、キャリア関連や心理カウンセラーの資格をもった支援員による巡回相談支援を行っており、キャリア支援を中心とした、こどもからの相談への対応を行っている。
- 巡回相談で聴き取った相談内容は、年間延べ 880 件程（各会場に参加している中学生の希望者を含む）あり、委託先事業者および市の担当者に情報共有されている。

連携状況

- 自治体内の福祉部局、こども部局と教育委員会がプロジェクトチームを形成し、今後の学習支援のあり方などを検討している。委託事業者と教育委員会とが協定を締結し、学習支援に参加しているこどもについて保護者の同意のうえ、協定の範囲内で学校との情報連携を行う仕組みを整備している。
- 個別具体的な対応や他機関との連携にあたっては、問題等があればまず委託事業者が対応し、解決が困難であったり判断に迷う場合は、市やコーディネート事業者に報告・相談できる仕組みを構築している。
- 委託事業者と市との連絡会や研修会を実施するなど、現場で蓄積されたノウハウを横展開する取り組みも推進されている。

支援員育成に向けた取組

- コーディネート事業者が、支援員や運営責任者向けに年 2～3 回研修会を実施している。年 1 回は、当市における学習支援がどのようなものか、説明する場としている。残りの開催回での実施事項に関しては、学習支援の会場で困った内容や相談事例をコーディネート事業者が集約し、適宜適切な研修テーマを設定している（今年度はこどもの権利やこどもの特性をテーマとした研修を実施）。また、各委託事業者においても支援員育成のための取り組みを行っている。

4. 事業の成果

- 利用者に対するアンケート調査では、9 割を超える高い満足度が示されている。
- 市内の中学生を養育する児童扶養手当受給世帯、生活保護世帯全体の約 4 分の 1 が本事業を利用しており、学習支援へのニーズに一定応えているものと考えられる。
- 学習支援の利用者が、後に大学生となって支援員として事業に関わる支援の循環もみられている。

5. 今後取り組みたい課題、今後の展開

- こどもへの支援の実績が豊富な事業者が自治体内に複数ある。公募（プロポーザル方式）により選定した委託事業者は自律的に対象者へ支援を提供している。
- 今後もキャリア支援や大学等進学に向けた高校生世代向けのオンライン学習支援など、支援内容の充実が求められる。
- ひとり親世帯や生活保護世帯の実情やニーズの変化に合わせた支援のあり方について引き続き検討していく。

6 学習支援を主体とした事業以外の取組み

- ひとり親家庭の子どもの居場所づくり事業として、ひとり親家庭の小学5年生～中学3年生を対象に学習や生活習慣の定着等に向けた居場所支援を実施している。
- 派遣型として、家庭訪問相談支援事業を実施している。小学1年生から高校3年生の利用者の家庭を訪問し、週1回、2時間程度、こどもの希望に応じた遊びや学習等の支援を提供している。

東京都調布市

1. 「こどもの生活・学習支援事業」の取組経緯

- 平成 27 年度以降、生活困窮者自立支援制度と共同で「子ども・若者総合支援事業(ここあ)」の一部として学習支援を実施している。「子ども・若者総合支援事業」では立ち上げ当初より、生活困窮家庭のこどもとひとり親家庭のこどもに対し、一体的に支援を行う方針で、相談事業・居場所事業・学習支援事業を行っている。
- 「子ども・若者総合支援事業」の所管課は子ども家庭課、生活福祉課、児童青少年課の 3 課にまたがっている。補助費用の申請にあたっては、各事業利用者の人数比で按分して補助額を算出している。
- 委託先(市社会福祉協議会)が近隣の大学に勤務する教授と繋がりがあり、事業開始時点で、大学生を支援員として確保するため、その教授の授業の中で事業に関する説明を取り入れてもらうことができた。

2. 「こどもの生活・学習支援事業」の利用プロセス

※言及なし

3. 「こどもの生活・学習支援事業」の取組内容

- 本市では、本事業を調布市社会福祉協議会(以下、社協)に委託している。
- 中学 1～3 年生を対象に案内している。
- 毎週月・水・金曜日に学習支援を実施している。参加者はそのいずれか 1 日を選び、18 時から 20 時まで大学生とのマンツーマン形式で学習を進めている。
- 事業実施場所として、社協の建物内の部屋を借りている。

軽食の提供

- 軽食の提供を令和 6 年度より実施している。
- フードバンクからせんべいやチョコレート等のお菓子をもらい、利用者に適宜あげている。
- 利用者の人数分、パンやおにぎり、弁当等の主食となるものを業者に発注している。利用者は週 1 回の学習支援利用時、受付のタイミングで弁当等を支給され、多くの場合、休憩時間に食べている。

中学 3 年生を対象とした受験支援

- 学習支援の利用は通常週 1 回のところ、中学 3 年生は夏休み以降、利用日以外の開講日でも自習可能としている。自習中は、子ども・若者総合支援事業で用意し学習支援で利

用しているワークブックや練習問題を使いながら復習を行っている利用者が多い。

- 今年度は、春休みの時期に、新中学3年生の利用者全員と面談し、進学に向けた本人の意思を確認した。その後も、コーディネーター・学習支援職員・保護者が参加する進路面談を随時実施することとしている。
- 受験生が模擬試験を2回程度受験できるよう、模擬試験受験料支援を行っている。
- 年に1回ほど、市内の中学校の進学説明会に出向き、相談・居場所・学習支援の3つの事業が一体となった「こども・若者総合支援事業」の説明を行っている。また、学習支援利用者の保護者の中には平日の日中に学校で行われる進学説明会に参加できない方も多いため、そういった保護者に向けてコーディネーターが中心となって夜間に独自で進学説明会を開催し、受験の仕組みや受験に向けて意識するとよいポイント等を説明している。

支援員の確保・質の向上

- 大学生のボランティアを支援員として140名以上確保している。
- 支援員確保にあたっては、市報や社協のHP等で募集するほか、コーディネーターと学習支援職員が定期的に近隣大学に訪問し、繋がりがある教授の授業内で市担当者が事業説明・チラシ配布を行ったり、支援員として活動している大学生が体験談を話したりしている。
- 毎回、活動前後の30分で、一人ひとりに対する指導方針の打合せをコーディネーターと各支援員との間で、丁寧に行っている。また、年2～3回、ボランティアミーティングを行い、支援員同士の話し合いを行っている。

関係機関との連携

- 教員OBであるコーディネーターの人脈や他事業での繋がりをきっかけとして、社協の職員が中学校へ訪問して事業説明を行うことを繰り返し、連携体制の素地を作ってきた。現在も定期的に学校を訪問し、事業説明やこどもの情報共有を行っている。
- 月1回、社協と市担当者との定例会がある。市で事業を所管する3つの課担当者が出席して「子ども・若者総合支援事業」に関する話し合いを行い、各事業の今後の展望や懸案事業について、詳細に協議している。その他、社協とは個別ケースについて毎日のように電話等でやりとりしている。
- 上記よりも大規模な会議として、「子ども・若者総合支援事業」に関する運営会議を年4回実施している。当会議には、教育委員会、寮長や大学教授、心身障害児者親の会、保護司、近隣市の子ども若者支援事業者などが参加する。
- 8か所の市内公立中学校に対して、定期訪問を行い、事業の説明や、こどもの状況共有を行っている。学校から紹介されて事業を利用しているこどももいる。

実施にあたっての工夫

- 不登校の子どもなどで、他の子どもが多くいる中で学習することを負担に感じる場合は、居場所事業にまずは参加してもらい、慣れてきたら個室での学習支援に移行する等、一人ひとりの状況に合わせた個別支援を行えるよう工夫している。

4. 事業の成果

- 本事業を利用する前は高校を卒業したら就職する意向を示していた中学生が、学習教室の利用後、熱心に学習に取り組むようになり、大学進学を志向するようになった。年齢が近い大学生とマンツーマンで学習したことによるロールモデル効果だと感じており、今後も本事業を続けていきたい。
- 毎年度末、利用者満足度調査を行っている。そこでは「勉強する習慣が身についてきている」、「分からなかったことが分かるようになった」等の意見を保護者や子ども本人から聞いている。
- 中学生時代に本事業の学習教室を利用し、高校入学後、人間関係や学業でつまづいて転校することになった子どもに対して、転校支援・学び直しを行うこともある。中学時代に培った本人との関係性を基盤に、高校卒業に向けた計画を一緒に立てており、高校入学後も継続的に子どもへの伴走支援ができています。

5. 今後取り組みたい課題、今後の展開

※言及なし

大阪府茨木市

1. 「こどもの生活・学習支援事業」の取組経緯

- 貧困の連鎖を防止することを目的として、平成 27 年 6 月に事業を開始した。開始当初は 3 か所で実施していたが、その後平成 29 年には開催箇所が 6 か所に増え、現在に至る。

2. 「こどもの生活・学習支援事業」の利用プロセス

- ひとり親家庭に対しては、児童扶養手当受給のタイミングでチラシを渡すこととしている。生活保護世帯に対しては、ケースワーカーに周知を依頼している。
- 学習・生活支援員（本事業の専任である市の職員）2 名が市内公立中学校を定期訪問している。各事業所に 1 名配置されている学習支援コーディネーター（以下、「コーディネーター」という。）が同行することもある。こどもや家庭の様子から事業が必要だと思われる対象者がいれば、信頼関係のある担任や校長を通じて、本事業を紹介してもらうようにしている。学習・生活支援員が 2 名とも教員 OB であることから、顔見知りの学校長との信頼関係を築けているケースが一定ある。そうしたケースでは、学校との信頼関係を基盤として、支援が必要と考えられる家庭に対して、制度周知・案内ができている。
- 小学校 6 年生の体験参加を認めており、小学生への事業周知のため、3 学期に市内小学校への訪問を行うことがある。
- ひとり親家庭および生活保護家庭以外には基本的に周知は行っていないが、学校長から推薦があれば、対象家庭との面談を経た上で事業を開始する場合がある。

3. 「こどもの生活・学習支援事業」の取組内容

- 対象者は、小学 6 年生（3 学期から体験利用可能）、中学生および高校生（中学生から継続利用が可能）である。会場は主にコミュニティセンターや公民館が使用されている。
- 原則として、中学校区に基づいたブロック内の教室を案内するが、希望者にはブロック外の教室も利用可能としている。学習習慣の定着を目的とし、週 2 回、学習教材を持参して自学自習を中心とした形式で実施している。施設の規模は事業所により異なるが、全体で 4 か所、約 100 人の利用者に対応している。
- 市内 6 教室を 4 つの委託先事業者が運営し、生活支援・学習支援にあたっているが、委託先事業者ごとに、活動の特色が異なる。例えば、ある委託先事業者は学習指導に重点を置き、問題集の提供や定期テストの実施を行っている一方、学校との連携や軽食の提供など生活支援に重点を置いている委託先事業者もある。
- こども家庭庁「こどもの生活・学習支援事業」のほか、生活困窮自立支援事業「子ども

の学習・生活支援事業」の補助も受けて実施している。事業の契約は生活困窮分野の担当部署がまとめて実施している。補助費用の申請にあたっては、生活保護受給家庭及び学校長推薦家庭とひとり親家庭の利用者の人数比で按分して補助額を算出している。

学習支援スタッフ（支援員）やコーディネーターの確保

- 学習支援スタッフ（以下、「支援員」という。）の確保および配置は委託先事業者が行っており、主に教員 OB や大学生が学習支援を担っている。
- 各事業所にはコーディネーターが1名配置されており、関係機関との調整や、学校への連絡を担っている。コーディネーターの選定は各委託先事業者に委ねている。
- 近年、支援員の確保が困難になっている。従来は元学校の教員や定年退職者が多く参加していたが、現在はその確保が難しくなっている。

関係機関との連携

- 学期ごとに1回、事業所連絡会を開催し、各事業所の状況や特色を共有するとともに、事業の進め方について意見交換を行っている。連絡会では、こどもの様子、予定しているイベント、成功事例などが議題となっており、教育委員会の職員も1名参加している。委託先事業者ごとに重視していることが異なる中で、本連絡会は、個別的な支援が求められる場面（例：アレルギーありのこどもへの軽食提供、障害児の受入れ時の事前情報の収集方針など）について、委託先事業者間で足並みをそろえるべき点について認識を共有し、支援の質を確保する上で役立っている。例として、特別支援学級に通うこどもを受け入れるにあたり、どの時点でどこまでの情報を収集するか協議し、「見学申込書」を作成することで、どのような項目について聴き取りを行う必要があるのか、委託先間で認識を統一した。
- 学習・生活支援員は職員会議、学年会議等の機会を活用して、各学校へ学習会の周知を行っている。また各教室を月2回以上訪問し、困りごとがあれば追加訪問や家庭訪問により、きめ細やかな対応を行っている。
- こども食堂の事業所と連携し、利用者に関する情報共有や月1回の配食活動を行っているケースもある。各種支援機関との連携を通じ、学習のみならず、生活面での支援にもつながっている。

個別対応

- 軽食の提供に際しては、事前にこどものアレルギーの有無を確認している。
- 特別支援学級のこども等には、支援員を1名追加配置するなどの個別対応を実施している。外国籍のこどもに対して、個別対応を行う地域もある。（例：特定の言語（例：中国語）に堪能なスタッフを必要とするケースがあり、こうした個別ニーズに対応すべく、委託先事業者が中国語対応可能な大学生を配置している、等）

- これらの対応は、各事業所のサービス内容や人材に依存している。

4. 事業の成果

- 中学1年生の段階ではほとんど学習教室に参加していなかった子どもが、継続的支援の結果、中学2年生以降、学習支援に参加するようになり、志望高校に合格した事例がある。
- 学習支援の利用者は例年、高校進学率が高い。また、学習支援の元利用者がボランティアとして事業に参加した事例も確認されている。

5. 今後取り組みたい課題、今後の展開

- 現在は1か所の事業所が定員いっぱいとなっている。利用者の増加自体は喜ばしいが、今後、教室のキャパシティの制約上、支援ニーズがある家庭に十分な支援を行えない可能性があるため、対策が必要である。
- 一度利用登録をした子どもが継続的に学習教室に参加できなくなる場合が見受けられる。継続利用を後押しする支援体制が求められる。

広島県廿日市市

1. 「こどもの生活・学習支援事業」の取組経緯

事業の背景・開始の経緯

- 日本財団に「子ども第三の居場所事業」の補助を受け、令和元年12月に居場所事業を開始した。当該事業では貧困家庭における課題の連鎖を断ち切ることを目的としていたため、県営・公営住宅が近くにあり、ひとり親家庭が多い地域を事業実施場所として選定していた。令和元年に当該居場所事業を引き継ぎ、こども家庭庁「こどもの生活・学習支援事業」を開始し¹、貧困の連鎖を断ち切るための生活習慣づくりやひとり親家庭への福祉的支援を重視した取組を行っている。
- 就学前のこどもは保育園で長時間保育を受けることができ、生活習慣の習得に向けたサポートを受けることも可能である。一方、小学校に就学すると、放課後の時間帯、こどもへの支援が手薄となりがちである。放課後児童クラブではこども一人ひとりを細やかにサポートすることに限界がある。また、ひとり親家庭の保護者は特に宿題の手伝い等の十分な時間を確保しづらい状況を本市では課題視していたため、小学校低学年のうちに基礎的な生活・学習習慣を修得するために、本事業では、主に小学校低学年を対象としている。

事業化までの準備プロセス

- 高齢者福祉施設を運営している法人が事業を受託している。事業開始当初、委託先事業者はこども分野の事業を実施したことはなかった。一方、地域の福祉活動に長年取り組んでいたこと、こどもが高齢者とともに過ごす居場所づくりには意義があると考えたこと、当団体が所有する施設内にある市が所有する部屋を本事業で有効活用できることなど、当事業者が担当することによるメリットを考慮し、本事業を受託するに至った。実際に、高齢者福祉施設を本事業の実施場所に設定しており、こどもと高齢者の交流も視野に入れて、こどもへの生活・学習支援を実施している。
- 本事業担当課では、児童虐待や家庭児童相談への対応を行う過程で、従前より市内の各小学校と連携しており、もともと学校との日常的な情報共有の土台があった。そのため、本事業の実施にあたっては、学校とスムーズに連携できた。

類似事業の実施状況について

- 本事業と類似の事業として、厚生労働省・生活困窮自立支援制度「生活困窮世帯の子どもに対する学習支援・生活支援事業」も実施しているが、対象年齢や対象者は本事業と

¹令和5年4月、廿日市市に事業が移管された。「こどもの生活・学習支援事業」補助金の活用は令和6年4月から開始された。

区別している。

- 本事業では小学1年生～小学3年生を対象に事業を実施しているが、同一施設内では、別途、小学4年生～小学6年生を対象に生活困窮者自立支援制度「生活困窮世帯の子どもに対する学習支援・生活支援事業」を実施している。また、本事業では手作りの軽食の提供（一部の食材については、フードバンクや企業からの寄付を活用）等も実施しているが、生活困窮者自立支援制度の事業では、軽食の提供等は実施していない。

2. 「こどもの生活・学習支援事業」の利用プロセス

制度周知・案内方法

- 児童扶養手当や就学援助を受けている家庭に対し、チラシを送付して周知を図っている。また、市内保育園に協力を仰ぎ、小学校就学前のひとり親家庭等の保護者に、積極的に声をかけてもらっている。
- 保育園とも児童虐待への対応や家庭児童相談等で常に連携している。保育園から「家庭環境が気になる保護者がいる」と情報を受け、保護者に事業案内をしてもらうこともある。
- 実施地区の小学校の校長や教職員が本事業の意義に共感している場合には、直接保護者に事業を案内するなど、事業への理解が深く、案内方法に配慮した上で、対象家庭に事業を案内してくれる。実際、学校からの協力があると、保護者の同意を得やすい傾向にある。
- 支援が必要な家庭に対象を限定した事業であるため、差別に繋がらないような制度周知の方法について苦慮している。

利用可否の判断

- 年3回、市内で本事業に関係する機関が集う会議を設けている。本事業担当課、障害福祉の担当課、放課後児童クラブの担当課、生活保護の担当課、委託先事業者、該当地区の保育園（2園）及び小学校（2校）が参加して、気になる家庭について情報を共有し、本事業の周知・案内を行う家庭について協議している。また、保育園との連携により、就学前の段階から事業対象となるこどもを把握しておくことで、小学校入学後にすぐ支援を開始できる場合も多くみられる。
- 本会議を定期開催することで、自治体が関係機関と定期的に関わりを持つことができている。そのため、本事業担当課は、定期的に担当者が異動となっても、関係機関との連携体制を継続できているものと考えられる。
- 上述した会議以外で、本事業担当課に関係機関が情報を共有する際には、電話で連絡することが多い。保育園や学校から、本事業担当課に対して、気になるこどもに関する情報の提供があった際には、関係者間で情報交換を行い、必要に応じて本事業の周知・案内を行っている。

- 上述した会議において「気になる家庭」に関する情報が共有され、当該家庭に事業を案内した場合であっても、必ずしも事業の利用を希望するわけではない。特に、もともとその家庭との繋がりを有する支援者がいない場合、保護者は突然、事業の案内を受けることとなり、驚きや抵抗感を示す傾向にある。そのため、誰がどのように対象家庭に本事業を案内するのか悩ましい。
- 利用希望者には、必ず、事前に事業実施場所を見学してもらうこととしている。見学時には本事業担当課と委託先担当者が、保護者に対して面談を行うとともに、事業の説明を実施している。

3. 「こどもの生活・学習支援事業」の取組内容

- 定員は15名としている。
- 基本的にはマネージャー1名、支援者1名、パートスタッフ2名、学生スタッフ2名等が交代で対応している。概ね、支援者1人に対して利用者3～4人程度となるよう、支援体制を組んでいる。
- 現状、担当制は設けておらず、支援員全員で一体的にこどもを見守る体制としている。今後、対応が非常に難しいこどもを支援する必要性が生じた場合には、担当制を導入する可能性もある。
- 支援内容は利用者ごとに異なる。利用開始時に保護者が委託先担当者と作成した個別支援計画書をもとに、利用家庭のニーズに合わせて適宜決定している。

家庭の状況の把握

- 本事業担当課は、利用家庭に対して、定期的に家庭訪問等を行っている。特に利用開始から日が浅い時期は、家庭訪問を行って保護者と直接面談し、家庭環境やこどもの様子を把握するよう努めている。事業の利用開始から一定期間が経過し、家庭の状況が安定していると判断したら、電話等によるフォローに切り替えることもある。委託先が家庭訪問を行うことはほぼないものの、こどもの送迎時に、保護者から家庭環境を聴き取ることがある。
- 利用開始時の面談で、保護者が委託先担当者ととも個別支援計画を策定し、その後半年ごとの面談で、計画の評価・見直しを行っている。

送迎の工夫

- 日本財団の助成を受けて送迎用の車両を導入し、小学校から事業実施場所まで送迎を実施している。事業実施場所は基本的にこどもたちの小学校区内に位置しており、小学校から事業実施場所までの距離はそこまで遠いわけではない。ただ、利用家庭の多くが住む県営住宅が小学校に隣接しており、県営住宅のこどもたちは普段の生活で、徒歩で事業実施場所まで移動する機会は少ないと考えられる。こうした利用者が事業実施場所ま

で徒歩で移動している時に事故やトラブルに遭うリスクを懸念し、小学校1年生と学区外から通う場合、その他送迎の必要があると判断されたこどもについては、事業実施場所までの送迎を実施することとした。

- 事業実施場所から自宅に帰る際には、基本的には保護者が自家用車で迎えに来るよう依頼している。保護者に迎えに来てもらうことは、事業実施場所でのこどもの様子や軽食の内容等を把握してもらえる点でメリットがあると考えている。ただし、やむを得ない事情（生活保護世帯で自家用車を所有していない、その他車を使用できない事情がある等）があり車での送迎ができない場合は、事業実施場所の担当者が送迎することがある。

軽食の提供

- 手作りの軽食を提供しており、一部の食材については、フードバンクや企業からの寄付を活用しています。

長期休暇中の学習支援の追加開催

- ひとり親家庭では、多くの場合、夏休み等の長期休暇中も保護者が仕事で多忙であり、こどもへの支援ニーズが高い。そのため、事業開始当初から長期休暇中に夏休みの宿題のサポートを行う等の学習支援を行うほか、イベント等を開催している。具体的には、美術館への訪問などの体験学習を行い、こどもが長期休暇中も楽しく活動しながら過ごせるよう工夫している。かつてキャンプや星空観察等のイベントを開催したこともあった。

発達に課題があるこどもへの対応

- 就学前から発達に課題がみられつつも、障害福祉サービスにつなげていないこどもが一定数いる。事業実施場所の活動中、特別な支援が必要であると判断した場合には、本事業担当課を通じて別の支援団体につなげることがある。なお、委託先は手厚い支援体制を敷いているため、発達障害グレーゾーンのこどもが、事業実施場所では比較的落ち着いて過ごせることもある。
- 委託先事業者はもともと高齢者福祉施設を運営しており、認知症の対応に高い専門性を有していた。こどもに発達障害がある可能性を理解できる一方で、愛情不足や経験不足によって「わからない」「できない」という状況に陥っているこどもも多いと考えている。例えば、小学4年生の子が「生まれて初めて誕生日を祝ってもらった」と語った例や、小学1、2年生の子が「初めて抱っこしてもらった」と語る等、家庭環境からの影響も大きいと感じている。こうした背景から、一般的に「発達障害である」と断定すること自体が難しい面がある。
- こどもの行動の変化は10年～20年のスパンで中長期的に見守る必要があると考えている。学習支援にあたっては、こどもが多くの経験を得て学び、こどもの中長期的な変化

に寄り添える形でアプローチを行うように心掛けている。

研修の実施

- 事業実施場所の職員は日本財団がオンラインで提供している研修に積極的に参加し、子どもへの対応方法やアプローチの仕方等を学んでいる。また、自法人が運営する放課後児童クラブや保育園等で開催されている、「大学教授等の専門家による、こどもの発達や子どもとの関わり方についての研修会」に参加することもある。

4. 事業の成果

- 席に落ち着いて座れなかった子どもが、事業での支援を通じて、自ら着席できるようになった事例がある。
- 何年も宿題をしたことがなかったが、学習支援に参加することで自発的に宿題を提出するようになり、「先生に宿題を提出することが喜びだ」と感じるようになった小学6年生の子どもがいた。
- 利用している子どもの変化が本事業によるものなのか、証明することは難しいものの、子ども自身がもともと持っている力が自然に伸びていることは確かであり、本事業を通じてそのサポートができているものと考えている。本事業の支援を通じて子どもの成長に触れることが非常に嬉しい。

5. 今後取り組みたい課題、今後の展開

今後取り組みたい課題

- 行政による支援に強い抵抗感を示す家庭が一定数あるため、適切な支援に繋げることができず、もどかしいことがある。
- 支援が必要な子どもが市内各地域にいるものの、受け皿が不足しているために対応できない地域があり、課題である。本当に支援が必要な家庭へ支援が届かないのが一番の課題であると感じており、支援体制の改善に向けて、本事業担当課と委託先事業者がたびたび協議を重ねている。
- 利用対象の子どもに対して、非常に丁寧な対応が必要となる事業であるため、当市で事業を量的に拡大することには限界がある。
- 本事業は生活困窮家庭を主な対象としているため、事業を広く周知することが困難である。周知にあたっては慎重な配慮が必要であり、事業を必要とする家庭に対して、必要な情報を届ける上でのハードルが高い。

今後の展開

- 子どもが小学校を卒業、または、本事業の利用が終了となり支援対象から外れた後、不

登校の状態や生活習慣の乱れが再び表面化する場合もあるため、引き続き、居場所づくり支援や学習支援は必要であると考えている。小学校高学年の学習支援事業を同じ建物内で本事業とは別建てで実施しているため、必要に応じて、その事業に参加いただくことで、継続的な子どもたちのフォローアップを実施しているところである。

6. その他自由意見

- 成果が数値で見えにくい事業であるが、子どもの健やかな育成環境整備のためには財政的な支援が欠かせないため、補助金の継続をお願いしたい。

新潟県南魚沼市

1. 「こどもの生活・学習支援事業」の取組経緯

- 平成 27 年度より生活困窮者自立支援制度に基づいて学習支援事業を始め、平成 28 年度よりこどもの生活・学習支援事業と合同で実施している。
- 平成 27 年までは別の団体が学習支援事業を実施していたが、平成 28 年から社会福祉協議会（以下、社協）に委託した。
- 生活困窮世帯の貧困の連鎖を防止するための取り組みが心構えとして変わらずあり、特に生活保護世帯を含む困窮世帯への支援を行っている。その中でひとり親世帯への支援の拡充が図られている。

2. 「こどもの生活・学習支援事業」の利用プロセス

制度周知・案内方法

- 就学援助世帯、ひとり親医療費助成制度申請者世帯のうち中学生のいる世帯へ向けて案内文を郵送している。生活保護利用世帯や他の行政機関が関わる家庭からの相談・問い合わせにより、面談を実施して利用可否を判断することもある。過去に 1～2 件、支援員の募集案内を見た対象者から事業利用に関する問合せをもらったこともあった。
- 年度初めに委託先担当者が市内中学校に訪問し、事業の案内をしている。

利用教室の決定方法

- 利用教室は 4 つあり、市内 4 つの中学校の学区に応じて利用者を振り分けている。
- 実施場所は公民館等の場所を借りている。立地としては、学校に近すぎると学校に通っていない子どもにとっては心理的な抵抗がある可能性を考慮し、学校から通うことが可能であり、かつ少し離れた場所として、学校から徒歩約 10 分程度の距離に設定した。
- 学校への通学にバスを利用している子どもが、学習支援の利用日には放課後、学習教室に徒歩で向かうとなると、学校側がこどもの安全を心配する可能性がある。そのため、社協から学校に、学習教室の利用のために徒歩で帰る旨をあらかじめ通知している。

3. 「こどもの生活・学習支援事業」の取組内容

- 毎週月曜の 15 時 30 分～18 時 30 分のうち、2 時間の参加を基本としている。月曜は中学校の部活がなく学校が早く終わるため、参加しやすい日として曜日を設定した。参加時間は最大 2 時間とし、こどもの事情に合わせて調整している。
- 学習支援の内容としては、宿題・テスト勉強等、こどもの自主学習のサポートを基本としている。当日にここまでやると決めた学習が終わった後は自由時間としており、読書や昼寝をする子どももいれば、支援員とトランプ、将棋、ボードゲームを楽しむ子ども

もいる。

- 通常、各教室に支援員2名を配置している。利用者の数が5～6人を超える教室には、支援員の加配を検討する。
- 基本は、利用者1～2人に対して支援員1人が関わる体制を基本とし、きめ細やかな支援を実施している。
- 教材は、学校での学習内容に合わせるため、利用者が持参したものを使用することとしている。教材を持参しなかった場合、支援員が持っている教材を使用することもある。

その他の取組内容と工夫

- 学習支援とは別に年に数回のイベントを実施している。イベント内容としては、クリスマス会、カレンダーづくり、メッセージカードづくり等を行っており、支援員と一緒に思い出作りができるほか、こどもの自己表現の場、自己肯定感の向上の機会となっている。
- 学習教室からの帰宅時は、安全面を考慮して基本的には家族にお迎えをお願いしている。仕事や病気等の事情で家族によるお迎えが困難な場合は、事業費でタクシーを利用してもらうことにしている。タクシー会社との間に覚書を交わしており、こどもが利用した分の請求書をもらい、タクシー代を振り込むこととなっている。学習支援の利用申込時にタクシーの利用希望を確認し、希望するこどもの情報をタクシー会社に伝えている。現在のタクシー利用者は2名で、うち1名が定期的に利用している。学習教室を欠席した際のキャンセル料も事業費で対応している。

委託先・他機関との連携

- 2か月に1回、支援員と社協の事務局、市の担当課が参加する情報交換会議を実施し、支援員からの報告を主として利用者の様子や支援における課題を共有している。

支援員配置に関する工夫

- 支援員は教員OB、社会福祉士資格保有者、塾講師経験者など多様なバックグラウンドを持つ人々で構成されている。
- 支援員の選定時には、「単なる塾ではなく居場所や安心感を提供する場所である」という理念に賛同する人材であることを重視している。
- 支援員の募集については、過去に市で行っていた別の学習教室事業の先生に声掛けをしたほか、その先生からの紹介、社協の定期的な福祉情報誌への掲載によって募集している。
- 支援員の得意科目や自己PRをまとめた資料を生徒に配布し、こどもは支援員の特徴を見て学習内容を決めることができるようになっている。

4. 事業の成果

- 学習教室が子どもにとって安心できる居場所となり、子どもが継続的に学習教室に参加しているということがまず大きな成果である。受験指導としての支援は行っていないが、中学3年生で本事業を利用した者の高校進学率は100%である。
- 中学生の時に不登校だった子どもが学習教室の利用を通じて自分の思いを周囲に伝えられるようになり、高校・大学進学し、一人暮らしをするようになった例もある。
- 次年度に向けて年度末に保護者と子ども向けのアンケートを実施しており、「学習の意欲が湧いた」、「通って良かった」という感謝の言葉が聞かれた。

5. 今後取り組みたい課題、今後の展開

支援員の確保に関する課題

- 年代が近い大学生の支援員を増やすことで、子どもたちのロールモデルとなってもらい子どもが将来の夢を考えるきっかけとなるのではないかと考えている。大学がそばにあれば学生の協力を得ることもできるかもしれないが、今はそういった体制がないのが現状である。今後は、例えば県内に住む大学生にオンラインで支援員として活動してもらうことなどを検討していきたい。
- 体調不良や家庭の事情により活動を休止せざるを得なくなる支援員もいるため、ある程度の人数の支援員を安定的に確保したい。また、参集型の学習支援に加え、訪問型の学習支援に対応できる支援員の確保も必要である。

支援の対象者拡大に関する展望

- 小学生への支援の拡充を検討しているが、小学校区外内に学習教室がない利用希望者が出てくることになり、安全面から送迎が必要となる利用者の数が増えてしまうことがハードルとなっている。
- 高校生も学習支援の対象となっているものの、小・中学校の元教員の支援員が多く、高校の科目に対応できる支援員が少ないことを課題視している。また、現在、中学生が利用することを前提として、教室の場所や時間帯を設定しているため、高校生が利用する場合、現行の支援体制だと利用しにくい側面があり、見直したい。

事業の周知方法に関する課題

- 保護者が多忙である場合、本事業の案内が届いても、事業内容を確認して利用を申し込むことへのハードルが高いものと考えられる。利用申込のハードルを下げられるような周知方法を検討したい。

滋賀県米原市

1. 「子どもの生活・学習支援事業」の取組経緯

- 委託先事業者である社会福祉協議会が、平成 29 年度からモデル事業として先行的に実施していた。
- 市内に集合型教室を 2 箇所設置して長期休暇等に学習支援を実施していたが、個別のニーズに合わせた支援の必要性が出てきたため、個別支援を実施するようになった。
- 上記の状況を踏まえ、学習支援の実施を拡充するため、令和 2 年度から委託事業として「生活困窮世帯・ひとり親家庭等の子どもの生活・学習支援事業」を開始した。本事業の開始にあたっては、事業内容や進め方について、社会福祉協議会と丁寧な協議を重ねた。現在も生活困窮者自立支援制度事業と併用で、本事業に取り組んでいる。
- 本事業はひとり親家庭のこどもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止するとともに、新たな貧困を生まないようにするため、開始したものである。ひとり親家庭のこどもに対して、基本的な生活習慣や学習習慣の習得支援、食事の提供等を行い、ひとり親家庭等のこどもの生活の向上を図ることを目的としている。
- 本事業の対象世帯はひとり親家庭と生活困窮世帯であるため、こどもへの支援に取り組んでいる関係団体との広い繋がりを活用して、支援を行うための連携体制を徐々に構築していった。

2. 「子どもの生活・学習支援事業」の利用プロセス

制度周知・案内方法

- 後述するとおり、当市では学校との連携体制を構築できており、学校側で本事業による支援が必要であると判断されるこどもがいる場合は、小中学校に該当する家庭に関する情報を提供してもらってチェックシートを渡し、該当する家庭に関する情報を委託先事業者のコーディネーターに提供してもらって依頼をしている。
- コーディネーターが家庭状況や学習面のニーズの詳細を学校や関係機関に聞き取っている。

利用可否の判断、利用教室決定の方法等

- コーディネーターが学校等から聞き取った情報をもとに、委託先事業者である社会福祉協議会と当市が共同で支援の必要性を検討することとしている。
- また、学校等から「学習支援事業につなげたい」というこどもの情報が提供されたタイミングで支援検討会議を不定期開催しており、令和 6 年度は 3 回実施した。会議には、本事業担当課、困窮家庭への学習支援の担当課、委託先事業者である社会福祉協議会の担当者及び学校教育課の職員が参加している。支援員には社会福祉協議会のコーディネーターから支援検討会議での決定内容を伝えている。会議では、対象となるこどもや世

帯の状況を踏まえ、利用の可否や支援方法を検討している。

- 上記の検討の結果、支援が必要と判断された場合は、委託先事業者（本事業担当課が同席する場合あり）から、子どもや保護者に事業内容を説明し、同意を得た上で、利用手続きを進めている。
- 利用開始前に対象家庭と行う面談では、委託先事業者が支援内容の提案を行うと同時に、子どもまたは保護者のニーズを聞き取り、一緒に支援内容を決定している。なお、利用開始時だけでなく、保護者との面談は年に一回程度実施している。学校関係者や支援者等から寄せられた情報をもとに、支援内容を決定しているため、子どもの状況を把握するための証明書類の提出は求めている。

学校との連携

- 社会福祉協議会は、別途実施している福祉学習を通じて、学校との連携体制を構築してきた。学校との接点を活用して、各小中学校へ年度初めに巡回し、事業の説明を行っている。
- 本事業の内容を年度初めの校長会等で毎年周知している。校長の異動があった場合には、異動があった学校を訪問し、校長に対して事業内容を説明している。
- 令和5年度までは、社会福祉協議会内のコーディネーターと市の担当者が年1回程度管轄地域内の各小中学校を訪問し、校長を含め教職員に対して事業内容を詳細に説明していた。

3. 「子どもの生活・学習支援事業」の取組内容

- 学習内容は、子ども本人が取り組みたい教材と一緒に進めることを基本としている。ただし、学習意欲が低い子どももいるため、学校と連携し学校側で課題を用意してもらう場合もある。また、社会福祉協議会が用意した簡単なプリントを、状況に応じて活用することもある。
- 令和5年度に利用対象者に関する要綱を改正し、小学生から高校生までの学生に加え、定時制高校や高校中退者等多様な状況におかれた子どもを対象に含めている。利用者は中学生がやや多い印象である。
- 中学3年生や高校生から、進学に関する相談を受けることがある。基本的には学校が進学支援を担うものと整理しており、学習支援の現場では、適宜学校と情報を共有し、必要に応じて相談に対応している。
- 原則として学習支援の利用日は固定の曜日としている。15時～16時半ごろから、1時間から1時間半程度、支援を行うケースが多い。
- 学校に通えていない子どもの家庭に訪問したタイミングで、昼食が手つかずの状態が残っている様子等から、生活リズムの乱れを把握できる場合もある。
- あたたかい手作りの食事（主菜、副菜、ごはん、汁物、デザート。メニューは子どもが

リクエストすることもある。)を提供しており、学習や活動の後スタッフと一緒に食事をとっている。食材の調達費用は社会福祉協議会の善意銀行事業の利用や市民や団体等からの寄付、フードバンク等も活用している。

関係者の連携に向けた会議

- 支援員同士で定期的にサービス調整会議を開き、その場で利用者がどのようなニーズを有しているか共有し、対応策を検討している。

支援員の確保に向けた取組

- 支援員は、基本的には元教員や幼稚園教諭、現役の学校サポーター、社会福祉士資格を持つ者等多様な経歴を持つ方々である。主に社会福祉協議会がこれまでボランティアとして関わってきた経験のある人に声をかけ、こどもとの関わりに慣れた人材を確保している。

4. 事業の成果

- 1対1でこどもと関わる中で、こどもが自分の気持ちを話しやすくなったという事例がある。
- 本事業を通して世帯の状況を把握することで、進学時の貸付等、必要な支援につなぐ契機となっている。
- 「本事業の利用者が、学習に対して意欲的に取り組むようになった」という声を学校から聞いている。

5. 今後取り組みたい課題、今後の展開

今後取り組みたい課題

- 学習支援が必要であると学校から情報提供があっても、対象世帯のこども本人が利用を希望せず、支援に繋がらないケースがある。支援に対して抵抗感がある世帯にどのように対応するか、検討する必要がある。
- 利用者の中には、学校を中退しており進路に課題を抱えている者もいる。生活困窮者自立支援事業の就労準備支援事業や重層の支援体制整備事業（参加支援事業等）を利用してもらうなど、具体的な対応策・支援策を検討する必要がある。

今後の展開

- 令和7年度から児童育成支援拠点事業を実施する予定である。本事業との棲み分けを図り、より多くのこどもが支援を受けられる体制を整えたい。
- 今後も学校をはじめとした関係機関との連携を強化しながら、こどもたちが継続して学

びの機会を得られるよう支援体制を強化していきたい。

アスポート入間教室

1. アスポート学習支援事業の概要と目的

アスポート学習支援事業は、生活困窮者自立支援制度に先立つ 2010 年に開始された事業であり、その目的は貧困の連鎖を断ち切ることである。初期は、生活保護世帯に属するこども（特に高校進学を希望していないこども）を対象に実施していた。対象世帯のこどもは進学の意欲が低い傾向にあるため、まず家庭訪問を通じたサポートを行い、その後、学習教室での支援へと移行する流れが多かった。開始当初は 5 教室、160 人規模で実施されていたが、現在は委託を受ける団体（一般社団法人彩の国子ども・若者支援ネットワーク）職員約 100 名に加え、地域のボランティアの協力を得て、合計 1,900 人規模のこどもたちへの支援体制が整えられている。

2. 入間市における学習支援事業の実施状況

入間市は、人口約 14 万 3 千人で、中学生が約 3,700 人存在する。市内では児童扶養手当の申請タイミングを活用して事業案内・利用登録を行っている。

現時点で登録されたこどもの数は 99 人である。その内訳は、生活保護世帯が 9 人、残りの 90 人がひとり親世帯である。加えて、不登校のこども 18 人、外国籍のこども 10 人、極端な低学力者 32 人、発達障害のこども 13 人、親に精神疾患がある家庭が 12 件と、多様な支援ニーズが確認されている。

事業は市内の 3 か所の教室で行われ、各会場には約 20 人のこどもたちが参加している。その他、家庭訪問のみで支援を行うケース、2 学期以降に登校が途絶えたこどもに対して、継続的に声掛けを行うケース等、こどもの状況に応じた支援がなされる仕組みが整えられている。

3. 申込・面談及び情報収集のプロセス

入間市では、ひとり親家庭のうち対象世帯へ郵送による案内を行い、生活保護世帯については担当ケースワーカーが申込書を配布・回収する体制となっている。申込時には必ず面談を実施し、保護者から、家庭の状況やこどもの状況について詳細な情報収集を行う。面談で得た情報は、学習支援を開始する上での重要な判断材料となっている。

法人として、家庭訪問を通じてこどもの実情や学習環境を把握することを重視しているため、必要時には各世帯に家庭訪問できる体制が整えられている。

4. 支援団体の支援員体制と学習支援の実務

委託を受ける団体全体では、学習支援を担う有償の支援員が約 100 名配置され、各教室で

担当制が採用されている。支援員は、単独で担当する場合もあり、ボランティアに全面的に依存しない体制を構築している。支援員は、教員免許を有する4年制大学卒など、一定の資格・経験を有する者が中心であり、家庭訪問を通じて各家庭の実情把握とこどもの状況確認を行う。学習支援のボランティアは、支援時間帯にこどもと会話する際、あくまでこどもから情報を収集するにとどめ、家庭の状況に深入りしないよう留意している。また、ボランティア登録に際しては厳格な誓約書の提出が求められ、情報管理が徹底されている。支援員は、定刻（18時頃）にこどもやボランティアが集う時間帯に、事前ミーティングで連絡事項やこどもの学習状況、家庭の様子を共有し、効果的なサポートを実施している。

5. 現場での課題と対応策

人間市の現場では、ひとり親家庭の割合が高いため、生活保護世帯との対応に差が生じるケースがある。

最初は親が家庭訪問を拒否していても、食材の提供のための訪問や学習教室の様子を電話で伝えるなどを繰り返し、徐々に家庭訪問を受け入れてもらえるようになることが多い。こどもが学習中に寝てしまうことが多いケースなど、家庭の状況が心配な場合、支援員が家庭の状況を把握することとしている。

学習支援を行う中で、虐待を発見するケースもある。そうした緊急度の高い場面では自治体担当課や警察等の関係機関と連携して対応するよう、マニュアル内に定められている。支援対象の情報は、市役所や学校が把握している。自分から支援が必要だと言えないこどもに対しては、アウトリーチによる積極的な支援を実施している。

松戸市新松戸会場視察

1. 担当課と事業全体の概要

松戸市における本事業の担当課は、地域の子育て支援、ひとり親家庭支援の相談業務、就労支援、学習支援事業、養育費・親子交流支援、子どもの貧困対策に関すること、高等学校入学資金貸付等の業務を実施している。学習支援事業は、全6会場において5法人に委託して運営され、多くの利用者が児童扶養手当受給世帯のこどもである。

2. 事業開始の流れと利用プロセス

母子・父子自立支援員等への相談を経て、利用者の希望する会場に体験申込を行う。申込後はこども、親、法人の学習支援員による三者面談を実施し、学習や生活状況の把握およびルールの説明を行う。2週間の体験利用期間後、学習支援利用開始となる。

3. 法人との連携と情報共有

松戸市は、委託先法人から毎月、出欠状況などの定性および定量的な報告を受け、随時連絡体制（メーリングリストを活用）を確立している。新規受け入れの相談もタイミングを問わず受け付ける仕組みとなっており、またコロナ禍前は、定例会議において教材の工夫等の議論も行われていた。

4. 広報・居場所づくり支援

市のホームページおよび対象世帯へのチラシ送付などを通じて、事業周知を行っている。居場所づくり支援は、全6会場のうち5会場で実施され、こどもが安心して通える場所として、日常生活習慣や社会性を育むための相談支援等を行っている。

5. 支援スタッフの役割分担

支援体制は、以下の各担当者によって構成されている。

- ①管理責任者：事業全体の統括・管理を担当する。
- ②コーディネーター：従事者の配置管理や面談調整を行い、特に市・各法人の連携において中心的な役割を担う。
- ③学習支援員：各教室において学習支援の提供や準備を担当する。
- ④居場所支援員：居場所づくり支援を実施する。
- ⑤心理カウンセラー：希望する利用者に対して単発のカウンセリングを実施し、こどもへの適切な接し方について支援スタッフに情報を提供する。

6. 学習教室の現場運営

こども一人ひとりが希望する教科の学習を行っており、利用者(小学生)1～5名に対して、支援員1名が支援を行っている。こどもたちに自然な学びの場を提供するため、教室内に幅広い学年が混在している。

教室内では、開始前の面談や貼り紙、休み時間前の声掛け等によって、連絡先交換の禁止などのルールが明確に周知されている。

教室内には精神保健福祉士が常駐しており、こども一人ひとりに対し、適宜面談を実施するとともに、勉強以外の相談にも応じ、必要に応じて外部の関連機関へ繋いでいる。

教材の選定・購入、学生ボランティアの募集・採用は、委託先の法人が行っている。

学習教室の会場は松戸市が契約しているケースが多い(視察先の教室は、委託先の法人が所有する建物を利用していた)。

7. 課題と今後の展開

利用ニーズを有するこどもや家庭に対する周知を強化する必要がある。松戸市としては、今後、より積極的なアプローチにより、利用対象家庭への周知や利用促進を進める必要があると考えている。

こども家庭庁 令和6年度 子ども・子育て支援等推進調査研究事業
ひとり親家庭等のこどもへの学習支援の効果的な実施について
報告書

2025(令和7)年3月
みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部